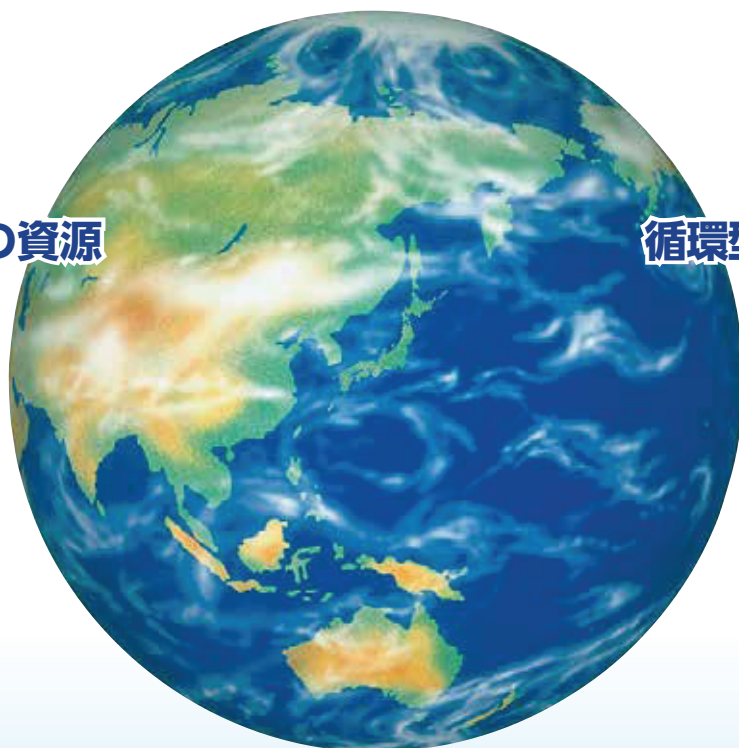


環境にやさしい企業活動のための ハンドブック

「心と技」で築く環境の時代

限りある地球の資源



循環型社会をめざして

令和8年4月

石川県

目 次

第1章 環境にやさしい企業であるためには	3
1 いしかわ事業者版（工場・施設版）環境ISO登録制度	5
2 環境情報開示とは？	7
3 J-クレジット制度	9
4 環境にやさしい企業活動の事例①（リサイクル活動事例）	12
第2章 環境法令と企業の責務	14
1 環境基本法とは？	16
2 地球温暖化対策の推進に関する法律とは？	18
3 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律とは？	24
4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律とは？	28
5 大気汚染防止法とは？	30
6 石綿障害予防規則とは？	32
7 悪臭防止法とは？	36
8 騒音規制法とは？	38
9 振動規制法とは？	40
10 水質汚濁防止法とは？	42
11 下水道法とは？	44
12 浄化槽法とは？	46
13 土壌汚染対策法とは？	48
14 循環型社会形成推進基本法とは？	50
15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは？	52
16 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律とは？	54
17 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法とは？	56
18 資源の有効な利用の促進に関する法律とは？	58
19 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律とは？	60
20 特定家庭用機器再商品化法とは？	62
21 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律とは？	64
22 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律とは？	66
23 使用済自動車の再資源化等に関する法律とは？	68
24 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律とは？	70
25 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに 海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律とは？	72
26 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律とは？	74
27 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律とは？	76
28 ダイオキシン類対策特別措置法とは？	78
29 工場立地法とは？	80
30 エネルギーの使用の合理化等に関する法律とは？	82

31 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法とは？	86
32 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律とは？	87
第3章 ふるさと石川の環境を守り育てる条例	89
1 ふるさと石川の環境を守り育てる条例とは？	89
2 水環境の保全	91
3 産業廃棄物の適正処理	93
4 公害防止に関わる個別の規制	95
5 環境影響評価の手続	99
6 地球環境の保全と循環型社会の形成	101
第4章 石川県環境総合計画	103
1 石川県環境総合計画とは？	103
2 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減（石川県環境総合計画 第1章(1)①）	105
3 循環型社会の形成（石川県環境総合計画 第2章）	106
4 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進（石川県環境総合計画 第5章）	107
〈参考資料〉	
環境にやさしい企業活動のための支援措置要覧	108

第1章 環境にやさしい企業であるためには

1992(平成4)年にブラジルで開かれた地球サミット以降、環境問題への対応が新たな展開をみせており、地球規模で考え、身近な視点から取り組むための施策が各国で総合的に行われるようになりました。

国では平成5年11月、環境保全に関する新しい理念を盛り込んだ「環境基本法」が制定されています。

本県においてもこうした新たな環境課題に対応するために、これまでの「石川県環境基本条例」、「石川県公害防止条例」、「石川県自然環境保全条例」等の分野毎に定められていた条例、要綱等を充実・整理・統合し、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例(通称:ふるさと環境条例)」を平成16年3月に制定しました。平成17年3月には条例に盛り込んだ施策を具体化した「石川県環境総合計画」を策定し、令和2年3月には、国の動向等を踏まえ、ふるさと環境条例を改正し、新たな「石川県環境総合計画」を策定しました。

その後、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた国の地球温暖化対策計画の改定など、本県の環境保全に関する状況が大きく変化したことから、令和4年9月に、ふるさと環境条例を改正するとともに、「石川県環境総合計画」を改定しました。

このような法律、条例、計画などは、持続可能な経済社会の実現のため、住民・行政・企業など社会の各主体の役割を明確にして、それぞれが自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことを基本理念としています。

その中でも特に企業の果たす役割は重要であり、これからの企業に対しては、単に法律や条例の規制を守るだけでなく、事業活動等に伴う資源やエネルギーを自主的に節減することによって環境への負荷を減らしたり、環境ビジネスなどを通じて積極的に環境保全に貢献することなど、いわゆる「環境にやさしい企業」であることが求められています。

また、環境省では、中小事業者等が容易に環境配慮の取組を進めることができるよう「エコアクション21」を策定し、その普及を図っています。

本県においても、平成19年12月に「いしかわ事業者版環境ISO」、令和2年6月に「いしかわ工場・施設版環境ISO」を創設し、「エコアクション21」などへの入門編として取り組めるようにしています。

また、企業が住民や行政などとパートナーシップを築くための手段の一つとして、自社の環境マネジメントシステムや環境会計導入等の環境保全活動を取りまとめた「環境報告書」の作成・公表が期待されており、環境省では、そのための各種手引きを作成しています。

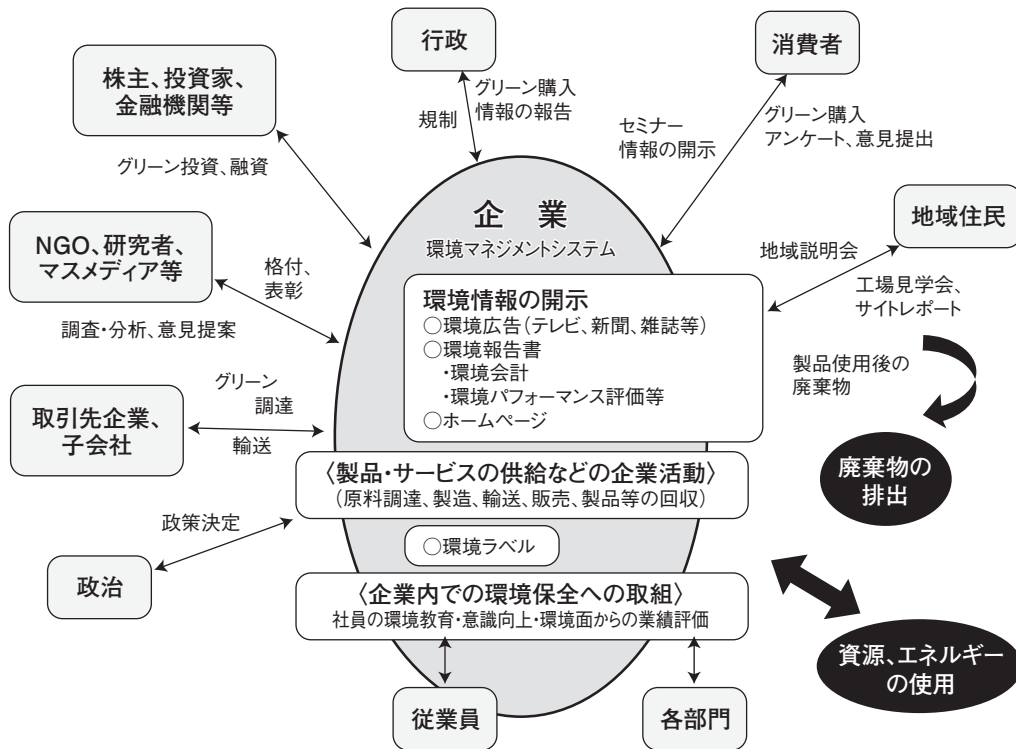
さらに、平成20年からは、市場メカニズムを活用し、最小のコストで温室効果ガスを削減できるとされる、「国内クレジット制度^(※)」等の国内排出量取引制度が開始されています。

以下では、このような環境にやさしい企業になるための各種手法を紹介していきます。

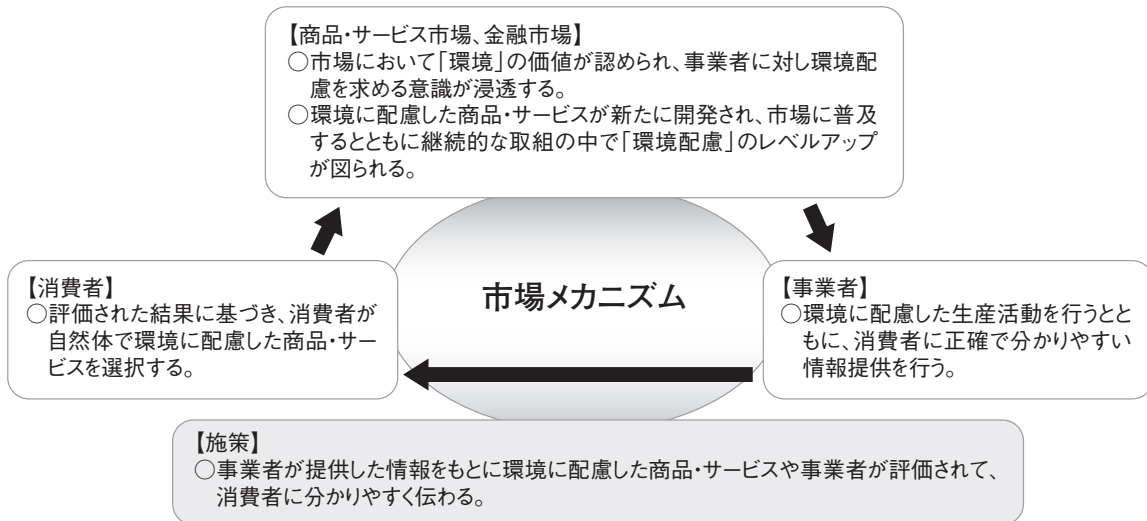
※制度の一本化による利便性向上のため、「国内クレジット制度」は平成25年度より、「J-VER制度」と統合され、「J-クレジット制度」として運用されています。



企業活動と環境コミュニケーション



グリーン化された市場のイメージ



出典：グリーンマーケット+(プラス)研究会「市場の更なるグリーン化に向けて」

1 いしかわ事業者版（工場・施設版）環境ISO登録制度

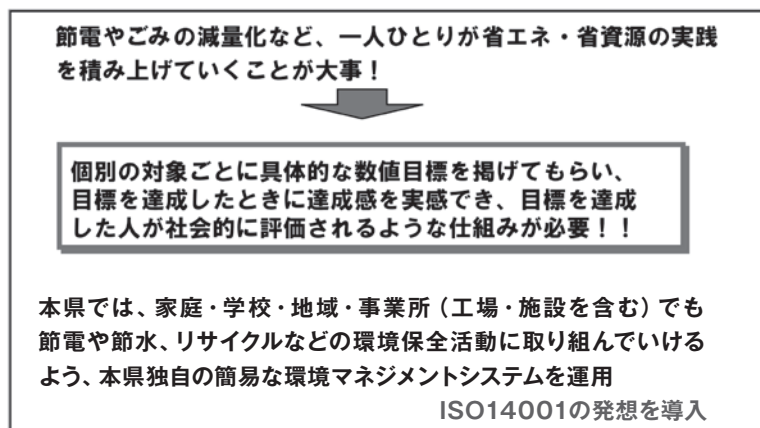
地球温暖化は、全世界的な課題であると同時に、事業活動や日常生活と密接に関連する身近な課題でもあります。その解決に向けて、県民生活のあらゆる場面において、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めていくことが必要です。

石川県では、すべての県民の方々に、日常生活の中で省エネ・省資源活動を実践していただくための、県独自の制度として、「いしかわ家庭版・学校版・地域版・事業者版環境ISO（以下、工場・施設版環境ISOを含む。）」の普及を進めています。

このうち、いしかわ事業者版環境ISOは、企業向け環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001や国の規格であるエコアクション21への入門編として策定されました。

令和7年3月末現在で1,072事業所が登録し、環境保全活動に取り組んでいます。

●いしかわ版環境ISOのしくみ



●取り組みやすさの特徴

取り組みやすさの特徴として次のようなことが考えられます。

○企業・団体など対象が幅広い

- ・製造業や建設業、小売業、サービス業などの企業
- ・NPOなどの団体

○石川県への登録制度

- ・「いしかわ事業者版環境ISO登録事業所」「いしかわ工場・施設版環境ISO登録事業所」として県に登録
- ・登録期間は2年間（2年後更新）

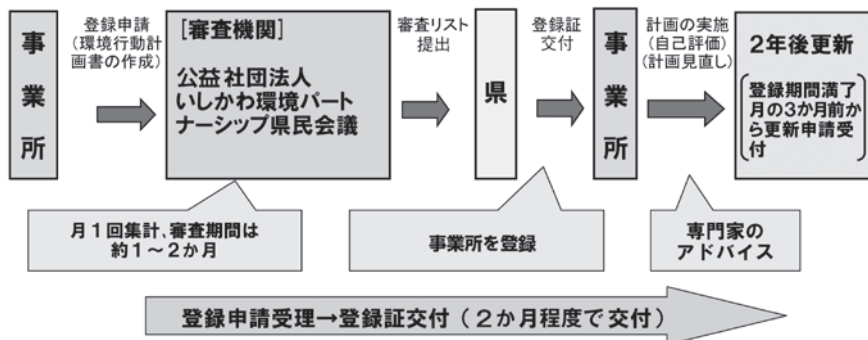
○簡単に環境マネジメントシステムに取り組める

- ・登録手数料は1事業所につき1万円（2年間）
- ・ISO14001やエコアクション21にステップアップするための入門編

○環境マネジメントの専門家からアドバイスが受けられる

●登録までの流れ

申請から登録までの期間が2か月程度と、他の環境マネジメントシステムに比べ短く、登録までの間も、環境マネジメントの専門家から適宜アドバイスを受けることができるなど、登録を目指す事業所をサポートする体制も整っています。



《いしかわ事業者版環境ISO ロゴマーク》

登録事業所は、このロゴマークを事業所のパンフレット、カタログ、社員の名刺等に表示することができます。

(問合せ先) 石川県カーボンニュートラル推進課
(公社) いしかわ環境パートナーシップ県民会議

電話076-225-1469 FAX 076-225-1479
電話076-266-0881 FAX 076-266-0882

2 環境情報開示とは？

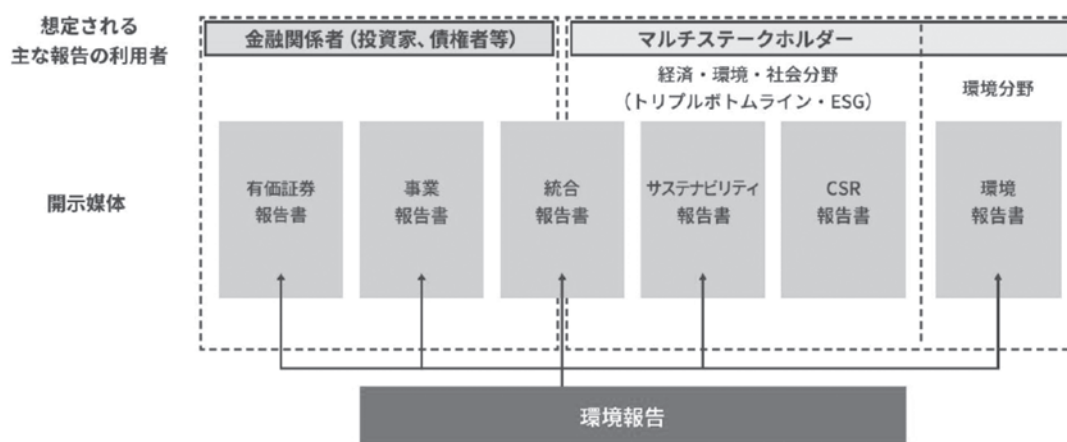
環境報告は、事業者が、事業活動による直接的・間接的な環境への重大な影響について、ステークホルダー（利害関係者）に報告する行為です。重大な影響には良い影響も悪い影響も含まれますが、それらを事業者が環境マネジメントによってどのように適切にコントロールし、その結果として持続可能な社会の実現にどう貢献しているのかをステークホルダーに伝えることが役割です。ステークホルダーの範囲はきわめて広く、場合によっては社会全体、さらには世界規模にまで拡大されることがあります。そのため、事業者は読者が社会全体に及んでいることを念頭に置いて環境報告を作成する必要があります。

環境報告を実施することにより、事業者は、人類全体の共有財である自然資源を利用して事業を行う者として必要な説明責任を果たし、また、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、社会と事業者の間の環境コミュニケーションを促進することができます。

●環境報告ガイドライン

サステナビリティ報告書等の任意で作成する報告書や制度的に作成が義務付けられる有価証券報告書、事業報告書等の財務報告書にも環境報告が含まれる場合があることを踏まえ、「環境報告ガイドライン（2018年版）」は、環境報告書の作成指針ではなく、環境報告という行為についての指針を提供する立場をとっています。

<想定される利用者別の環境報告の開示媒体>



そのため、どのような名称や内容の報告書であっても、環境報告が含まれる場合には、それらの報告書の基礎情報、ガバナンス、戦略等の組織・経営体制情報、重要な環境課題の報告指針として、ガイドラインを利用することが可能です。

<関連する手引き等>

- ・環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～
- ・環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）
- ・環境報告書に係る信頼性向上の手引き（第2版）
- ・エコアクション21 ガイドライン 2017年版（改訂版）

●気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

環境省では、気候変動の影響を受けやすいとされる業種が、TCFDの報告書で戦略の開示にあたり求められているシナリオ分析を円滑に実践できるようにするため、平成30年度から「TCFDに沿った気候リスク・機会のシナリオ分析支援事業」を実施し、支援事業における実例等を「TCFDを活用した経営戦略のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド～」として取りまとめています。

（参考資料）「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～」

（環境省ホームページにあります）

（問合せ先）環境省大臣官房環境経済課

電話03-5521-8229 FAX 03-3580-9568

3 J-クレジット制度

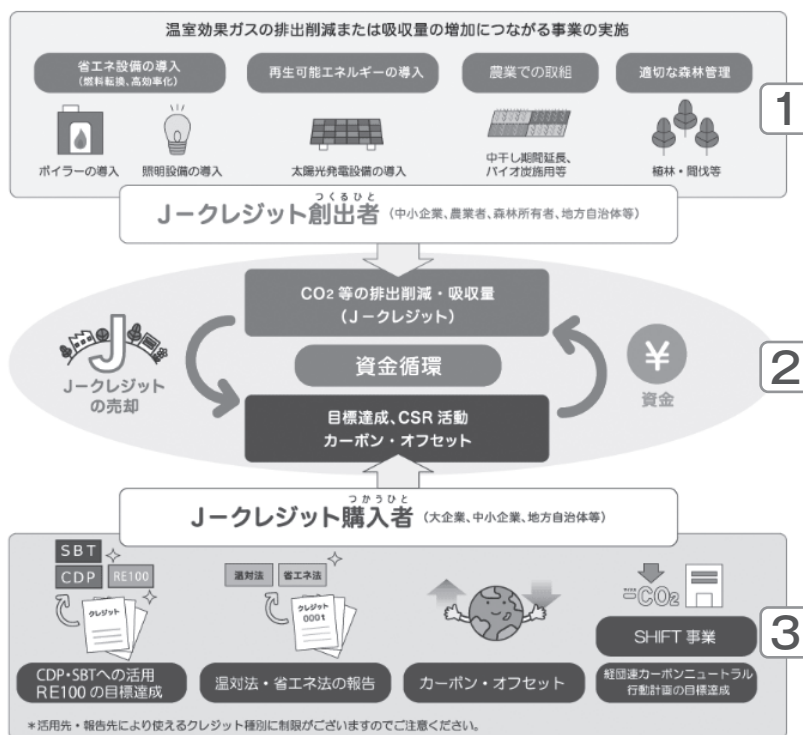
1997（平成9）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で京都議定書が採択され、先進各国の温室効果ガス削減量の数値目標やその達成時期などが定められました。

日本は、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度の第一約束期間中の温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度比で6%削減する約束をし、その達成手段の1つとして、「国内クレジット制度」や「J-V E R制度」など国内版の各種排出量取引制度が創出されました。こうした取組の結果、京都議定書第一約束期間中の日本の温室効果ガス排出量は、1990年度比8.7%減となり、国際的な約束を果たすことができました。

「国内クレジット制度」と「J-V E R制度」は、利便性向上のため、平成25年度より「J-クレジット制度」に一本化され運用されることとなりました。ここでは、この「J-クレジット制度」についてご紹介します。

● J-クレジット制度とは？

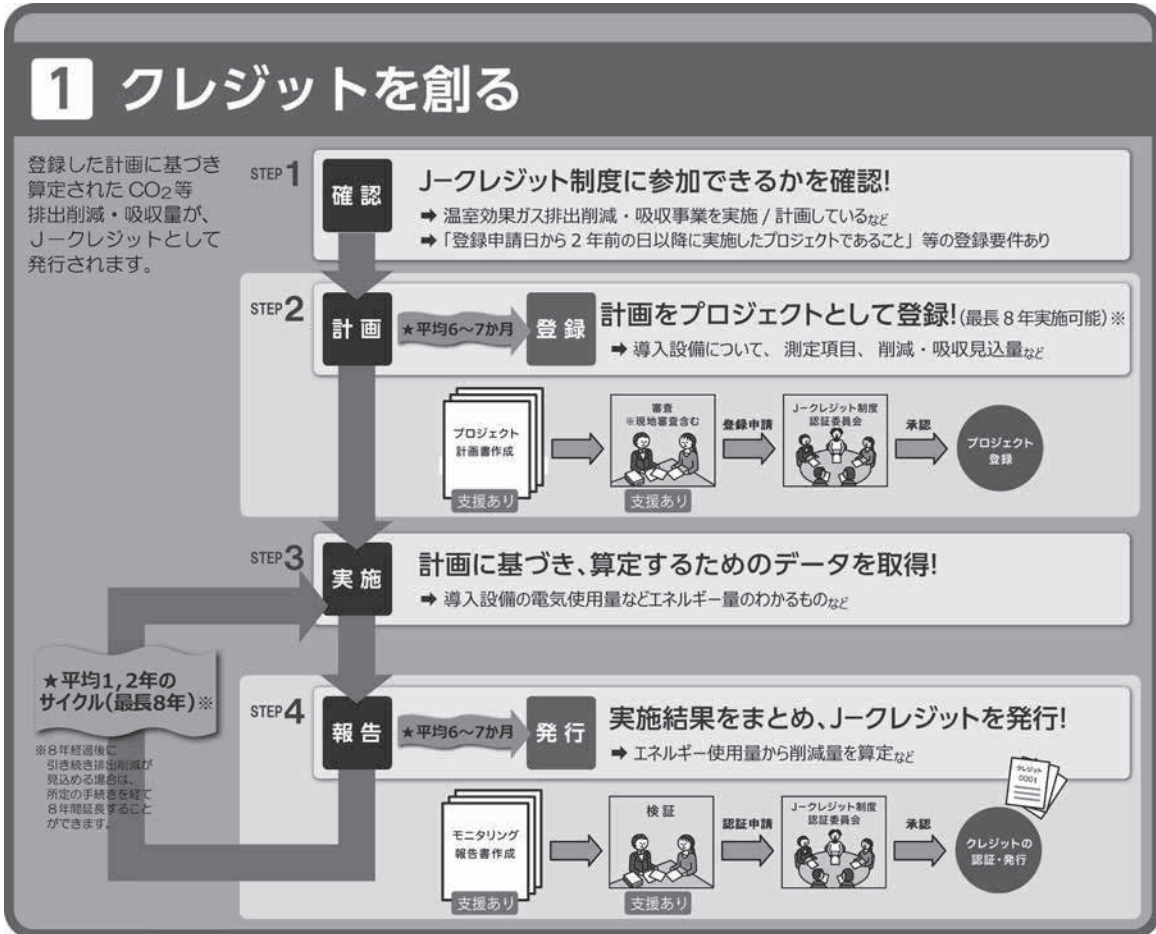
J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。



● J-クレジット制度参加者のメリット

プロジェクト実施者 (クレジット創出者)	<ul style="list-style-type: none"> ①省エネ対策・再エネ活用によるランニングコストの低減効果 ②クレジット売却益 ③地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果 ④J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化
クレジット活用者	<ul style="list-style-type: none"> ①温対法・省エネ法の報告への活用 ②各種企業評価調査等におけるクレジット購入のPR ③製品・サービスに係る排出量をオフセットすることによる差別化・ブランディング ④日本各地の森林保全活動や再エネ活動への貢献のPR ⑤企業や自治体との新たなネットワークを活用したビジネス機会創出

● J-クレジット制度への登録・認証の大まかな流れ



3 クレジットを使う

活用方法や活用事例は、「活用方法」「取組方法」「マーク」「事業者名」で検索できます。ご参照ください。
■J-クレジット制度HP：活用事例一覧
https://japancredit.go.jp/case_search/



再エネ発電・再エネ熱由来のJ-クレジットはCDP質問書・SBTでの報告、再エネ発電由来のJ-クレジットはRE100達成のための再エネ調達量として活用できます

CDPとは 投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的なNGO。気候変動等に関わる事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、評価したうえで公表するもの。

SBTとは パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。

RE100とは 事業活動で使用する電力を、全て再生可能エネルギー由来の電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアチブ。

温対法の排出量調整、電気事業者の排出係数調整に活用できます

温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）における排出量報告の調整に活用できます。また、電気事業者が、温対法の算定・報告・公表制度で公表される電気事業者別排出係数や、メニュー別の排出係数の調整に活用できます。



カーボン・オフセットに活用できます

環境への貢献PR、企業や製品の差別化、ブランディングに利用可能です。CO2を実質排出しない会議（オンライン含む）の実現のため、CO2排出量の算定ツールをホームページでご紹介しています。

カーボン・オフセットスキーム（How to）は、こちらをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/case/scheme/>



● J-クレジット制度の手続支援

国や事務局では、プロジェクト登録に必要な「プロジェクト計画書」作成の代行、クレジット認証に必要な「モニタリング報告書」作成のサポート、第三者機関による審査費用の支援等を実施しています。

（参考資料） J-クレジット制度ホームページ（<https://japancredit.go.jp/>）

（問合せ先） J-クレジット制度事務局

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 環境エネルギー第2部

電話：03-5281-7588 E-mail：help@jcre.jp

4 環境にやさしい企業活動の事例①（リサイクル活動事例）


私たちの社会が持続的に発展していくためには、これまでのような資源の大量消費、製品の大量生産、ごみの大量廃棄といった社会経済活動や生活様式そのものを見直し、廃棄物の発生・排出抑制と資源の有効利用に積極的に取り組み、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することが必要です。

そのためには、それぞれの企業において工程の見直し・改善等により、まず廃棄物の発生・排出を押さえること（発生・排出抑制）が最も大切です。その上で、これまで廃棄物としていたものを、できるだけ繰り返し使用し（再使用）、使用できなくなったものについては適正な処理を加えることにより再資源化し、原材料として利用する（再生利用）、あるいはエネルギー源として利用する（エネルギー回収）ことが重要です。これらの再生利用等を徹底するために、新たな技術開発や生産設備の改善等が望まれています。

県では、平成10年9月に「石川県リサイクル製品認定制度」を創設するなど、企業におけるリサイクルを推進してきました。平成21年12月には、新たに「環境にやさしい」という付加価値を盛り込むため、CO₂排出量削減の観点から、認定要件に「環境負荷低減等に関する項目」を加え、「石川県エコ・リサイクル製品認定制度」に名称を変更しました。

石川県エコ・リサイクル製品認定制度について ●問い合わせ先 石川県生活環境部資源循環推進課

認定マーク



一定の認定基準に適合するエコ・リサイクル製品を認定し、エコ・リサイクル製品の利用拡大とエコ・リサイクル産業の育成を図ります。

対象製品

原則として石川県内で発生する循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を利用し、県内で製造加工され、販売されているリサイクル製品等

事業場

生活環境の保全に関する措置が講じられ、かつ、知事が認める環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、いしかわ事業者版環境ISO、いしかわ工場・施設版環境ISO）を取得している事業場において製造加工される製品であること。

事例

- 古紙を利用したトイレトーパー、事務用品（ファイルなど）
- 焼却灰を利用したコンクリート二次製品など
- 廃瓦などを利用した舗装材など

認定審査

申請製品は、学識経験者等から構成される認定審査委員会で認可の可否について意見を聴取します。

〈石川県エコ・リサイクル認定製品一覧表〉（令和7年10月10日現在：51企業89製品）

区分	分類	製品名	再生資源	企業名	認定番号		
家庭・事務所	紙類	エコトイレトーパー（各種）	古紙	㈱北國製紙所	1		
		KG CRAFT mask case	古紙	㈱中島商店	215		
	文具類	その他	おきあがみ	古紙	キンコーズ・ジャパン(株)	234	
		ファイル・バインダー類	古紙再生ファイル	古紙	加賀製紙(株)	24	
		ファイル・バインダー類	豊緑名刺入れ・豊緑カードケース	豊緑端材	㈱浜中たみ店	190	
		紙製品	I LOVE おもてなしファイル	和紙・水引・セロハンの端材	夢工房ナカシマ	226	
	その他	紙製品	らくがき帳 バナナノート・ももノート	紙くず	㈱ダイトクローボレーション	188	
		紙類	板紙（各種）	古紙	加賀製紙(株)	10	
		家庭用繊維製品	豊緑バッグ	豊緑端材	㈱浜中たみ店	189	
			学ランリメイクバック がくらん	学ラン	バトンタッチストア リクル	210	
			セーラー服リメイクバック セーらん	セーラー服	制服 バトンタッチストア リクル	211	
			畳材ミニぼうき	畳表の端材	㈱浜中たみ店	221	
			海を汚さない食器洗いくロス	珈琲豆麻袋	カエルデザイン(同)	227	
		園芸用資材	園芸用人工培土 グリーンピズK（カリユ-）	染色排水汚泥、廃瓦	小松マテ-ル(株)	187	
		その他	園芸用資材	学習用木工セット ウッディキッズ	間伐材などの端材等	金沢森林組合	113
			廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品	匂い袋 能登ひば里	木くず（能登ヒバ）	㈱アイ・ハース	192
				木質ペレット「かがペレット」	製材端材	㈱かがペレット木楽屋	198
				能登ひばアクセサリー SOATE	能登ひばの端材	K O Q	225
	能ん美りペレット		おが粉	㈱中東	236		
	再生材料を使用したプラスチック製品		海洋プラスチックアクセサリー	海洋プラスチック	カエルデザイン(同)	220	
その他	isica（猪鹿×いしかわ）シリーズ isicaのエコバッグ		獣皮	(同)狩女の会	196		
	isica（猪鹿×いしかわ）シリーズ isicaのコインケース		獣皮	(同)狩女の会	197		
	廃食用油を再生した軽油代替高純度バイオディーゼル燃料「ReESEL（リーゼ-ル）」		廃食用油	㈱環境日本海サービス公社	199		
	学生カバンリメイクアクセサリー チャックくん		制服・学生カバン	制服 バトンタッチストア リクル	213		
	加賀麩アクセサリー OTEMARI		廃棄予定の麩	金澤ふ細工 英	222		
	九谷焼アクセサリー i k i / 粋		廃棄予定の九谷焼	K O Q	224		
	着物キーホルダー		廃棄予定の着物	着物サロクロス/㈱再生科学研究所	235		
	水害対策用「どのう」	浄水汚泥を用いた舗装材製造時の副産物	㈱エコシステム	237			

区分	分類	製品名	再生資源	企業名	認定番号	
建	その他	再生材料を利用した建築用製品	テクスチャー入り装飾板ガラス	廃蛍光灯ガラス	㈱サワヤ	217
		再生加熱アスファルト混合物	リビルドアスコン	フライアッシュ(下水道汚泥焼却灰)等	㈱金沢舗道	16
土	公共工事・資材	再生骨材等	オイスターアスコン	再生骨材、かき殻	大同開発㈱	203
		コンクリート二次製品	KRC(フライアッシュのリサイクル路盤材)	フライアッシュ(石炭灰)	㈱トステック	181
			フライアッシュ再生コンクリート二次製品	フライアッシュ(石炭灰)	石川県コンクリート製品協同組合	141
			環境配慮型大型張ブロック ソフィストーンR	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート㈱(中)日本営業所	152
			環境配慮型大型張ブロック リーベル	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート㈱(中)日本営業所	153
			環境配慮型大型水平積ブロック グリーンビュー	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート㈱(中)日本営業所	154
			環境配慮型大型水平積ブロック エコグラス	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート㈱(中)日本営業所	155
			護床ブロック 床張2号	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート㈱(中)日本営業所	156
			環境配慮型擬石連結ブロック KCF-ロック・ストーンシリーズ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業㈱北陸支店石川営業所	157
			水平張ブロック KCF-大型平板	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業㈱北陸支店石川営業所	158
			階段ブロック KCF-ステップブロック	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業㈱北陸支店石川営業所	159
		環境配慮型大型水平積ブロック KCF-緑遊シリーズ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業㈱北陸支店石川営業所	160	
		大型積ブロック KCF-サンエス・はやづみ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業㈱北陸支店石川営業所	161	
		フライアッシュコンクリート製品	フライアッシュ(石炭灰)	高崎コンクリート工業㈱	182	
		瓦入りコンクリート二次製品	廃瓦、フライアッシュ(石炭灰)	佐々波コンクリート工業㈱	238	
	公共工事・目的物	透水性舗装	瓦廃材利用透水性舗装材 K-グラウンド(セメント固化・樹脂固化)	廃瓦	㈱エコシステム	9
			保水・透水性舗装材 かわら丸	廃瓦	㈱犀川組	62
			保水・透水性舗装材 かわら丸XX	廃瓦	㈱犀川組	63
			優土II KS-1	廃瓦	エコジャパン㈱	143
			透水性舗装材 はえん土 KS-1	溶融スラグ	エコジャパン㈱	191
ブロック舗装	保水・透水性インターロッキングブロック グリーンビスG(グラウンド)	保水透水性廃瓦舗装材 グリーンビスG(グラウンド)	染色排水汚泥、廃瓦等	小松マテール㈱	230	
		超保水・透水性インターロッキングブロック グリーンビスG(瓦タイプ)	染色排水汚泥、廃瓦等	小松マテール㈱	229	
		瓦廃材利用薄層舗装材 K-グラウンドコート	廃瓦	㈱エコシステム	99	
木	舗装材	瓦廃材利用コンクリート舗装材 K-グラウンド(Co)瓦コンクリート	廃瓦	㈱エコシステム	144	
		瓦チップ・瓦砂	廃瓦	㈱エコシステム	173	
		土系舗装材 永土	浄水汚泥	㈱連代コンストラクト	114	
	土壌構造安定化材	粒状改良土 グリンズ	浄水汚泥、建設汚泥	㈱田中建設	195	
		石灰系固化材(TN-1)	廃石膏ボード、浄水汚泥	㈱田中建設	231	
		セメント系固化材(TN-2)	廃石膏ボード、浄水汚泥	㈱田中建設	232	
		石膏系固化材(TN-3)	廃石膏ボード、浄水汚泥	㈱田中建設	233	
		再生材料を使用したプラスチック製品	のり面吹付棒工用スベラー	廃プラスチック	㈱モアグリーン	29
	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品	木製工標示板 木製工事くん	間伐材などの端材等	金沢森林組合	91	
		修景連杭(円柱材)	間伐材などの端材等	金沢森林組合	106	
		エコ木柵	間伐材などの端材等	㈱奥樹園	131	
		エコ木製パネル	間伐材などの端材等	金沢森林組合	148	
		農業用ハウス「竹ドーム 竹ハウス」	放置竹林の孟宗竹	NPO法人みんなの畑の会	223	
	その他	生育基盤材	海岸砂防用 竹ズ	放置竹林の竹	田蔵商店	228
			緑化生育基盤材 エコサイクルコンボ 石川	バーク	富士見工業㈱環境緑化事業本部金沢オフィス	80
緑化生育基盤材 エコサイクルコンボ IN-90			バーク、家畜ふん尿(牛ふん)	富士見工業㈱環境緑化事業本部金沢オフィス	81	
法面緑化材 万葉ソイル			バーク	北陸ポートサービス㈱	108	
いしかわエコソイル			バーク	チューモク㈱	145	
肥料・土壌改良材		ゆうきひミックス石川	バーク、家畜ふん尿(牛ふん)	チューモク㈱	146	
		万葉ソイルi	バーク	北陸ポートサービス㈱	149	
		法面マルチング材	木くず(チップ)	㈱ランドスケープ開発	162	
		のと1号	木質廃材、家畜ふん尿(鶏ふん)	㈱サンライフ	170	
		のと2号	木質廃材、家畜ふん尿(鶏ふん、牛ふん)	㈱サンライフ	171	
		肥料 かんとりスーパー河北湯	家畜ふん尿(牛ふん)、下水汚泥	㈱河北湯ゆうきの里	34	
		良質有機堆肥 クリーンバーク・クリーンマルチ	木くず(チップ)	クリーンリサイクル㈱	46	
		バーク堆肥 万葉バーク	バーク	北陸ポートサービス㈱	90	
		土壌微生物増殖資材「元樹くん」(2)	木くず(おがくず)	㈱立花造園	132	
		バーク堆肥 モックミン	樹皮、鶏ふん	金沢庭材㈱	166	
造園緑化材	堆肥「アイ・パワー」	食品残さ、もみ殻	㈱トスマク・アイ	202		
	牛ふんもみから堆肥	家畜ふん尿(牛ふん)、もみ殻	㈱河北湯ゆうきの里	209		
	BONEARTH(ボナース)	廃棄食器	ニッコー㈱	218		
	防草土 スベッド	浄水汚泥、建設汚泥、廃瓦	㈱田中建設	194		
	防草シール材 ミックスサンド	瓦砂、再生骨材	中島建設㈱	207		
橋梁・河川・港湾用材	魚礁・増殖礁 カルベース基質	シェルナース基質	かき殻	海洋土木㈱北陸営業所	205	
		かき殻	かき殻	石川県漁業協同組合	206	

(問合せ先) 石川県資源循環推進課

電話 076-225-1849 FAX 076-225-1473

第2章 環境法令と企業の責務

公害や環境について議論する中で、規制という言葉をよく耳にします。

規制という言葉には、強制するあるいは押しつけるなどのニュアンスがあって、人によっては良い意味に受け取らないこともあります。必ずしもそうではありません。

事業者の生産活動により、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるもの、例えば、ばい煙や排水、廃棄物等が排出されます。

この場合に規制が行われると、企業は汚染物質を出さないための公害防止装置を設置したり、生産工程自体を変更して排出量を減らしていくことになります。

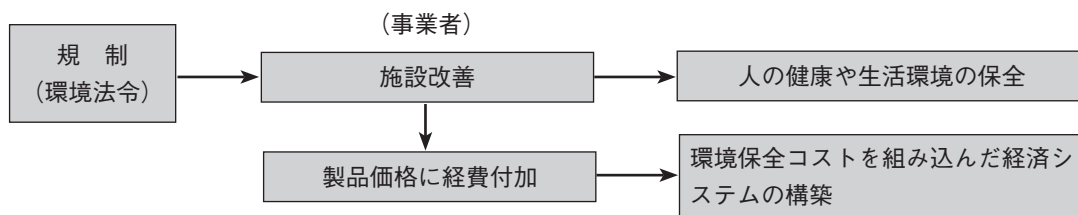
かかった費用は生産コストに反映され、経済システムの中に取り込まれていきます。

規制は、環境保全コストを経済システムの中に組み込んでいくための確実な方法であり、その社会的ルールが環境法令といえます。

このような規制は、地球環境保全のために充実されつつあるのが世界の潮流です。



※環境法規をまとめた書籍がありますので、適宜ご参照下さい。



環境法令は、前述のように環境保全のコストを経済システムに組み込むという狙いのほか、以下のような様々な効果を持たせることを目的に制定されます。

- ① 環境が果たしている役割やその性質を理解させる。
環境は、資源提供者であると同時に廃棄物の受入者である一方で、有限であり、浄化能力に限界があることなど。
- ② 環境を悪化させる要因を理解させる。
環境負荷を及ぼす物質の大量排出や廃棄物処理ルールを守らないことなど。
- ③ 社会経済活動を環境にやさしいものに誘導する。
環境保全コストを企業や社会に適切に分配し、啓発することなど。
- ④ 環境にやさしい企業の取組を支援する。
環境管理システム構築などに取り組む企業を支援することなど。
- ⑤ 社会全体を環境にやさしくするための行政手法を展開する。
汚染者負担の原則に立ち、補助金や課徴金などによる規制など。

本章では環境に関する主な法令の規定する国の施策及び事業者の役割を中心に概説しています。詳細をお知りになりたいときはそれぞれの法律の窓口にご相談ください。

〈企業活動に関する主な環境保全関係の法律・条例体系〉

		法 律	掲 載 ペ ー ジ	ふるさと石川の環境を守り育てる条例の 該当条文
環 境 一 般	環境基本法		20	第1条～第33条、第41条、第42条、第44条
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律			第43条
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律			第252条、第253条
	環境影響評価法			第197条～第238条
地 球 環 境 (温 暖 化 防 止)	地球温暖化対策の推進に関する法律		22	第240条～第242条の2、第244条、 第245条、第246条、第251条
	気候変動適応法			第246条の2
地 球 環 境 (そ の 他)	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律			
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律		24	第240条
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律		76	
エ ネ ル ギ ー	エネルギーの使用の合理化等に関する法律		86	第243条
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法		90	
公 害	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		32	
大 気 汚 染	大気汚染防止法		30	
	石綿障害予防規則		32	第82条の2～第82条の6
	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律			
悪 臭	悪臭防止法		36	
騒 音	騒音規制法		38	第103条～第108条
振 動	振動規制法		40	
水 質 汚 濁	水質汚濁防止法		46	第46条、第47条
	下水道法		48	
	浄化槽法		50	第48条～第62条
	水道法			
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律			
土 壌 汚 染	土壌汚染対策法		48	第114条
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律			
地 盤 沈 下	工業用水法			第63条～第81条
	工業用水道事業法			
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律			
廃 棄 物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		56	第83条～第98条
	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律			
	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律		58	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法		60	
リ サ イ ク ル	循環型社会形成推進基本法		54	第247条～第251条
	資源の有効な利用の促進に関する法律		62	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		64	
	特定家庭用機器再商品化法		66	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		68	第87条
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律		70	
	使用済自動車の再資源化等に関する法律		72	
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律		74	
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律		78	第250条
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律			
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律		93	
化 学 物 質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律			
	毒物及び劇物取締法			
	労働安全衛生法			
	食品衛生法			
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)		76	第110条～第113条
	ダイオキシン類対策特別措置法		78	
被害救済紛争処理	公害健康被害の補償等に関する法律			
	石綿による健康被害の救済に関する法律			
	公害紛争処理法			第34条～第40条
費 用 負 担 助 成	公害防止事業費事業者負担法			
	地価税法			
	租税特別措置法			
土 地 利 用	国土利用計画法			
	工場立地法		84	
自 然 環 境 生 物 多 様 性	自然環境保全法			第118条～第131条
	自然公園法			第160条～第196条
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律			第140条～第155条
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律			第156条、第157条
	自然再生推進法			
	生物多様性基本法			
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律			
美 観 風 致	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律			第99条～第102条
	屋外広告物法			
	都市緑地法			
	都市公園法			

1 環境基本法とは？ 知っておきたい環境の憲法！

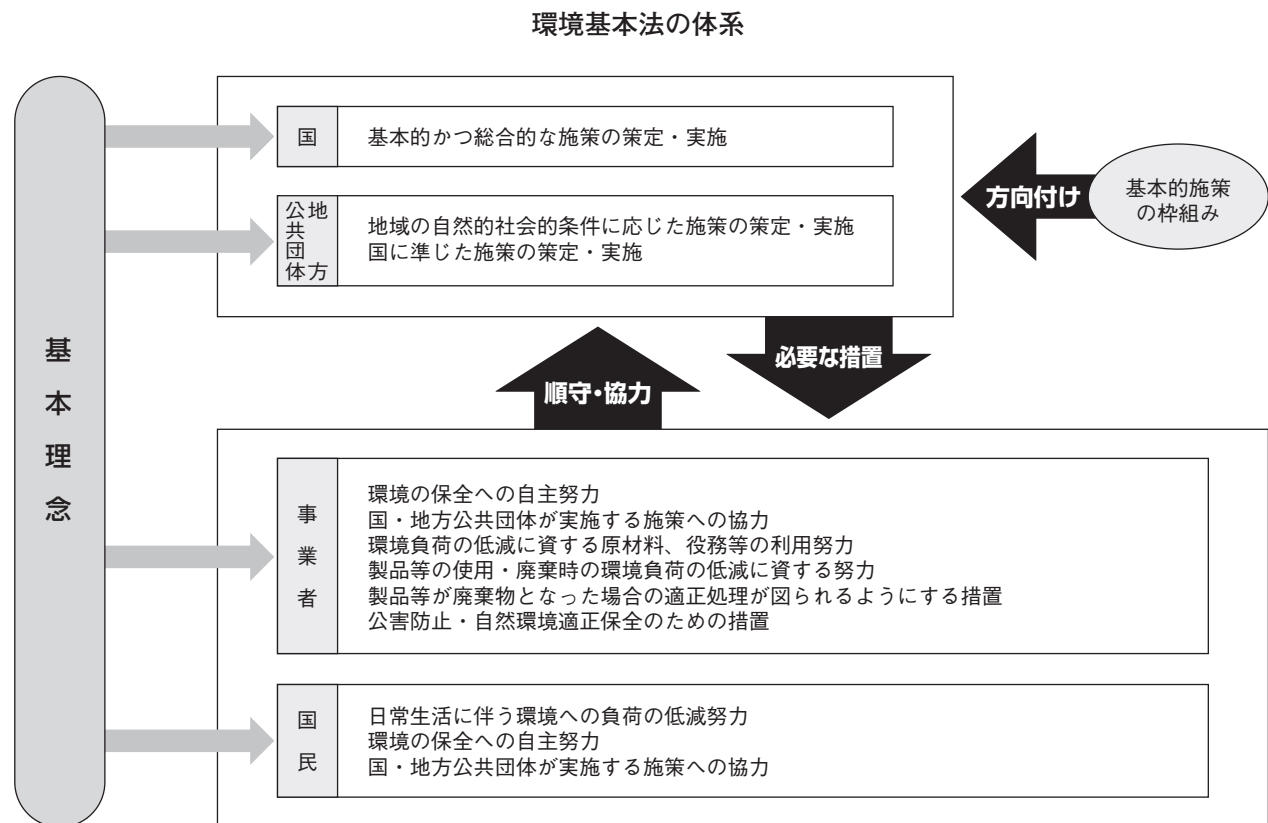
1992(平成4)年6月にブラジルのリオデジャネイロで地球サミットが開催されました。正式には「環境と開発に関する国際連合会議」といい、172カ国の政府代表、国際機関、NGOが参加する空前の大会議となりました。

この会議では、持続可能な開発に向けて、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」とそのための行動計画である「アジェンダ21」等が採択されています。

平成5年11月に制定された「環境基本法」は、地球環境時代における我が国の環境政策の新たな枠組みを示す、いわば環境の憲法ともいえるべきものです。

また、限りある地球資源のもとで世界有数の経済活動を行っている我が国が、地球環境保全のために、率先して社会経済構造を環境にやさしいものに変えていくことを世界に向けて宣言したのもでもあります。

この法律は、環境の保全に関する基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、国・地方公共団体における基本的施策などから構成されています。



CSR（企業の社会的責任）活動という言葉の普及に象徴されるように、これからの時代は、環境にやさしい活動を実践することが企業活動の基本的事項として求められるとの認識が高まっています。

すべての企業が、基本法の趣旨を踏まえ、環境にやさしい企業活動を行うための第一歩として、経営方針の柱に環境保全に関する理念を掲げ、世間に公表することが望まれます。

環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆環境保全施策の総合的計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定める。 ○ 環境保全の施策を総合的・計画的に推進する。 ○ 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。
2 基本理念 (法3～5) ☆環境恵沢享受 ☆持続可能社会構築 ☆国際協調による地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の恵沢の享受と継承等 ○ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷となる行動をとるすべての者による公平な役割分担 ・ 持続的発展が可能な社会の構築 ・ 環境保全上の支障の未然防止 ○ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進
3 基本施策 (法15～16、20～22、24～35) ☆環境基本計画 ☆環境基準設定 ☆環境アセス ☆環境規制 ☆環境保全措置助成 ☆環境負荷低減製品の利用推進 ☆環境教育と情報提供 ☆調査・研究 ☆公害紛争処理 ☆国際協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境基本計画の策定及び環境基準の設定（法15～16） ○ 環境アセスメントの推進（法20） ○ 環境保全上の支障防止のための規制（法21） ○ 環境保全のための経済的措置（環境負荷低減のための施設整備に対する助成措置、負荷活動を行う者に対する適正かつ公平な経済的負担措置等）（法22） ○ 環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進（法24） ○ 環境教育の促進、民間団体等の自発的活動を促進するための措置及びその情報提供（法25～27） ○ 環境状況把握等の調査、監視、研究開発（法28～30） ○ 公害に係る紛争の処理及び被害の救済（法31） ○ 地球環境保全等に関する国際協力等（法32～35）
4 事業者の責務 (法8) ☆公害防止・自然環境保全措置 ☆廃棄物の適正処理 ☆環境負荷低減措置 ☆環境保全施策協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講ずる。 ○ 物の製造、加工又は販売等の事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合に適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる。 ○ このほか、物の製造、加工又は販売等の事業活動に係る製品等が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める。 ○ このほか、その事業活動に伴う環境への負荷の低減等環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境保全施策に協力する。
5 環境基準の設定と確保 (法16)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める。 ○ 政府は、公害防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるように努める。

※ 法1とは法律第1条を意味します。以下同様。

平成16年度以降の主な沿革

平成24年 6月 27日 法律第47号 環境法体系下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけ
 (平成24年9月19日施行)

(参考資料)「環境基本法のはなし」環境シリーズNo.67 (公財)日本環境協会
 (問合せ先) 石川県環境政策課 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

2 地球温暖化対策の推進に関する法律とは？ 最も重要な地球環境問題への対応！

「人間の影響が温暖化させてきたことには疑う余地がない」これは国際機関であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の正式見解です。

温暖化が進めば、地球の気候に大幅な変動が起こり、自然生態系や農林水産業に大きな影響が出るだけでなく、海面上昇や高潮被害、さらには健康への影響も懸念されています。

1997(平成9)年12月に地球温暖化防止に向けて、各国における取組の目標や国際的な仕組みを決めるための会議（COP3）が京都で開かれました。この会議では、先進国全体の二酸化炭素等6つの温室効果ガスの排出量を、2008(平成20)年から2012(平成24)年の第一約束期間に1990(平成2)年よりも5.2%削減することとされ、日本も6%削減することとなり、実績は8.7%の削減と目標を達成しました。

京都議定書に基づき、日本国内における温暖化防止のための対策を推進するため、1998(平成10)年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（通称：温対法）」が制定されています。

事業者の責務としては、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、そのための計画を策定し、実施した措置の内容とともに公表するよう求めています。特に、二酸化炭素の排出について、その削減を図ることは結果としてエネルギー効率を高め、省エネルギーにつながることから、企業経営にとっても極めて大切なことです。

大きな地球も、我々の暮らす家庭、働く職場、住む地域が集まってできていることから、地球温暖化をくい止めるための主役は、国であり、自治体であり、事業者であり、消費者です。それぞれの主体がパートナーシップを築き、さらなる取組を推進することが期待されています。

2015（平成27）年12月には、フランスのパリで開催されたCOP21において、京都議定書に代わる2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等への新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。（2016(平成27)年11月に発効、日本も同月に批准）

2016(平成28)年5月、国はパリ協定や温室効果ガスを2030年度までに2013年度比26%削減するという約束草案を踏まえた「地球温暖化対策計画」を策定しました。

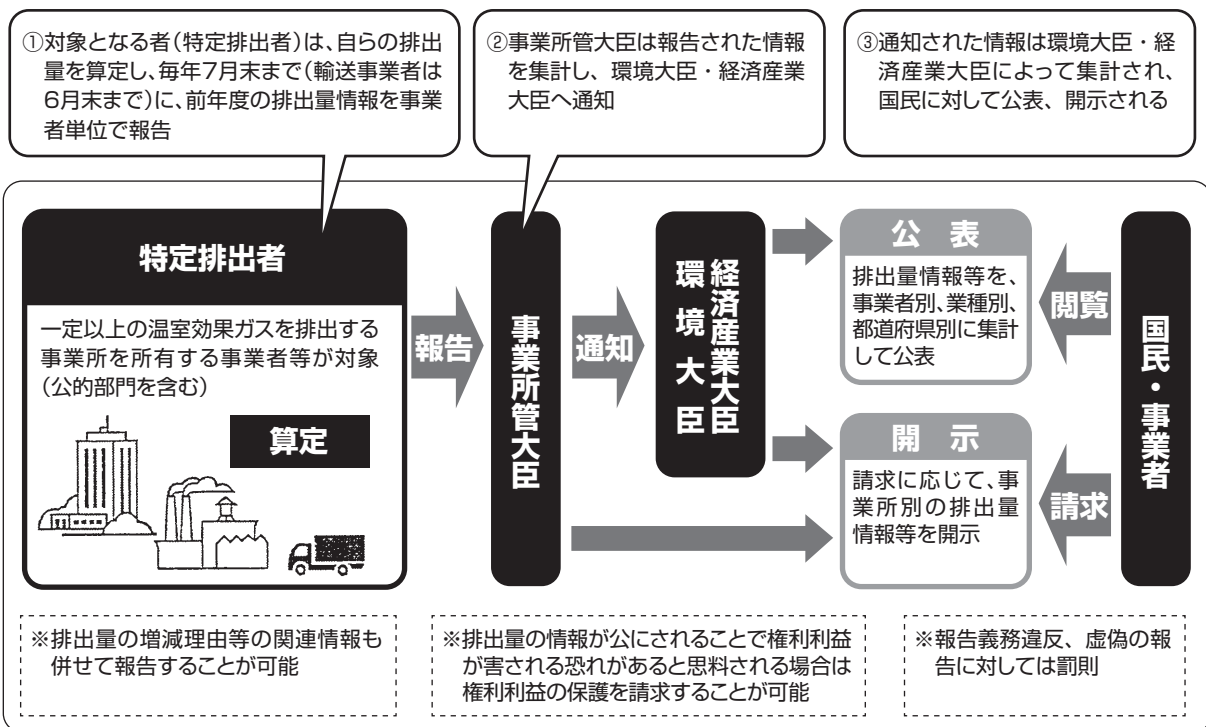
また、国は令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、その旨が令和3年6月に改正された温対法の基本理念として位置付けられ、令和3年10月に地球温暖化対策計画を改定し、温室効果ガスの2030年度削減目標を2013年度比46%削減として大幅に引き上げました。

さらに令和7年2月に地球温暖化対策計画を改定し、2035年度60%、2040年度73%の削減目標を新たに設定しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日 法律第117号）のキーポイント	
主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆国等、事業者、国民の責務 明確化 ☆地球温暖化対策計画策定 ☆地球温暖化対策の推進	○ 地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす。 ○ 気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要。 ○ 地球温暖化対策について、地球温暖化対策計画を策定する。 ○ 地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。
2 温室効果ガス (法2)	○ 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種
3 基本理念 (法2の2)	○ パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
4 事業者の責務 (法5)	○ 事業活動に関し、温室効果ガス排出量の削減のための措置（他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与するための措置を含む。）を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガス排出量の削減のための施策に協力すること。
5 国民の責務 (法6)	○ 日常生活に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガス排出量の削減のための施策に協力すること。
6 温室効果ガス算定排出量の報告 (法26)	○ 温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者は、毎年度、温室効果ガス算定排出量を報告しなければならない。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

温対法に基づき、平成18年度から、温室効果ガスを多量に排出する者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。また、国は報告された情報を集計し、公表することとされています。



●対象となる温室効果ガスと事業者

対象となる温室効果ガスは全7種類（CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃）です。

以下に示す要件を満たす事業者は、事業内容に関わらず本制度の対象事業者（＝特定排出者）となります。

温室効果ガスの種類	対象となる者（特定排出者）
○エネルギー起源CO ₂ （燃料の使用、他者から供給された電気、又は熱の使用に伴い排出されるCO ₂ ） 〈省エネ法定定期報告書〉により報告	【特定事業所排出者】 ○全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者 ・省エネ法の特定事業者 ・省エネ法の特定連鎖化事業者 ・省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者 ・上記以外で全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者*1 ○原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所（≡省エネ法のエネルギー管理指定工場等*2）を設置している場合には、当該事業所（特定事業所）の排出量も内訳として報告
	【特定輸送排出者】 ・省エネ法の特定貨物輸送事業者 ・省エネ法の特定旅客輸送事業者 ・省エネ法の特定航空輸送事業者 ・省エネ法の特定荷主 ・省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係荷主であって、貨物輸送業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主 ・省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者であって、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者
エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス（6.5ガス） ○非エネルギー起源CO ₂ ○メタン（CH ₄ ） ○一酸化二窒素（N ₂ O） ○ハイドロフルオロカーボン類（HFC） ○パーフルオロカーボン類（PFC） ○六ふっ化硫黄（SF ₆ ） ○三ふっ化窒素（NF ₃ ） 〈温対法報告書〉により報告	【特定事業所排出者】 ○次の①及び②の両方の要件を満たす者 ①算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、事業者の排出量合計がCO ₂ 換算で3,000トン以上となる事業者 ②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上 ○温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO ₂ 換算で3,000トン以上となる事業所（特定事業所）を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告

※1：当該事業者については、省エネ法定定期報告書ではなく温対法報告書により報告します。なお、この事業者は省エネ法による指定又は認定の取消を受けた事業者が指定又は認定されていた期間のエネルギーCO₂排出量を報告することを想定してくれます。

※2：省エネ法のエネルギー管理指定工場等に指定されていない工場等であっても1,500kl/年以上の事業所であれば報告対象です。

（注）・フランチャイズチェーンについても1つの事業者とみなします。

・対象となるかどうかの判断は、政省令で定める算定方法を用いて求めた排出量に基づき行います。

●排出量算定の対象となる活動

下記の事業活動が、温室効果ガスの排出量の算定の対象となります。

※要件を満たすフランチャイズチェーンについても、加盟している全ての事業所における事業活動を、フランチャイズチェーンの事業活動とみなして報告します。

エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)
都市ガスの使用
燃料の使用
他人から供給された電気の使用
他人から供給された熱の使用

非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)
石炭の生産
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の輸送
地熱発電施設における蒸気の生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラスの製造
炭酸塩の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
二酸化チタンの製造
ソーダ灰の製造
エチレン等の製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉における炭素電極の使用
鉄鋼の製造における鉄物の使用
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼（フレアリング）
潤滑油等の使用
非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）を含む溶剤の焼却
ドライアイスの製造
ドライアイスの使用
炭酸ガスのボンベへの封入
炭酸ガスの使用
耕地における肥料の使用
廃棄物の焼却

メタン (CH ₄)
燃料の使用
コークスの製造
電気炉における電気の使用
石炭の生産
木炭の製造
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の輸送
原油の精製
天然ガスの輸送
都市ガスの製造
都市ガスの供給
地熱発電施設における蒸気の生産
エチレン等の製造
家畜の飼養（消化管内発酵）
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
堆肥の生産
廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理

一酸化二窒素 (N ₂ O)
燃料の使用
木炭の製造
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
アジピン酸等の製造
麻酔剤の使用
半導体素子等の製造
家畜の排せつ物の管理
耕地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
林地における肥料の使用
農業廃棄物の焼却
堆肥の生産
廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理

ハイドロフルオロカーボン (HFC)
クロロジフルオロメタンの製造
ハイドロフルオロカーボンの製造
マグネシウム合金の鋳造
半導体素子等の製造におけるHFC又はPFCの使用
冷凍空気調和機器の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

パーフルオロカーボン (PFC)
パーフルオロカーボンの製造
半導体素子等の製造におけるPFC、HFC又はNF ₃ の使用
光電池の製造におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用
鉄道事業又は軌道事業用整流器の廃棄

六ふっ化硫黄 (SF ₆)
六ふっ化硫黄の製造
マグネシウム合金の鋳造
半導体素子等の製造におけるSF ₆ の使用
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収
粒子加速器の使用

三ふっ化窒素 (NF ₃)
三ふっ化窒素の製造
半導体素子等の製造におけるNF ₃ の使用

●報告事項

国に報告する事項には、必ず報告すべき事項と任意で報告できる事項とがあります。

	報告事項	概要等
必須	温室効果ガス算定排出量(基礎排出量)	以下の〔1〕～〔4〕の流れで算定する。 〔1〕 排出活動の抽出 〔2〕 抽出した活動ごとに政省令で定められている算定方法・排出係数を用いて算出 温室効果ガス排出量＝活動量×排出係数 活動量とは、生産量、使用量、焼却量など排出活動の規模を現す量のことです。 〔3〕 温室効果ガスの種類ごとに、活動ごとに算出した排出量を合算 〔4〕 温室効果ガスの種類ごとの排出量をCO ₂ の単位に換算 温室効果ガス排出量(tCO ₂)＝温室効果ガス排出量(tガス)×地球温暖化係数(GWP)
	調整後温室効果ガス排出量(調整後排出量)	○以下の①+②+③-④+⑤で調整する。 ※①～③は、基礎排出量の報告が必要となる温室効果ガスが対象 調整の結果、0(ゼロ)を下回った場合には、0(ゼロ)とする ①＝エネルギー起源CO ₂ (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く) ・燃料及び熱の使用に伴うもの ・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数 ②＝非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物原燃料使用に伴うものを除く) ③＝CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 及びNF ₃ の基礎排出量 ④＝無効化された国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量 ⑤＝自ら創出した国内認証排出削減量を他者へ移転した量
任意	権利利益の保護請求	○報告した排出量情報が公表・開示されることにより、権利利益が害されるおそれがあると考えるときに、事業所管大臣に対し請求することができる。 ○請求は、事業者ごと又は特定事業所ごとに行う。 ○権利利益の保護請求の対象となる情報は、以下の通り。 ①事業者全体又は特定事業所の基礎排出量(温室効果ガスの種類ごとに請求) ②調整後排出量 ③国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の種類ごとの合計量 ○権利利益の保護の請求は、認められない場合もある。
	関連情報の提供	○特定排出者が希望する場合には排出量の増減状況その他の関連情報についても併せて提供することができる。 ○提供できる情報は以下のとおり。 ①報告された排出量の増減の状況に関する情報 ②温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報 ③温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報 ④温室効果ガスの排出量の算定方法等に関する情報 ⑤その他の情報

●提出先・提出書類

報告者	提出先	提出書類							提出期限				
		省エネ法定期報告書					温対法						
		様式第9(*4)	様式第30	様式第4	様式第8	様式第13	様式第25	様式第1(排出量等)		様式第1の2(権利利益)	様式第2(関連情報)		
特定事業所排出者	省エネ法 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者	事業所管省庁(*1,2)	○						●	※	※	7月末日	
	上記以外の事業者	事業所管省庁(*1)							○	※	※		
特定輸送排出者	省エネ法 特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主	事業所管省庁(*1,2)		○							※	※	6月末日
	特定貨物輸送事業者	地方運輸局(*3)			○						※	※	
	特定旅客輸送事業者	地方運輸局(*3)				○					※	※	
	認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者	地方運輸局(*3)					○				※	※	
	特定航空輸送事業者	国土交通省						○			※	※	

[凡例] ○：必ず提出、●：エネルギー起源CO₂以外のガスを報告する義務がある場合は必ず提出、※：任意で提出

*1 事業所管省庁が複数ある場合は全ての事業所管省庁(地方支分部局)へ提出する。

*2 省エネ法定期報告書様式第9及び様式第30は、事業所管省庁とともに経済産業局へも提出する。

*3 地方運輸局には運輸監理部を含む。

*4 省エネ法の特定事業者等において、省エネ法定期報告書様式21による報告の場合は様式9に同じ提出先である。

※インターネットを介した電子報告システムによる提出も可能。ただし、様式第1の2を提出する場合を除く。

「省エネ法」の定期報告との関係

排出量の報告に係る負担を回避する観点から、「省エネ法」の定期報告書との併用を認める運用とされています。

- ①エネルギー起源CO₂の排出量のみを報告する場合
「省エネ法」の定期報告書を使用。（「温対法」の報告書の提出は不要。）
 - ②エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量のみを報告する場合
「温対法」の報告書（「温対法」様式第1）を使用。
 - ③エネルギー起源CO₂及びそれ以外の温室効果ガスの両方の排出量を報告する場合
「省エネ法」の定期報告書に、「温対法」の報告書を添付して提出。
- 「省エネ法」については、本ハンドブックの83ページを参照ください。

平成16年度以降の主な沿革

平成17年	6月17日	法律第61号	温室効果ガスの排出量の報告等（平成18年4月1日施行）
平成20年	6月13日	法律第67号	温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し等 （平成21年4月1日施行）
平成25年	5月24日	法律第18号	国による地球温暖化対策計画の策定の規定等 （平成25年5月24日施行）
※三ふっ化窒素（NF ₃ ）を温室効果ガスの種類として追加する改定 規定は平成27年4月1日施行			

（参考資料）「ストップ・ザ・温暖化2017」 環境省ほか（環境省ホームページにあります）
「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について」パンフレット 環境省、経済産業省（環境省ホームページにあります）
（問合せ先）環境省中部地方環境事務所 環境対策課 電話 052-955-2134 FAX 052-951-8889

3 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律とは？

～通称 フロン排出抑制法～

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの的大部分を吸収し、私たちを守っています。このオゾン層が、フロンの一種であるCFC（クロロフルオロカーボン）やHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等により破壊され、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがあります。また、これら（CFC、HCFC）及び代替フロンのHFC（ハイドロフルオロカーボン）は地球温暖化の原因である温室効果ガスです。

このように地球規模の問題となっているオゾン層の破壊や地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、平成13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（通称：フロン回収・破壊法）」が制定され、みだりに第一種特定製品（冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍空調機器）からフロン類を大気中に放出することを禁止し、第一種特定製品を廃棄する場合、管理者には知事の登録を受けたフロン類回収業者への引き渡しを義務化されました。

平成18年6月に「フロン回収・破壊法」が改正（平成19年10月1日から施行）され、行程管理制度の導入、建物解体時の機器の有無の確認、整備時のフロン回収義務、部品をリサイクルする場合のフロン回収義務が盛り込まれました。

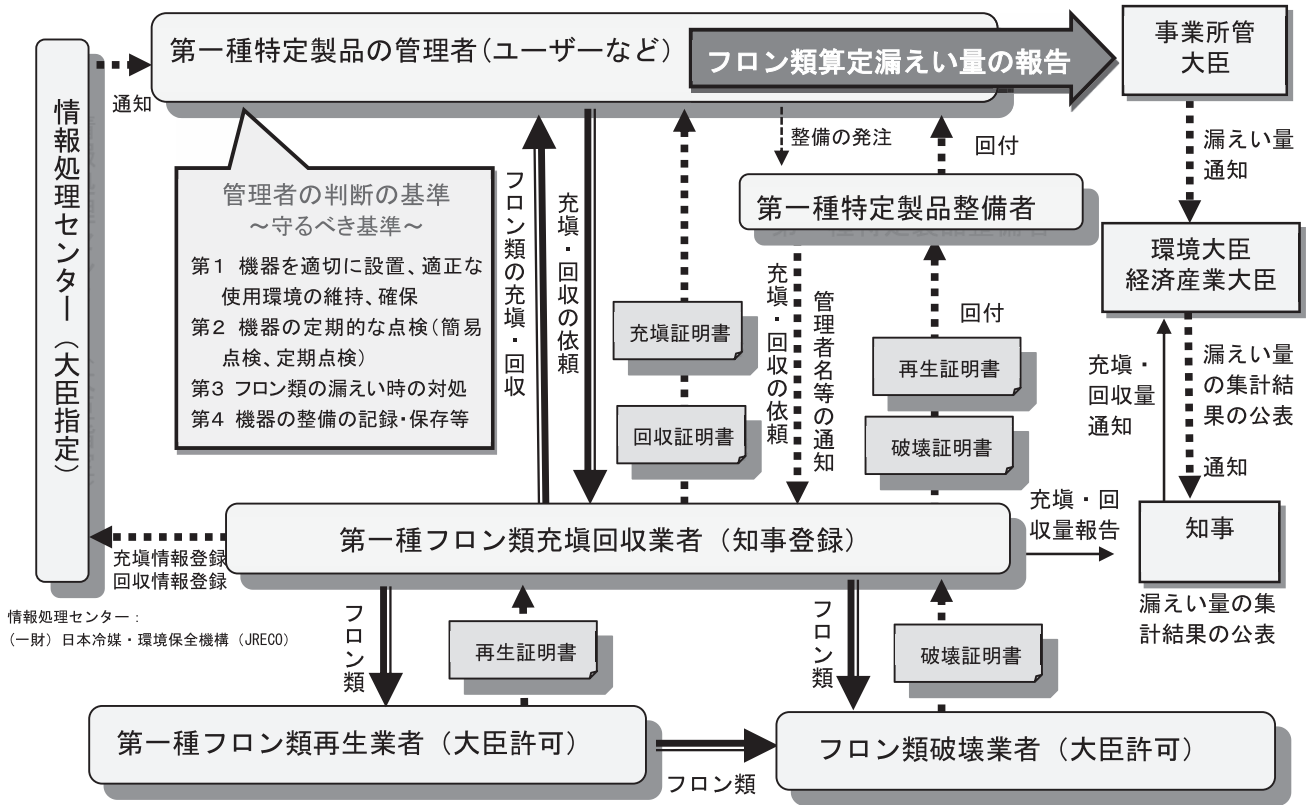
平成25年6月に「フロン回収・破壊法」が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（通称：フロン排出抑制法）」に改正（平成27年4月1日から施行）され、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制を図るため、フロン類及びフロン類使用製品のメーカーや業務用冷凍空調機器のユーザー等に対して、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を求めるとともに、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制の導入等の措置が盛り込まれました。

令和元年6月に「フロン排出抑制法」が改正（令和2年4月から施行）され、フロン類の引渡義務違反に対しての直接罰の導入、解体工事における事前説明書面の保存義務、第一種特定製品の引取等に関する規制が盛り込まれました。

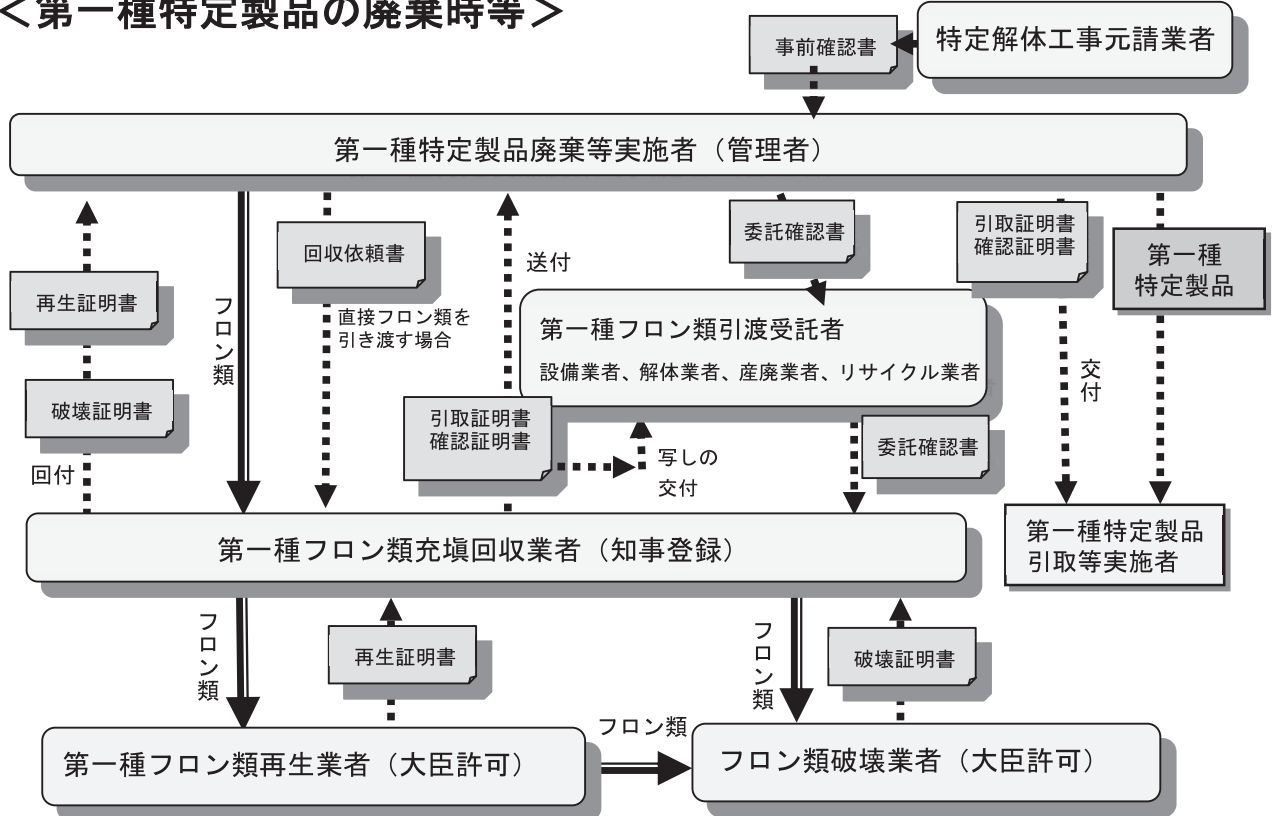
なお、家庭用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫については「特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）」、カーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称：自動車リサイクル法）」によりフロン類が回収されています。

フロン排出抑制法のシステム

< 第一種特定製品の整備時 >



< 第一種特定製品の廃棄時等 >



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(平成13年6月22日法律第64号) のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点												
1 目的 (法1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。 												
2 定義 (法2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ フロン類とはCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）のうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質をいう。 ○ フロン類使用製品とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器等をいい、指定製品とは、フロン類使用製品のうち、特定製品その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なもの。 ○ 第一種特定製品とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンディショナー ・冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む） 												
3 指針 (法3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定める。 												
4 フロン類の使用の合理化に係る措置 (法9,12)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項、指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、公表する。 												
5 第一種特定製品の [※] 1管理者が講ずべき措置 (法16,19)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全。 ○ 全ての第一種特定製品について簡易点検を実施。更に一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施。 <p style="text-align: center;">表 管理者による簡易点検・定期点検の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">点検内容</th> <th style="width: 20%;">点検頻度</th> <th style="width: 30%;">点検実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【簡易点検】 全ての第一種特定製品</td> <td>製品の外観確認等 ※ 具体的な方法「簡易点検の手引き」を参照</td> <td>3か月に1回以上</td> <td>実施者の具体的な制限なし</td> </tr> <tr> <td>(上乗せ)【定期点検】 うち圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器</td> <td>直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査</td> <td>1年に1回以上 (ただし、圧縮機の定格出力が7.5～50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)</td> <td>十分な知見を有する者(社外・社内を問わない)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置。 <ul style="list-style-type: none"> ・漏えいが見つかった際は修理を実施 ・未修理の第一種特定製品へのフロン類の原則充填禁止 ○ 第一種特定製品の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄後3年間の記録簿の保存。 ○ 第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定。一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告。 	区分	点検内容	点検頻度	点検実施者	【簡易点検】 全ての第一種特定製品	製品の外観確認等 ※ 具体的な方法「簡易点検の手引き」を参照	3か月に1回以上	実施者の具体的な制限なし	(上乗せ)【定期点検】 うち圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器	直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査	1年に1回以上 (ただし、圧縮機の定格出力が7.5～50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)	十分な知見を有する者(社外・社内を問わない)
区分	点検内容	点検頻度	点検実施者										
【簡易点検】 全ての第一種特定製品	製品の外観確認等 ※ 具体的な方法「簡易点検の手引き」を参照	3か月に1回以上	実施者の具体的な制限なし										
(上乗せ)【定期点検】 うち圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器	直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査	1年に1回以上 (ただし、圧縮機の定格出力が7.5～50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)	十分な知見を有する者(社外・社内を問わない)										
6 第一種フロン類充填回収業者の登録 (法27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、知事の登録を受けること。 												

7 第一種特定製品整備者の充填・回収の委託義務等 (法37,39)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品整備者は、フロン類の充填、回収を第一種フロン類充填回収業者に委託すること。 ○ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填に関する基準に従って充填し、第一種特定製品の管理者に充填証明書を交付すること。 ○ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の回収に関する基準に従って回収し、第一種特定製品の管理者に回収証明書を交付すること。 ○ 回収させた場合において、再充填されたもの以外のフロン類があるときには、第一種フロン類充填回収業者に引き渡すこと。
8 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務、第一種フロン類充填回収業者の引取義務等 (法41,43,44,45)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡すこと。その際、第一種フロン類充填回収業者に回収依頼書を交付しなければならない。 ○ 第一種特定製品廃棄等実施者は、フロン類の引き渡しを他の者に委託する場合には、受託者に委託確認書を交付しなければならない。また、受託者は委託確認書を第一種フロン類充填回収業者に渡すこと。 ○ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類を引き取ったときは第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者に対し、引取証明書を交付すること。
9 第一種フロン類充填回収業者の引渡義務 (法46,47)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種フロン類充填回収業者は、回収したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡すこと。その際、運搬にあたっては運搬に関する基準を遵守すること。 ○ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の回収量、充填量、引き渡した量等を記録し、毎年度、知事に報告すること。
10 特定解体工事元請業者の確認及び説明 (法42)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体工事の元請業者は第一種特定製品の設置の有無を確認し、工事発注者に対し書面を交付して説明し、その書面の写しを3年間保存すること。
11 フロン類再生業者の許可 (法50,59)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種フロン類再生業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けること。 ○ 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、第一種フロン類充填回収業者に再生証明書を交付すること。また、再生証明書の交付を受けた第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者に回付すること。
12 フロン類破壊業者の許可 (法63,70)	<ul style="list-style-type: none"> ○ フロン類破壊業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けること。 ○ フロン類破壊業者は、フロン類を破壊したときは、第一種フロン類充填回収業者に破壊証明書を交付すること。また、破壊証明書の交付を受けた第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者に回付すること。
13 フロン類の放出の禁止 (法86)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

※1管理者とは……フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者

平成16年度以降の主な沿革			
平成18年	6月 8日	法律第59号	行程管理制度の導入 建物解体時の機器の有無の確認 整備時及びリサイクル時のフロン回収義務付け等 (平成19年10月1日施行)
平成25年	6月 12日	法律第39号	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を促すための措置 法律の名称の改正等 (平成27年4月1日施行)
令和元年	6月 5日	法律第25号	ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされる仕組みへ (令和2年4月1日施行)

(参考資料)	「フロン排出抑制法」パンフレット	令和7年 3月	環境省、経済産業省、国土交通省
	「オゾン層を守ろう2022」	令和4年12月	環境省
	「フロン排出抑制法のしおり」	令和8年 4月	石川県
(問合せ先)	石川県環境政策課	電話 076-225-1463	FAX 076-225-1466

4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律とは？

公害防止体制の人的整備！

昭和43年から45年にかけて、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等が相次いで制定されましたが、このような法律を守り、公害防止を実際に行う事業者の体制が不十分でした。このため、昭和46年に公害防止管理等の制度を設け、公害発生源である工場の公害防止組織の整備を図るため、この法律が制定されました。

本法律では、特定工場（一定規模以上の製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）において、公害防止技術に関する業務を担当する公害防止管理者やそれを統括・管理する公害防止統括者、公害防止主任管理者の選任を義務付けています。

また、これらの選任あるいは解任を行った場合は、知事（一部は市町長）へ届け出なければなりません。

なお、公害防止管理者や公害防止主任管理者については、国家試験に合格するか、資格認定講習の課程を修了するかにより、一定の資格を取得した者であることが必要です。

環境にやさしい企業活動を展開するには、まず公害を出さないことが基本であり、本法の対象未満の規模の企業であっても、公害防止管理者を確保し、公害防止体制を整備しておくことが望まれます。（平成17年4月1日より、公害防止管理者の複数の工場における兼任可能要件が追加され、公害防止主任管理者を選任すべき工場の要件が緩和されました。また、平成25年1月25日の政令改正で、汚水等排出施設が追加されたとともに、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを排出する施設を設置する工場が特定工場に追加されました。）

特定工場で選任することが必要な者

工場等の条件		選任すべき者	
常時使用する従業員が21人以上の事業者		公害防止統括者	
ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されていて、ばい煙の排出ガス量が4万Nm ³ /時以上で、かつ、汚水等の排出水量が1万m ³ /日以上の工場		公害防止主任管理者	
ばい煙発生施設（有害物質を使用するもの）を設置する工場	排出ガス量が4万Nm ³ /時以上の工場	大気関係第1種	
	排出ガス量が4万Nm ³ /時未満の工場	大気関係第1又は2種	
上記以外のばい煙発生施設を設置する工場	排出ガス量が4万Nm ³ /時以上の工場	大気関係第1又は3種	
	排出ガス量が4万Nm ³ /時未満1万Nm ³ /時以上の工場	大気関係第1.2.3.4種	
汚水等排出施設（有害物質を使用するもの）を設置する工場	排出水量が1万m ³ /日以上の工場	水質関係第1種	
	排出水量が1万m ³ /日未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第1又は2種	
上記以外の汚水等排出施設を設置する工場	排出水量が1万m ³ /日以上の工場	水質関係第1又は3種	
	排出水量が1万m ³ /日未満の工場1千m ³ /日以上の工場	水質関係第1.2.3.4種	
騒音発生施設を設置している指定地域内の工場		騒音振動関係（又は騒音関係）	
特定粉じん発生施設を設置している工場		大気関係第1.2.3.4種又は特定粉じん関係	
一般粉じん発生施設を設置している工場		大気関係第1.2.3.4種、特定粉じん関係又は一般粉じん関係	
振動発生施設を設置している指定地域内の工場		騒音振動関係（又は振動関係）	
ダイオキシン類発生施設を設置している工場		ダイオキシン類関係	

公害防止
管理者

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年6月10日 法律第107号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆公害防止組織整備	○ 公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害防止に資する。
2 特定工場等 (法2) ☆ばい煙発生施設 ☆特定粉じん発生施設 ☆一般粉じん発生施設 ☆汚水等排出施設 ☆騒音発生施設 ☆振動発生施設 ☆ダイオキシン類発生施設	○ 特定工場とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ● ばい煙発生施設 <ul style="list-style-type: none"> ① 大気汚染防止法による「ばい煙発生施設」のうち、有害物質を発生させる施設（14種類指定されている）を設置している工場 ② 工場全体の「ばい煙発生施設」からの排出ガス量が1万Nm³/時以上の工場 ● 特定粉じん発生施設 大気汚染防止法による「特定粉じん発生施設」 ● 一般粉じん発生施設 大気汚染防止法による「一般粉じん発生施設」 ● 汚水等排出施設 水質汚濁防止法による「特定施設」のうち「汚水等排出施設」が設置されている工場の中で、 <ul style="list-style-type: none"> ① 有害物質を排出する施設を設置している工場 ② 排出水量が1,000m³/日以上以上の工場 ● 騒音発生施設（指定地域内にあるもの） <ul style="list-style-type: none"> ① 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの） ② 鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマー） ● 振動発生施設（指定地域内にあるもの） <ul style="list-style-type: none"> ① 液圧プレス（矯正プレスを除く。呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの） ② 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの） ③ 鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマー） ● ダイオキシン類発生施設 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する「特定施設」のうち「ダイオキシン類発生施設」が設置されている工場。
3 公害防止統括者等の選任及び届出 (法3、4、5、6) ☆公害防止統括者・代理人 ☆公害防止主任管理者・代理人 ☆公害防止管理者・代理人	○ 特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止統括者を選任すること。（ただし、常時使用する従業員の数が20人以下である事業者を除く。） ○ 特定事業者は、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（公害防止主任管理者）を選任すること。（ただし、排出ガス量が4万Nm ³ /時以上であり、かつ排出水量が1万m ³ /日以上である工場の場合に限る。） ○ 特定事業者は、公害防止管理者を選任すること。 ○ 特定事業者は、公害防止統括者等の代理人を選任すること。 ○ 選任すべき事由が発生してからの選任期限 <ul style="list-style-type: none"> 公害防止統括者及びその代理人：30日以内 公害防止管理者及びその代理人：60日以内 公害防止主任管理者及びその代理人：60日以内 ○ 公害防止統括者等を選任・解任したときは、30日以内に知事に届け出ること。（以下の※については市町長に届け出ること。） ※ 金沢市内に設置している特定工場については、すべて金沢市長に届出 ※ 騒音・振動発生施設のみの設置工場は、各市町長に届出
4 公害防止管理者等の資格 (法7)	○ 公害防止管理者及び公害防止主任管理者（代理人含む）は、政令に定める区分ごとに行う公害防止管理者試験に合格した者等（資格認定講習修了者含む）資格を有する者であること。

平成16年度以降の主な沿革

平成17年 3月 7日	省令改正	兼任可能要件の追加等 国家資格制度の改正	(平成17年4月1日施行) (平成18年4月1日施行)
平成25年 1月 25日	政令改正	汚水等排出施設・特定工場の追加	(平成25年1月25日施行)

（参考資料）「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律のしおり」 令和8年4月 石川県
 （問合せ先） 石川県環境政策課 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466
 石川県南加賀保健福祉センター 電話 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805
 石川県石川中央保健福祉センター 電話 076-275-2642 FAX 076-275-2257
 石川県能登中部保健福祉センター 電話 0767-53-6893 FAX 0767-53-2484
 石川県能登北部保健福祉センター 電話 0768-22-2028 FAX 0768-22-5550
 又は 最寄りの市町環境担当課

5 大気汚染防止法とは？ 通称「大防法」 清浄な空気の確保！

「大気汚染防止法」は、工場及び事業場での事業活動に伴って発生するばい煙、揮発性有機化合物（VOC）の排出等の規制や自動車排出ガスの許容限度を定めることなどにより大気の汚染を防止するための法律です。実際の規制に関する事務は、県と金沢市が担当しています。

事業活動を行う際に、ばい煙、粉じんを発生する施設又はVOC、水銀を排出する施設で、政令で定めるものを設置しようとする場合には、事前に届出を行わなければなりません。

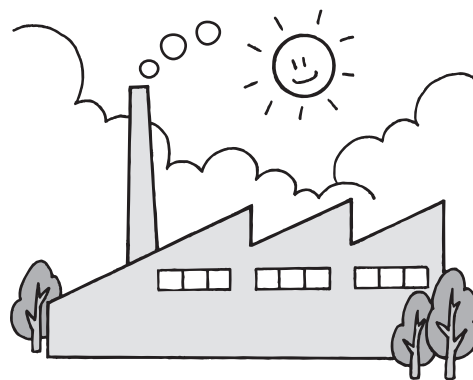
また、これらの施設を使用する場合には、排出されるばい煙やVOCの排出規制基準（粉じん発生施設では管理等の基準）を守らなければなりません。さらに、施設規模や排出ガス量に応じてばい煙量やVOC濃度の測定が義務付けられています。

ばい煙の規制基準については、施設の種類や規模（排ガス量等）別に、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等の有害物質の許容限度が細かく定められており、VOCの規制基準については、施設の種類や規模（送風能力等）別に細かく定められています。事業場内の施設が法に定める特定施設であるかどうか、あるいはそれらの基準はどれだけか等について十分知っておく必要があります。

なお、平成22年5月10日の法改正により、「事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、事業活動に伴うばい煙の排出状況の把握、排出を抑制するための措置を講ずるようにしなければならない」との事業者の責務規定が設けられたほか、（平成22年8月施行）ばい煙量等の測定義務及び3年間の記録保存義務に違反した場合の罰則が新設されました。（平成23年4月施行）

平成25年3月6日の省令改正により、VOC濃度の測定回数は、VOC排出施設を稼働させている時間帯において、年2回以上から年1回以上となりました。（平成25年3月施行）

平成27年6月19日の法改正により、水銀排出施設に係る届出制度、水銀に係る排出基準の遵守義務等、要排出抑制施設の設置者の自主的取組等に対する規定が創設されました。（平成30年4月施行）



（参考）

排出基準のほかに「環境基本法」に基づき定められる環境基準があります。

大気については、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの10物質で環境基準が定められており、県や金沢市では、大気の常時監視を行っています。これら環境基準は、排出基準のように個々のばい煙発生施設から排出されるばい煙の許容限度を示すものとは異なり、地域を問わず汚染の影響を受ける側で、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

また、平成25年6月21日の大気汚染防止法の改正で、国において放射性物質による大気の汚染の状況等を常時監視するとともに、その状況を公表することとなりました。

大気汚染防止法（昭和43年6月10日 法律第97号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場等での事業活動や建築物の解体等に伴うばい煙、粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、自動車排出ガスの許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。 ○ 大気汚染により人の健康に係る被害が生じたときの事業者の損害賠償責任を定めることにより、被害者の保護を図る。
2 定義 (法2) ☆ばい煙とは ☆ばい煙発生施設とは ☆揮発性有機化合物（VOC）とは ☆VOC排出施設とは ☆粉じんとは ☆特定粉じんとは ☆水銀排出施設とは	<ul style="list-style-type: none"> ○ ばい煙とは、 <ul style="list-style-type: none"> ① 燃焼に伴い発生する硫黄酸化物（SOx） ② 燃焼や電気の使用に伴い発生するばいじん ③ 燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する有害物質（カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛、窒素酸化物（NOx）など） ○ ばい煙発生施設とは、工場等に設置される施設でばい煙を排出するもの等のうち、政令で定めるものをいう。（ボイラー、乾燥炉、廃棄物焼却炉等32種類） ○ 揮発性有機化合物（VOC）とは、大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（オキシダント等の生成原因とならない物質として政令で定める物質を除く）をいう。 ○ VOC排出施設とは、工場等に設置される施設でVOCを排出するものうち、その施設から排出されるVOCが大気の汚染の原因となるものであって、排出量が多いため規制が必要なものとして政令で定めるものをいう。 ○ 粉じんとは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。 ○ 特定粉じんとは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。 ○ 水銀排出施設とは、工場等に設置される施設で水銀を排出するものうち、政令で定めるものをいう。
3 排出基準 (法3、17の4、18の27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ばい煙については、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等それぞれにおいて定める許容限度とする。 ○ VOC、水銀については、施設の種類及び規模ごとの許容限度とする。
4 届出義務 (法6、17の5、18、18の6、18の17、18の28) ☆ばい煙発生施設設置等の事前届出	<ul style="list-style-type: none"> ○ ばい煙発生施設、VOC排出施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の実施、水銀排出施設設置、構造変更のときはあらかじめ知事に届け出ること。なお、ばい煙発生施設、VOC排出施設、特定粉じん発生施設は届出受理後、60日以内の設置等が制限される。（短縮規定有り） ○ 代表者、事業場等の名前の変更、ばい煙発生施設等の廃止、承継（相続、合併等）の場合、30日以内に届け出ること。 ○ 特定粉じん排出等作業は開始の14日前までに知事に届け出ること。
5 ばい煙等の測定義務 (法16、17の12、18の35)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ばい煙排出者等は、当該ばい煙発生施設等に係るばい煙量又はばい煙濃度等を測定し、記録を3年間保存すること。
6 事業者の責務 (法17の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、事業活動に伴うばい煙の排出状況の把握、排出を抑制するための措置を講ずるようにしなければならない。
7 事故時の措置 (法17) ☆事故時の応急措置と通報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある特定物質（アンモニア、塩素、ベンゼン等28物質）を発生する施設、ばい煙発生施設に事故が発生し、特定物質又はばい煙が大気中に排出されたときは、設置者は速やかに応急の措置を講じ、かつ、事故を速やかに復旧するとともに、事故の状況を知事に通報すること。
8 有害大気汚染物質排出等の抑制 (法18の42)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出等の状況の把握と排出等を抑制するために必要な措置を講ずること。

平成16年度以降の主な沿革

平成16年 5月 26日	法律第56号	揮発性有機化合物（VOC）の排出規制 (平成18年4月1日施行)
平成18年 2月 10日	法律第5号	特定粉じん排出等作業に工作物に係るものを追加 (平成18年10月1日施行)
平成22年 5月 10日	法律第31号	ばい煙に関する事業者の責務規定の追加 (平成22年8月10日施行) ばい煙に関する改善命令発動条件緩和 測定記録保存義務ならびに罰則の創設 (平成23年4月1日施行)
平成25年 6月 21日	法律第58号	特定粉じん粉出等作業実施届出義務者の変更 解体等工事に係る調査及び説明等の義務の追加 報告及び検査の対象の拡大 (平成26年6月1日施行)
平成27年 6月 19日	法律第41号	水銀排出抑制に係る届出制度等の創設 (平成30年4月1日施行)
令和 2年 6月 5日	法律第39号	解体等工事に係る調査結果報告義務の追加 (令和4年4月1日施行) 除去等作業結果の記録の作成・保存義務の追加 作業基準違反等に対する直接罰の創設 等 (令和3年4月1日施行)
令和 3年 9月 29日	政令第275号	ボイラーの規模要件から伝熱面積を削除 (令和4年10月1日施行)

（参考資料） 「大気汚染防止のしおり」

令和8年4月 石川県

「水銀排出抑制のしおり（大気汚染防止法関係）」

令和8年4月 石川県

（問合せ先） 石川県環境政策課

電話 076-225-1463

FAX 076-225-1466

石川県南加賀保健福祉センター

電話 0761-22-0795

FAX 0761-22-0805

石川県石川中央保健福祉センター

電話 076-275-2642

FAX 076-275-2257

石川県能登中部保健福祉センター

電話 0767-53-6893

FAX 0767-53-2484

石川県能登北部保健福祉センター

電話 0768-22-2028

FAX 0768-22-5550

金沢市環境政策課

電話 076-220-2508

FAX 076-260-7193

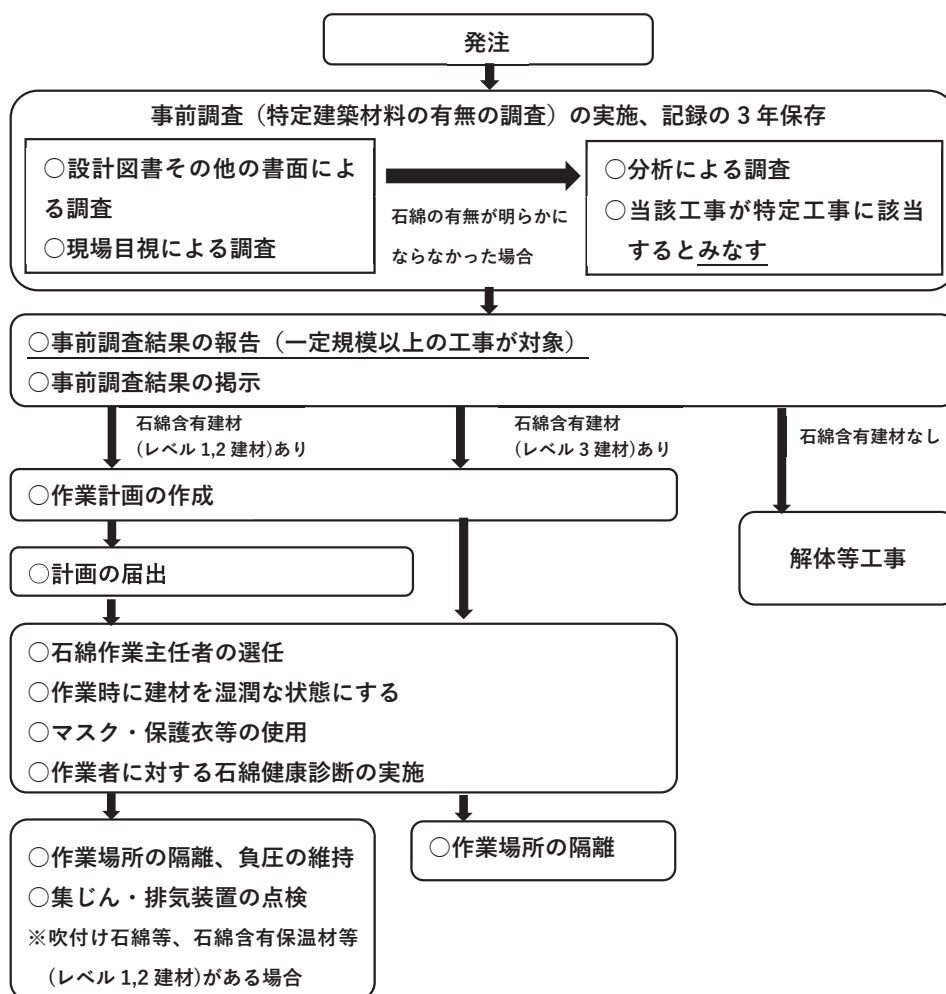
6 石綿障害予防規則とは？

平成17年2月24日に、「石綿障害予防規則」が制定されました。

石綿については、平成18年9月1日に一部のパッキン、ガスケット等を除く全ての石綿を含有する製品の製造等が禁止されたことにより、国内の石綿使用量の大部分が削減されました。

このため、今後の石綿ばく露防止対策は、建築物の解体等の作業が中心となり、事業者が講ずべき措置の内容が特定化学物質等障害予防規則に定める他の化学物質とは大きく異なることから、新たに建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った単独の規則を制定し、石綿による健康障害防止対策の一層の推進を図ることとしたものです。

建築物又は工作物の解体等に係る法規制



●事前調査結果報告の対象

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの
 - ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの
 - ③工作物(※)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの
- (※)特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるもの

石綿障害予防規則（平成17年2月24日 厚生労働省令第21号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点																																																																																										
1 責務 (規則1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、必要な措置を講じるよう努めること。 ○ 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めること。 																																																																																										
2 定義 (規則2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規則の対象は、石綿及び石綿含有量が重量の0.1%を超える製剤その他のもの。 ○ 石綿とは、①クリソタイル（白石綿）、②アモサイト（茶石綿）、③クロシドライト（青石綿）、④トレモライト、⑤アクチノライト、⑥アンソフィライトをいう。 																																																																																										
3 解体等の業務に係る措置 (規則3～9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、改修等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">規制内容</th> <th style="text-align: center;">工場の種類</th> <th style="text-align: center;">建築物</th> <th style="text-align: center;">工作物</th> <th style="text-align: center;">船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前調査の実施、記録の3年保存</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>事前調査に関する資格者要件</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果等の報告（工事開始前まで）</td> <td style="text-align: center;">●※1</td> <td style="text-align: center;">●※2</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>計画の届出（工事開始の14日前まで）</td> <td style="text-align: center;">●※3</td> <td style="text-align: center;">●※3</td> <td style="text-align: center;">●※3</td> <td style="text-align: center;">●※3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"> ※1 床面積80㎡以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る ※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る ※3 吹付け石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る </p> ○ 石綿含有建材を扱う作業に係る措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">規制内容</th> <th style="text-align: center;">作業の種類</th> <th style="text-align: center;">吹付け石綿、保温材の除去等</th> <th style="text-align: center;">けい酸カルシウム板第一種の破砕等</th> <th style="text-align: center;">仕上げ塗材の電動工具による除去</th> <th style="text-align: center;">スレート板等の成形品の除去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前調査結果の作業場への備え付け、掲示</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>石綿作業主任者の選任・職務実施</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>作業者に対する特別教育の実施</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>作業場所の隔離</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>隔離空間の負圧維持・解除前の除去完了確認</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>作業時に建材を潤滑な状態にする</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>関係者以外の立入禁止・表示</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>石綿作業場であることの掲示</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>作業実施状況の写真等による記録・3年保存</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </tbody> </table> 	規制内容	工場の種類	建築物	工作物	船舶	事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●	●	事前調査に関する資格者要件	●	●	●	●	事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●	●	作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●	●	計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※3	●※3	●※3	●※3	規制内容	作業の種類	吹付け石綿、保温材の除去等	けい酸カルシウム板第一種の破砕等	仕上げ塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去	事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●	石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●	作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●	作業場所の隔離	●	●	●	●	●	隔離空間の負圧維持・解除前の除去完了確認	●	●	●	●	●	作業時に建材を潤滑な状態にする	●	●	●	●	●	関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	●	石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●	作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	●
規制内容	工場の種類	建築物	工作物	船舶																																																																																							
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●	●																																																																																							
事前調査に関する資格者要件	●	●	●	●																																																																																							
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●	●																																																																																							
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●	●																																																																																							
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※3	●※3	●※3	●※3																																																																																							
規制内容	作業の種類	吹付け石綿、保温材の除去等	けい酸カルシウム板第一種の破砕等	仕上げ塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去																																																																																						
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●																																																																																						
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●																																																																																						
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●																																																																																						
作業場所の隔離	●	●	●	●	●																																																																																						
隔離空間の負圧維持・解除前の除去完了確認	●	●	●	●	●																																																																																						
作業時に建材を潤滑な状態にする	●	●	●	●	●																																																																																						
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	●																																																																																						
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●																																																																																						
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	●																																																																																						
4 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物における業務に係る措置 (規則10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。 																																																																																										

平成16年度以降の主な沿革

平成17年	2月 24日	厚生労働省令第21号 制定	(平成17年7月1日施行)
平成18年	8月 2日	厚生労働省令第147号 改正	(平成18年9月1日施行)
平成21年	2月 5日	厚生労働省令第9号 改正 (事前調査の結果の掲示、隔離の措置、電動ファン付呼吸用保護具の使用等)	(平成21年4月1日施行)
平成23年	7月 1日	厚生労働省令第83号 改正 (鋼製の船舶の解体等作業において建築物等の解体等作業と同等の措置を義務付け)	(平成23年8月1日施行)
平成26年	3月 31日	厚生労働省令第50号 改正 (吹付け石綿の除去などについての措置、石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置等)	(平成26年6月1日施行)
令和 2年	7月 1日	厚生労働省令第134号 改正 (事前調査結果報告の義務付け、除去等作業に係る規制の強化等)	(令和2年10月1日から順次施行)

(参考資料)	石綿（アスベスト）対策のしおり	令和8年4月 石川県
(問合せ先)	石川労働局労働基準部健康安全課	電話 076-265-4424
	金沢労働基準監督署安全衛生課	電話 076-292-7935
	小松労働基準監督署第二方面	電話 0761-22-4245
	七尾労働基準監督署監督安衛課	電話 0767-52-3294
	穴水労働基準監督署監督安衛課	電話 0768-52-1140

〈石綿に関する規則〉

石綿製品を製造していた事業所の従業員などの間で、中皮腫など石綿が原因と見られる疾病死が全国で発生していることが明らかとなり、石綿に対する不安が高まっています。

石綿の問題点は、空気中に飛散した石綿を人が肺に吸い込むことであり、石綿を使用している建築物の解体工事や、建築物に使用されている吹付け石綿の損傷・劣化などにより石綿が飛散するおそれがあります。

このため、建築物の解体現場等における石綿飛散防止の徹底を図るため平成17年12月21日に「大気汚染防止法」が一部改正され、石綿に関する規制が強化されました。平成18年2月10日の法改正では工作物が規制対象へ追加され、また平成25年6月21日の法改正では事前調査の義務付けや、届出義務者の元請業者から発注者への変更等の飛散防止対策の強化が行われました。

その後、平成25年の改正から5年が経過し、事前調査における石綿含有建材の見落としや、これまで規制対象ではなかった石綿含有成形板等についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになりました。これらの課題に対応するため、令和2年6月5日に法改正が行われ、令和3年4月1日から全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、事前調査方法の法定化、直接罰の創設、発注者への作業結果の報告の義務付け等、更なる規制の強化が図られました。また令和4年4月1日から、事前調査結果の都道府県等への報告が義務付けられました。さらに、令和5年10月1日以降に着工する工事については、建築物の解体等の作業を行うときは建築物石綿含有建材調査者等による事前調査が義務付けられ、令和8年1月1日以降に着工する工事については、工作物の解体等の作業を行うときは、工作物石綿事前調査者等による事前調査が義務付けられました。

大気汚染防止法による規制内容

(1) 規制対象

○特定建築材料（全ての石綿含有建材）

- ・吹付け石綿
- ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- ・石綿含有成形板等
- ・石綿含有仕上塗材

(2) 規制内容等

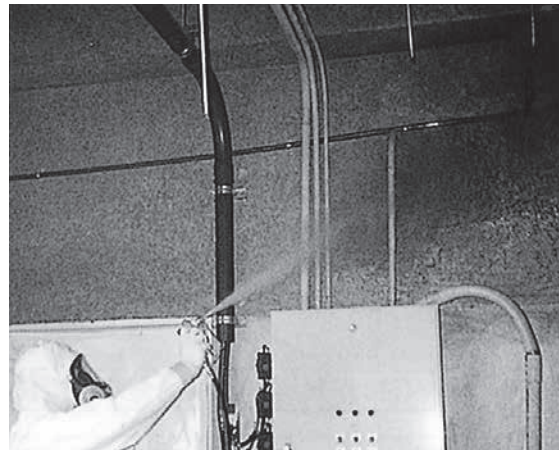
- 解体等工事の事前調査（特定建築材料の使用有無の調査）の実施
- 事前調査結果・届出内容の発注者への説明、掲示
- 事前調査結果の記録の作成・保存、都道府県知事への報告
 - ・報告対象
 - ①建築物の解体工事のうち床面積合計80㎡以上のもの
 - ②建築物の改造・補修工事のうち請負代金合計100万円以上のもの
 - ③工作物(環境大臣が定めるもの)の改造・補修工事のうち請負代金合計100万円以上のもの
- 特定粉じん排出等作業の届出
 - ・届出義務者：届出対象特定工事の発注者又は自主施工者
- 作業基準の遵守
- 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存
- 作業終了後の発注者への報告

大気汚染防止法のキーポイント (その2)

主要事項及びキーワード	要 点
1 用語 (2条) ☆特定粉じん ☆特定粉じん排出等作業 ☆特定工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定粉じんとは、大気汚染防止法第2条第7項に規定する粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。 ○ 特定粉じん排出等作業とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（「特定建築材料」という。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。 ○ 特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。
2 解体等工事に係る調査及び説明等 (18条の15) ☆事前調査結果の説明 ☆事前調査結果の記録・保存 ☆事前調査結果の掲示 ☆事前調査結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体等工事の受注者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。 ○ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査に関する記録を作成し、当該記録及び調査結果等を記載し、発注者に交付した書面の写しを保存しなければならない。（自主施工者は写しの保存義務を除く） ○ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。 ○ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
3 特定粉じん排出等作業の実施の届出 (18条の17)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うものの発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。
4 作業基準の遵守義務 (18条の20)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。
5 特定粉じん排出等作業の結果の報告等 (18条の23)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。
6 罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 命令 <ul style="list-style-type: none"> ・届出内容が作業基準に適合していない → 計画変更命令 ・作業基準を遵守していない → 作業基準適合命令等 ○ 罰則 <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査結果の報告義務違反・虚偽報告 → 罰金 ・届出義務違反 → 拘禁刑又は罰金 ・除去など措置違反 → 拘禁刑又は罰金 ・上記命令に違反した場合 → 拘禁刑又は罰金



吹付け石綿の除去



飛散防止抑制剤の使用

7 悪臭防止法とは？ においによる不快感の除去！

悪臭は、騒音、振動とともに感覚公害と呼ばれ、苦情件数の多い公害です。

本県における苦情の対象となる発生源としては主に、個人住宅・アパート等家庭生活に起因するものや製造業、農業等があります。悪臭には環境基準はなく、規制基準のみ設定されています。

「悪臭防止法」では、工場その他の事業場から排出され、臭気の原因となる物質を特定悪臭物質に指定し、物質ごとの濃度によって規制することになっています。実際には、規制地域の指定と規制基準の設定は県知事（市の区域内の地域については、市長）が、測定や施設の改善指導等の規制に関する事務は市町が行っています。

特定悪臭物質については、現在、22物質が指定されています。また、規制基準としては、22物質すべてが敷地境界において適用されるほか、13物質が気体排出口において、さらに4物質については排水にも適用されます。

なお、悪臭については、騒音等と異なり、規制をかけるための特定施設という定義はなく、それらの届出の規定もありません。特定悪臭物質を出す工場・事業場は、その業種や施設に関係なく、すべて規制を受けるということになります。

工場の周辺地域から苦情等が発生しないよう、事業場内において、悪臭の原因となる物質が使用されていないか、地域指定の状況はどうなっているかについて知っておくことが大切です。

特定悪臭物質の種類と規制基準

特定悪臭物質の種類	に お い の 種 類	臭気強度 [2.5] の 物質濃度	臭気強度 [3.0] の 物質濃度	規制基準の種類		
				敷地境界	気体排出口	排水
アンモニア	し尿のようなにおい	1 ppm	2 ppm	○	○	
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	0.002	0.004	○		○
硫化水素	腐った卵のようなにおい	0.02	0.06	○	○	○
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.01	0.05	○		○
二硫化メチル	〃	0.009	0.03	○		○
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	0.005	0.02	○	○	
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	0.05	0.1	○		
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.05	0.1	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	〃	0.009	0.03	○	○	
イソブチルアルデヒド	〃	0.02	0.07	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.009	0.02	○	○	
イソバレルアルデヒド	〃	0.003	0.006	○	○	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	0.9	4	○	○	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	3	7	○	○	
メチルイソブチルケトン	〃	1	3	○	○	
トルエン	ガソリンのようなにおい	10	30	○	○	
スチレン	都市ガスのようなにおい	0.4	0.8	○		
キシレン	ガソリンのようなにおい	1	2	○	○	
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	0.03	0.07	○		
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	0.001	0.002	○		
ノルマル吉草酸	濡れた靴下のようなにおい	0.0009	0.002	○		
イソ吉草酸	〃	0.001	0.004	○		

悪臭防止法（昭和46年6月1日 法律第91号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点												
1 目的 ☆悪臭防止対策 (法1)	○ 工場等での事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。												
2 定義 ☆特定悪臭物質 ☆臭気指数 (法2)	○ 特定悪臭物質とは：アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質（政令で22物質を定めている。） ○ 臭気指数とは：気体又は水での悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水を希釈した場合のその希釈倍数を基礎として算定される。												
3 規制地域 (法3)	○ 知事（市の区域内の地域については、市長）は、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等を規制地域として指定する。												
4 規制基準の設定 (法4)	○ 知事（市の区域内の地域については、市長）は規制地域について、必要に応じ地域区分し、特定悪臭物質の種類ごとに濃度での規制基準を定める。 ○ 濃度での規制基準によって生活環境を保全するには十分でない場合には、臭気指数により規制基準を定める。												
5 規制基準の遵守義務 (法7)	○ 規制地域内の事業場の設置者は、規制基準を遵守すること。												
6 事故時の措置 ☆応急措置 ☆速やかな復旧 (法10)	○ 規制地域内の事業場の設置者は、事業場で事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じ、その事故を速やかに復旧すること。また、所轄の市町長に通報すること。												
7 悪臭が生ずる物の焼却の禁止 (法15)	○ 何人も、住居が集合している地域では、みだりにゴム、皮革、合成樹脂、廃油等の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却しないこと。												
(参考)	<p>悪臭物質の主要発生源事業場（環境省調べ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">代表的悪臭物質</th> <th style="width: 70%;">主要発生源事業場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td>クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル 二硫化メチル</td> <td>クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td>畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業 等</td> </tr> </tbody> </table>	代表的悪臭物質	主要発生源事業場	アンモニア	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等	メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等	硫化水素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等	硫化メチル 二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等	トリメチルアミン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業 等
代表的悪臭物質	主要発生源事業場												
アンモニア	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等												
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等												
硫化水素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等												
硫化メチル 二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等												
トリメチルアミン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業 等												

平成16年度以降の主な沿革……なし

(参考資料) 「悪臭防止のしおり」 令和8年4月 石川県

(問合せ先) 最寄りの市町の環境担当課

又は石川県環境政策課

電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

8 騒音規制法とは？ 静けさの保持！

典型七公害という言葉があります。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭の七つの公害をいいますが、そのうち騒音、振動、悪臭の三つは感覚公害とも呼ばれ、日常生活に密着した公害です。

特に、騒音は、公害苦情の件数が多いものの一つです。日本の国土が狭く、工場や道路等から住居までの距離を十分にとれないことが大きな理由でしょう。

騒音にも環境基準があり、日常生活において睡眠妨害、作業能率の低下、不快感などをきたさないレベルとして設定されています。環境基準は、土地の利用状況等に応じて、4種類の類型で指定することとなっています（類型指定といいます）。

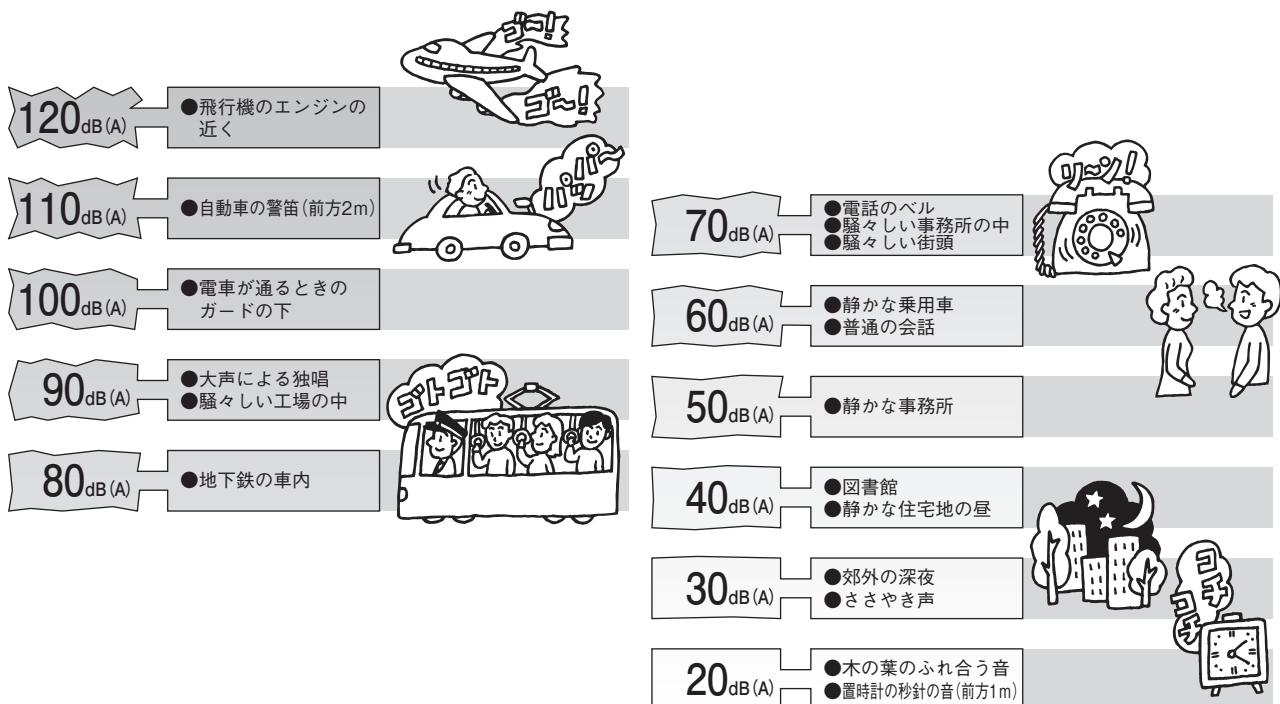
騒音の影響は、主として感覚的、心理的なものであることから、地域によっても、また、時間によっても生活妨害の程度は異なってきます。例えば、工業地帯ではあまり問題とならない騒音が、静かな住宅地ではうるさく感じられたり、昼間はなんともなかった騒音でも、夜間には睡眠を妨げることもあります。

このため、騒音の規制基準は、工場・事業場、建設作業、自動車交通からの騒音について、時間区分及び地域区分ごとに定められています（規制地域といいます）。

規制地域は、図面表示していますので、県環境政策課又は各市町環境担当課で確認してください。

規制地域内において騒音を発生する特定施設を設置している者は、工場・事業場の敷地境界で規制基準を守る必要があります。また、特定施設を設置しようとする場合は、30日前までに市町長に届出をする必要があります。特定建設作業を行う場合は、7日前までに市町長に届出が必要です。

特定建設作業の場合は、騒音の発生が一時的または短期間であることから、規制の方法は、夜間や日曜・祝日の作業の禁止等に主眼がおかれています。



出典：「環境シリーズNo55」（財）日本環境協会より

騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点																										
1 目的 (法1) ☆工場等騒音規制 ☆自動車騒音対策	○ 工場等での事業活動、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行うとともに、自動車騒音の許容限度を定めること等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。																										
2 定義 (法2) ☆特定施設とは ☆特定建設作業とは	○ 特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、著しく騒音を発生する施設であって政令で定める11種類の一定規模以上のもの。 ①金属加工機械（プレス、圧延機械等）②空気圧縮機（環境大臣が指定するものを除く）・送風機 ③土石用・鉱物用の破碎機等 ④織機 ⑤建設用資材製造機械（コンクリートプラント等）⑥穀物用製粉機（ロール式）⑦木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー等）⑧抄紙機 ⑨印刷機械 ⑩合成樹脂用射出成形機 ⑪鋳造型機（ジョルト式）（政令別表第1） ○ 特定建設作業とは：建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの。（政令別表第2）																										
3 地域指定 (法3)	○ 知事（市の区域内の地域については、市長）は、特定工場等の騒音、特定建設作業騒音を規制する地域を指定する。																										
4 規制基準の設定及び遵守 (法4、5) ☆区域毎の規制（第1種～第4種） ☆時間区分毎の規制（昼間・朝夕・夜間）	○ 規制地域内で特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）における規制基準 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">時間の区分 区域の区分</th> <th colspan="3">区分に対する規制基準 (単位：デシベル)</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>朝・夕</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時から 午後7時まで</td> <td>午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで</td> <td>午後10時から 翌日 午前6時まで</td> </tr> <tr> <td>第1種区域</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第3種区域</td> <td>65</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>第4種区域</td> <td>70</td> <td>65</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">ただし第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の学校・保育所・病院・患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>○ 規制地域内の特定工場等の設置者は、規制基準を遵守すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種低層及び第2種低層住居専用地域、田園住居地域）</p> <p>第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、及び準住居地域）</p> <p>第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域（おおむね近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）</p> <p>第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域（おおむね工業地域）</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種低層及び第2種低層住居専用地域、田園住居地域）</p> <p>第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、及び準住居地域）</p> <p>第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域（おおむね近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）</p> <p>第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域（おおむね工業地域）</p> </div> </div>	時間の区分 区域の区分	区分に対する規制基準 (単位：デシベル)			昼 間	朝・夕	夜 間	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日 午前6時まで	第1種区域	50	45	40	第2種区域	55	50	45	第3種区域	65	60	50	第4種区域	70	65	60
時間の区分 区域の区分	区分に対する規制基準 (単位：デシベル)																										
	昼 間		朝・夕	夜 間																							
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日 午前6時まで																								
第1種区域	50	45	40																								
第2種区域	55	50	45																								
第3種区域	65	60	50																								
第4種区域	70	65	60																								
5 特定施設の設置等届出 (法6、8)	○ 規制地域内で工場・事業場に特定施設の設置又は直近に届け出た数の2倍を超える増加の変更をしようとする者は、工事の開始30日前までに市町長に届け出ること。																										
6 特定建設作業の実施の届出 (法14)	○ 指定地域内で当該作業をする者は、作業開始の7日前までに届け出ること。																										

平成16年度以降の主な沿革

令和 3年12月24日 政令第346号 空気圧縮機のうち、環境大臣が指定する機器を特定施設から除外（令和4年12月1日施行）

（参考資料）「騒音規制のしおり」 令和8年4月 石川県

（問合せ先）最寄りの市町の環境担当課

又は石川県環境政策課

電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

9 振動規制法とは？ 騒音規制法と兄弟の関係！

公害として問題にされる振動とは、工場稼働、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的な地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、睡眠妨害を引き起こしたりすることをいいます。

振動には環境基準がなく、規制基準だけが定められています。振動の規制基準は、工場・事業場、建設作業、自動車交通からの振動について、時間区分及び地域区分ごとに定められています（規制地域といいます）。

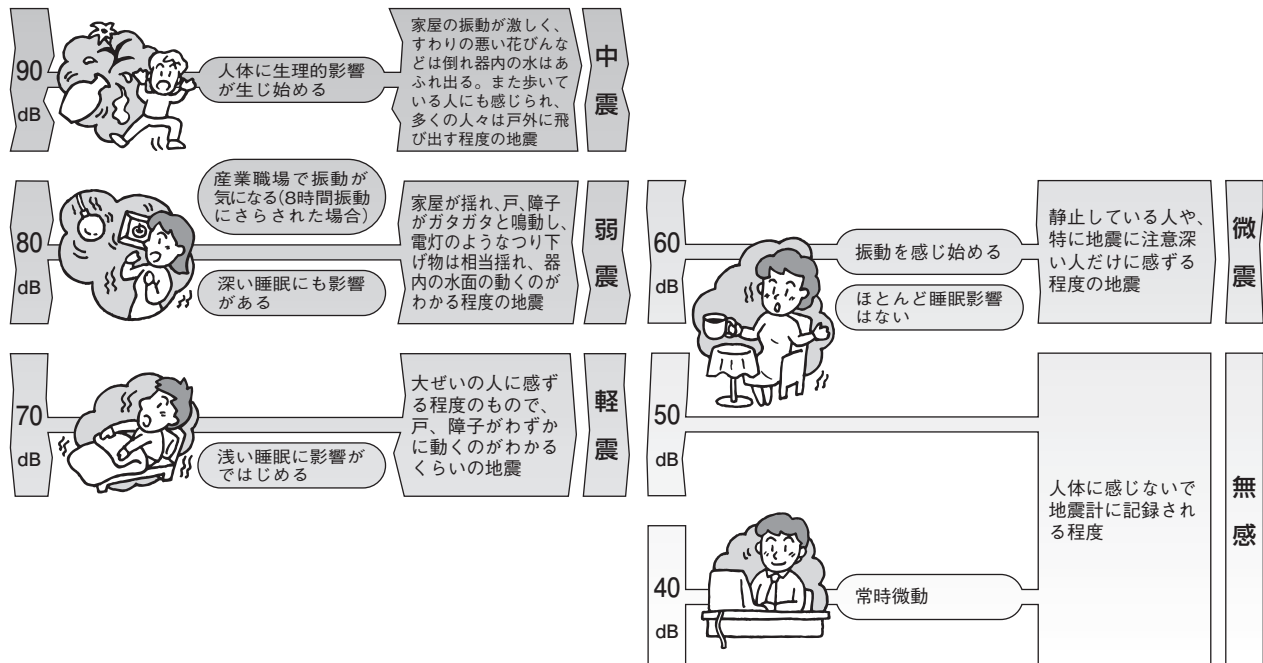
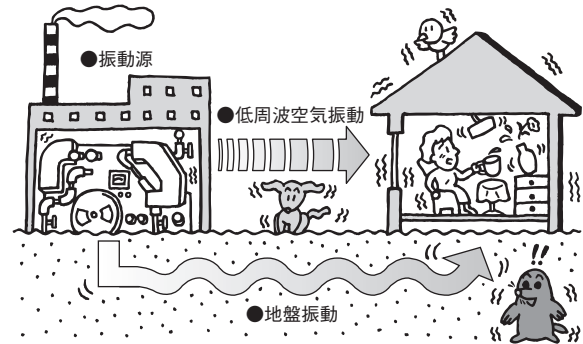
規制地域は図面表示していますので、県環境政策課又は各市町環境担当課で確認してください。

また、建設作業の場合は、騒音と同様、夜間作業や日曜・祝日の作業の制限に主眼がおかれています。

規制地域内において振動を発生する特定施設を設置している者は、工場・事業場の敷地境界で規制基準を守る必要があります。また、特定施設を設置する場合は、30日前までに市町長に届出をする必要があります。特定建設作業は7日前までに市町長に届出が必要です。

規制地域への指定は県知事（市の区域内の地域については、市長）が行うことになっており、規制に関する実際の事務は市町が行っています。

振動源と被害者との関係



出典：「環境シリーズNo55」(財)日本環境協会より

振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点											
1 目的 (法1) ☆工場等振動規制 ☆道路交通振動対策	○ 工場・事業場での事業活動、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。											
2 定義 (法2) ☆特定施設とは ☆特定建設作業とは	○ 特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、著しく振動を発生する施設であって政令で定める10種類の一定規模以上のもの。 ①金属加工機械（プレス、せん断機等）②圧縮機（環境大臣が指定するものを除く）③土石用・鉱物用破砕機等④織機 ⑤コンクリートブロックマシン ⑥木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー）⑦印刷機械 ⑧ゴム練用ロール機等 ⑨合成樹脂用射出成形機 ⑩鋳造型機（ジョルト式）（政令別表第1） ○ 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるもの。（政令別表第2）											
3 指定地域 (法3)	○ 知事（市の区域内の地域については、市長）は、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する。											
4 規制基準の設定及び遵守 (法4、5) ☆区域毎の規制（第1種～第2種） ☆時間区分毎の規制（昼・夜間）	○ 規制地域内で特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）における規制基準 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">時間の区分 区域の区分</th> <th style="text-align: center;">昼 間</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前8時から午後7時まで</th> <th style="text-align: center;">午後7時から翌日午前8時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 種 区 域</td> <td style="text-align: center;">60デシベル</td> <td style="text-align: center;">55デシベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 種 区 域</td> <td style="text-align: center;">65デシベル</td> <td style="text-align: center;">60デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし学校・保育所・病院・患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>〔備考〕</p> <p>第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域）</p> <p>第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（おおむね近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）</p> <p>○ 規制地域内での特定工場等の設置者は、規制基準を遵守すること。</p>	時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで	第 1 種 区 域	60デシベル	55デシベル	第 2 種 区 域	65デシベル	60デシベル
時間の区分 区域の区分	昼 間		夜 間									
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで										
第 1 種 区 域	60デシベル	55デシベル										
第 2 種 区 域	65デシベル	60デシベル										
5 特定施設の設置及び変更の届出 (法6、8)	○ 規制地域内で工場・事業場に特定施設の設置又は変更をしようとする者は、工事開始の30日前までに市町長に届け出ること。											
6 特定建設作業の実施の届出 (法14)	○ 規制地域内で当該作業をする者は、作業開始の7日前までに市町長に届け出ること。											

平成16年度以降の主な沿革

令和 3年12月24日 政令第346号 圧縮機のうち、環境大臣が指定する機器を特定施設から除外（令和4年12月1日施行）

（参考資料）「振動規制のしおり」 令和8年4月 石川県

（問合せ先）最寄りの市町の環境担当課

又は石川県環境政策課

電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

10 水質汚濁防止法とは？ 通称「水濁法」健全な水循環の確保！

地球は水の惑星とも呼ばれます。人間を含め地球上の生物は水なしには生きていけません。水は地球上で大きく循環しており、その過程でいろいろな形で生物全体と関わっています。そのため生態系全体にとって水環境の保全是極めて重要です。

一方、人間はあらゆる活動において水環境に影響を与えていますから、少しでも影響を減らすために、水質汚濁の原因となる物質を河川や湖沼、海、地下水に出さないようにすることが大切です。



水質汚濁に関する環境基準は、健康項目（人の健康の保護に関する基準項目）と生活環境項目（生活環境の保全に関する基準項目）とに分けて設定されています。

健康項目は、有害物質について設定され、全国の河川、湖沼、海域のいわゆる公共用水域に一律に適用されています。現在は、27項目について定められています。

一方、生活環境項目は、水道、水産、工業、水浴などの利用目的に応じて設定される生活環境の保全に関する基準項目と、水生生物の保全を目的に設定される基準項目があります。これらの基準の項目及び基準値は類型を当てはめることで、該当する水域に適用されます。

排水基準は、特定の施設を設置する工場や事業場からの排水に対して、水を汚染する物質の濃度を一定以下に規制し、公共用水域の環境基準を達成するために定められています。

「水質汚濁防止法」では、有害物質や汚染された排水を流すおそれのある施設（特定施設）の設置者に対し、設置等の届出が義務付けられており、必要に応じて設置計画の変更や排水処理方法等の改善を命じることができることとなっています。また、排水の測定義務も課せられています。

排水基準には、国が定める一律基準のほか、都道府県が条例で定める上乗せ基準があります。上乗せ基準は水域ごとに定められることから、自社がどの水域にあるかを確認し、どのような上乗せ基準があるかを確認しておく必要があります。

地下水については、環境基準は設定されていますが、排水基準というものはなく、有害物質を含む水の地下浸透が禁止されています。

さらに、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵する施設を設置する場合には、地下浸透防止のための構造や設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検及び結果の記録・保存の義務等が課せられています。

主要河川、湖沼のBOD (COD) の現状
(令和6年度)



水質汚濁防止法（昭和45年12月25日 法律第138号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆水質汚濁防止対策 ☆健康被害損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場等から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康の保護、生活環境の保全を図る。 ○ 人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図る。
2 特定施設等 (法2) ☆健康被害のおそれのある施設 ☆生活環境被害のおそれのある施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設とは、次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設（政令1別表第1） <ul style="list-style-type: none"> ・ カドミウム等の人の健康被害を生ずるおそれがある物質（政令2）を含むもの ・ COD、BOD等の水の汚染状態を示す項目（政令3）に関し、生活環境に被害を生ずるおそれがある程度のもの ○ 指定施設とは、有害物質を貯蔵・使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（政令3の3）を製造・貯蔵・使用・処理する施設
3 排水基準 (法3) ☆有害物質の種類毎 ☆その他項目毎 ☆上乗せ排水基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質の汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とする。 ○ その他の汚染状態にあつては項目ごとに定める許容限度とする。 ○ 上記の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域について、都道府県は上乗せ排水基準を定めることができる。
4 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置及び変更の届出等 (法5、7、9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は変更をしようとするときは、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造・使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統等の届出をすること。 ○ 届出受理後、60日以内は設置又は変更の禁止（所管行政庁の判断で短縮可能）
5 地下水浸透の規制 (法12の3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質を使用する事業場は、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水で有害物質を含む水（検出される水）を地下に浸透させてはならない。
6 構造等規制 (法12の4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造等に関する基準を遵守しなければならない。
7 排出水の測定など (法14) ☆測定・記録及び保存 ☆未記録等に対する罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録・保存すること。 ○ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設における施設の構造及び使用方法について定期的に点検を行い、その結果を記録・保存すること。
8 事故時の措置 (法14の2) ☆応急措置 ☆速やかに事故届	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所から公共用水域に「有害物質」、「指定物質」、「油」及び「生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水」が排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康・生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに排出又は浸透防止のための応急措置を講ずるとともに速やかにその事故状況・講じた措置の概要を知事に届け出ること。
9 事業者の責務 (法14の4) ☆自主的な水質汚濁防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握し、水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずること。

平成16年度以降の主な沿革

平成22年 5月 10日	法律第31号	公害防止に関する責務規定の創設（平成22年8月10日施行） 事故時の措置の範囲の拡大、排出水等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設（平成23年4月1日施行）
平成23年 6月 22日	法律第71号	対象施設の拡大、構造等に関する基準遵守義務等定期点検の義務の創設（平成24年6月1日施行）

（参考資料） 「水質汚濁防止（排水規制・構造基準等）のしおり」 令和7年7月 石川県環境政策課
 （問合せ先） 石川県環境政策課 電話076-225-1491 FAX 076-225-1466
 石川県南加賀保健福祉センター 電話0761-22-0795 FAX 0761-22-0805
 石川県石川中央保健福祉センター 電話076-275-2642 FAX 076-275-2257
 石川県能登中部保健福祉センター 電話0767-53-6893 FAX 0767-53-2484
 石川県能登北部保健福祉センター 電話0768-22-2028 FAX 0768-22-5550
 金沢市環境政策課 電話076-220-2508 FAX 076-260-7193

11 下水道法とは？ 生活排水処理施設整備を推進するには！

公共用水域の水質汚濁防止のために、工場・事業場や家庭等から排出される汚水を処理・浄化するための施設として、市町の運営する公共下水道や県の運営する流域下水道があります。

なお、都市下水路は、市街地の雨水排除を目的とした終末処理場を有しない下水道です。

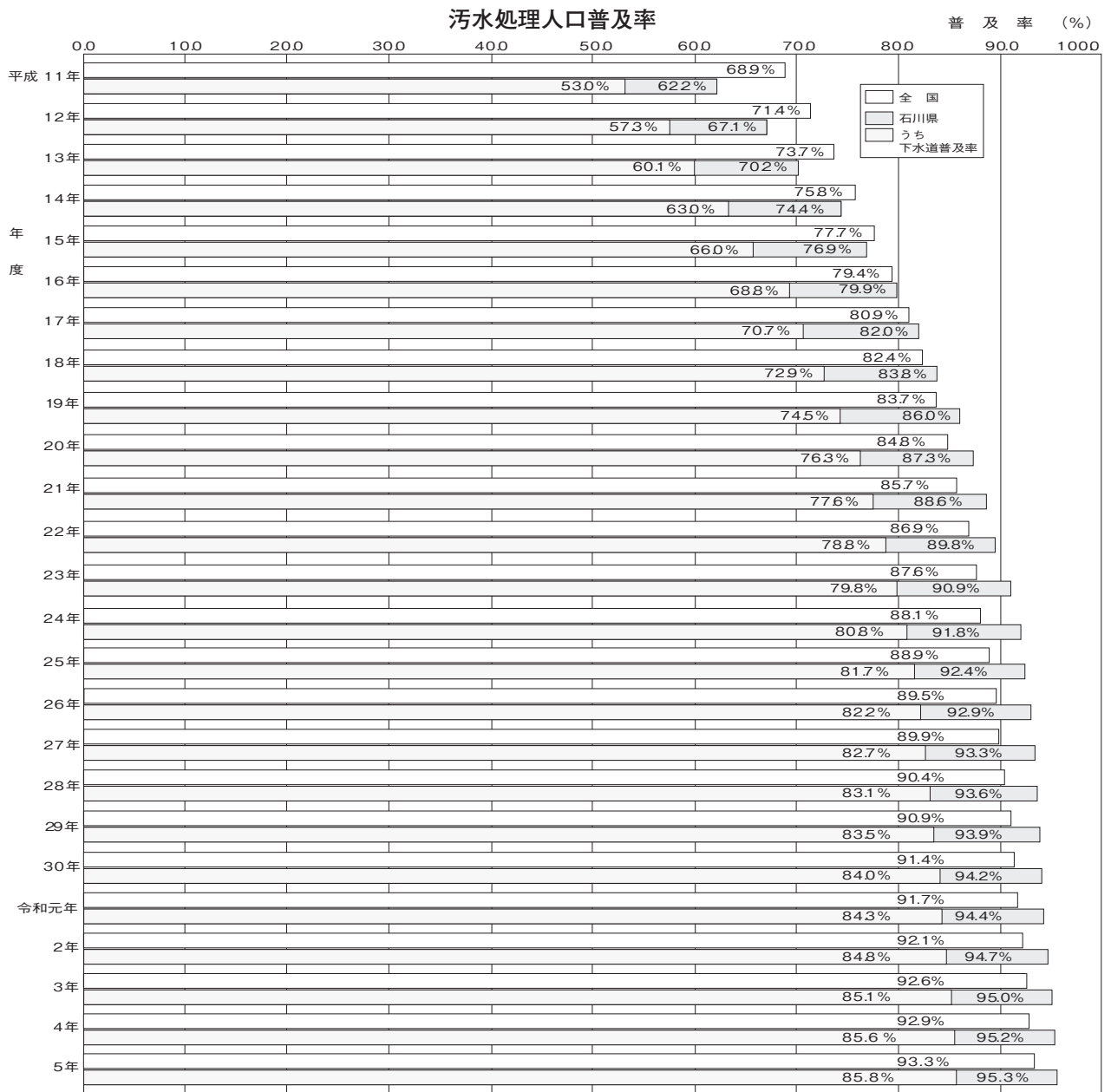
し尿や生活排水を処理・浄化する下水道類似施設には、集合処理形式の農業等集落排水施設やコミュニティ・プラント（通称コミプラ）と、個別処理形式の合併処理浄化槽があり、下水道事業計画区域以外の公共用水域の水質の保全を図っています。

石川県では「石川県生活排水処理構想エリアマップ」を作成し、このような下水道及び類似施設による整備を計画的かつ効率的に進めています。

下水道の排水区域内の土地所有者等は、下水道に排水管を接続しなければなりません。さらに、特定事業場（「水質汚濁防止法」の特定施設を設置する工場又は事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する者は、下水道の受入基準を守らなければなりません。

これは、現在の下水処理方法が微生物による有機物の除去を主体とする生物処理によっているため、カドミウムやシアン等の物質を含む下水を処理できないことや、有機性汚濁物質であっても汚濁が著しい場合には処理が困難となるためです。

また、特定事業場は、公共下水道管理者（市町）に、その水質、水量や特定施設から排出される汚水の処理方法などの届出をする必要があり、また水質の測定義務を課せられています。



下水道法（昭和33年4月24日 法律第79号） キーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆下水道の整備	○ 流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項、並びに公共下水道、流域下水道、都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資する。
2 定義 (法2) ☆下水とは ☆下水道とは ☆公共下水道とは ☆流域下水道とは	○ 下水：生活もしくは事業に起因し、もしくは付随する廃水又は雨水をいう。 ○ 下水道：下水を排除するために設けられる排水管、排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。 ○ 公共下水道：地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。 ○ 流域下水道：地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村にまたがり、終末処理場を有するもの。
3 排水設備の設置義務 (法10)	○ 公共下水道の供用が開始された場合、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、法で定める区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置すること。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。
4 使用の開始等の届出 (法11の2)	○ 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出ること。（なお、市町の条例により、全ての下水道使用者に届出義務が課されています。）
5 特定事業場からの下水排除の制限 (法12の2)	○ 水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業場等（特定事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する者は、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。
6 特定施設の設置等の届出 (法12の3、12の4、12の6)	○ 工場等から継続して公共下水道に下水を排除する場合 ・ 特定施設の設置時、構造の変更時には、あらかじめ公共下水道管理者に届け出ること。 ・ 届出受理日から60日以内の設置禁止（公共下水道管理者が認めれば期間短縮可能）
7 事故時の措置 (法12の9)	○ 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、一定の有害物質及び油が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を速やかに公共下水道管理者に届け出ること。
8 水質の測定義務等 (法12の12) ☆測定・記録	○ 継続して、政令で定める水質の下水を公共下水道に排除する者で政令で定めるもの及び下水を公共下水道に排除する特定施設の設置者は、当該下水の水質を測定し、その結果を記録すること。 （測定回数等）（省令15） ・ 温度又は水素イオン濃度：毎日1回以上 ・ BOD：14日に1回以上 ・ ダイオキシン類：1年に1回以上 ・ その他の項目：7日に1回以上 （公共下水道等管理者は終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定回数につき、別の定めを設けることができる。）

平成16年度以降の主な沿革

平成17年 6月 22日	法律第70号	事故時の措置の創設	(平成17年11月1日施行)
平成27年 5月 20日	法律第22号	下水道の維持管理基準の創設	(平成27年11月19日施行)

(問合せ先) 石川県都市計画課

電話 076-225-1493 FAX 076-225-1760

12 浄化槽法とは？ 水質改善の救援投手！

下水道による汚水の処理は、住居が集合している地域から行うことが多く、どうしても住居が散在している地域は整備が遅れがちになります。それを補う方法が浄化槽の設置です。この浄化槽の適正な設置及び管理をするため、昭和58年に「浄化槽法」が制定されました。

「浄化槽法」では、浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃などにつき、それがきちんと行われるよう技術上の基準を定めて規制したり、浄化槽関係の事業に従事する関係業者の責任を明確にしたり、資格制度を定めるなどするほか、浄化槽の使用者についても正しく使用するよう義務づけています。

浄化槽には大きく分けて、水洗便所の排水だけを処理する単独処理浄化槽と水洗便所の排水と台所や風呂などの生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。

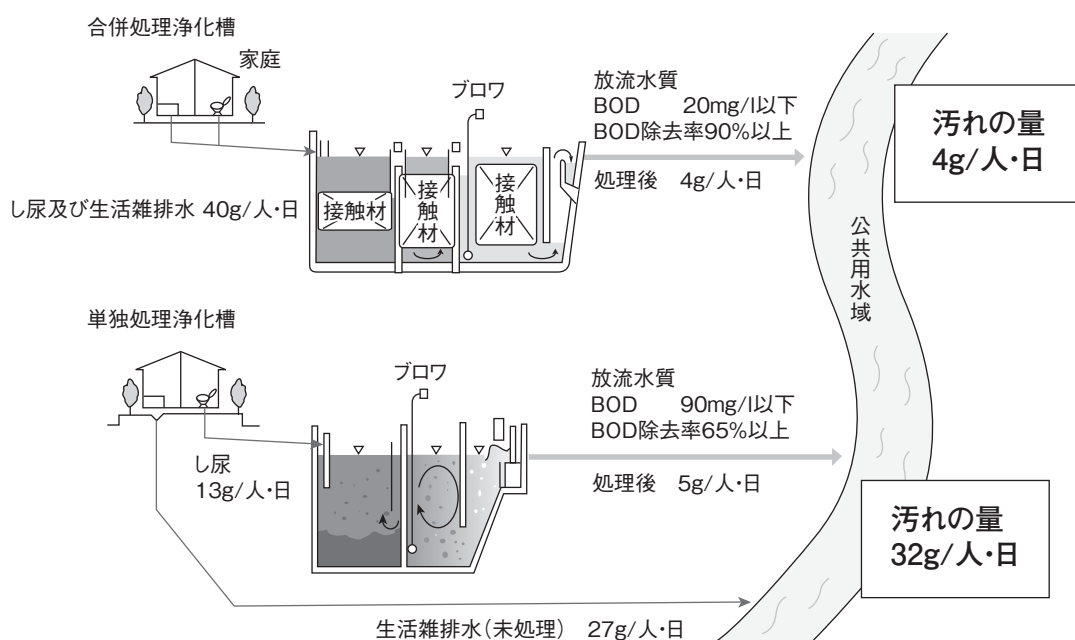
下図は、BOD量の比較ですが、合併処理浄化槽の場合の放流汚濁物質量は単独処理の場合の約1/8で、いかに水質汚濁の改善に役立つかを示しています。

このため、平成12年6月に「浄化槽法」が改正され、単独処理浄化槽の新規設置が禁止されたなか、既に設置されている単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換の努力義務が明記されました。

また、定期検査の実施率が低い状況にあることなどから、適正な維持管理の徹底を図るため、平成17年5月に「浄化槽法」が改正され、浄化槽からの放流水の水質基準の創設、浄化槽設置後の水質検査期間の見直し、維持管理に対する県の指導監督の強化、浄化槽の廃止届の提出義務などが明記されました。

なお、令和元年6月の「浄化槽法」の改正では、適切に清掃し、使用の休止を届け出た浄化槽については、保守点検等の義務を免除できることが追加されました。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



浄化槽法（昭和58年5月18日 法律第43号） キーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆し尿等の適正処理	○ 浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽整備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
2 浄化槽によるし尿処理等 (法3)	○ 何人も、終末処理下水道（下水道法に基づく）及びし尿処理施設（廃掃法に基づく）で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。 ○ 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守すること。
3 浄化槽設置届出 (法5)	○ 浄化槽の設置、構造等の変更をしようとする者は、知事（保健所を設置する市にあっては市長）及び特定行政庁に届け出ること。 ただし、建築基準法第6条1項の規定による建築主事への確認申請をすべき場合、浄化槽の変更が軽微の場合はこの限りでない。 ○ 届出者は、届出受理後21日（型式認定品は10日）間は工事に着手できない。 ただし、所管行政庁が認めるときはこの限りではない。
4 設置後等の水質検査 (法7)	○ 新設又は構造等を変更された浄化槽については、その使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に、環境省令で定めるところにより、浄化槽管理者は、指定検査機関（環境省又は都道府県が指定）の行う水質検査を受けること。
5 浄化槽管理者の義務等 (法8、9、10) ☆保守点検・清掃	○ 浄化槽の保守点検は技術上の基準に従って行うこと。 ○ 浄化槽の清掃は技術上の基準に従って行うこと。 ○ 浄化槽管理者は、毎年1回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をすること。 ○ 浄化槽管理者は、501人以上の浄化槽の場合、技術管理者を選任すること。
6 定期検査 (法11、11の3)	○ 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質検査を受けること。 ○ 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、都道府県知事に届け出ること。
7 浄化槽休止届出 (法11の2)	○ 浄化槽管理者は、使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところにより、知事（保健所を設置する市にあっては市長）に届け出ること。 ○ 浄化槽管理者が清掃をして、使用の休止を知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除する。
8 浄化槽設備士 (法29、42)	○ 浄化槽工事業者は営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと。 ○ 浄化槽設備士免状は、当該試験に合格した者及び管工事施工管理技術検定に合格した後、認定講習を修了した者に交付する。

平成16年度以降の主な沿革

平成16年 6月 2日	法律第76号	廃業等の届出に係る見直し	(平成17年1月1日施行)
平成16年 12月 1日	法律第147号	浄化槽工事業者の登録等に係る見直し	
平成17年 5月 20日	法律第47号	浄化槽からの水質基準の創設、設置後の水質検査期間の見直し、維持管理に対する県の監督規定の強化、浄化槽の使用廃止届の義務化	(平成18年2月1日施行)
令和元年 6月 19日	法律第40号	浄化槽の使用休止及び義務の免除	(令和2年4月1日施行)

(問合せ先) 石川県都市計画課	電話 076-225-1493	FAX 076-225-1760
石川県南加賀保健福祉センター	電話 0761-22-0795	FAX 0761-22-0805
石川県石川中央保健福祉センター	電話 076-275-2642	FAX 076-275-2257
石川県能登中部保健福祉センター	電話 0767-53-6893	FAX 0767-53-2484
石川県能登北部保健福祉センター	電話 0768-22-2028	FAX 0768-22-5550
金沢市環境政策課	電話 076-220-2508	FAX 076-260-7193

13 土壤汚染対策法とは？

有害物質の土壤汚染の状況把握・汚染対策を図る！

土壤汚染を放置すれば人の健康に影響を及ぼすことが懸念されたことから、土壤汚染の状況の把握、人の健康の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施し、国民の健康を保護することを目的として「土壤汚染対策法」が平成15年2月15日から施行されました。

この法律では、特定有害物質の製造、使用又は処理を行う「水質汚濁防止法」の特定施設を廃止した場合や、一定規模以上の土地の改変を行う際にその土地が特定有害物質により汚染されているおそれがあると知事が認める場合、また、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると知事が認める場合には、土地所有者等は土壤汚染状況調査を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。

調査の結果、土地の汚染状況が基準に適合しないことが確認された場合、知事は「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」として指定・公示します。要措置区域の場合は、土壤汚染により人の健康被害を生ずるおそれがあるため、知事は土地所有者等又は汚染原因者に対し汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示します。また、形質変更時要届出区域内では、土地の形質を変更しようとする場合は、知事への事前の届出が必要となります。

このほか、汚染土壤を区域外へ搬出する際や区域外で処理する場合についての規制についても定められています。

分類	特定有害物質の種類	指定基準		土壤汚染の除去の基準	地下水基準 (mg/L)
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	第2溶出量基準 (mg/L)	
第1種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	第2種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.09以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	1.5以下	0.05以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	1以下	検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		0.0005以下 検出されないこと	15以下	0.005以下 検出されないこと	0.0005以下 検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4000以下	24以下	0.8以下
第3種 特定有害物質 (農薬等)	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	30以下	1以下
	シマジン	0.003以下	—	0.03以下	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下
	P C B	検出されないこと	—	0.003以下	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	1以下	検出されないこと	

土壌汚染対策法（平成14年5月29日 法律第53号（平成29年5月19日改正））のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。
2 定義 (法2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定有害物質：鉛、砒素、トリクロロエチレン等（26種類） ○ 土壌汚染状況調査：土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査
3 土壌汚染状況調査 (法3,4,5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用が廃止された有害物質使用特定施設（※1）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等）は当該土地の土壌の有害物質による汚染の状況について指定調査機関（※2）に調査させ、その結果を知事へ報告しなければならない。 ○ 調査が猶予されている土地において900㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、あらかじめ知事に届出なければならない。 ○ 3,000㎡以上（操作中の有害物質使用特定施設がある事業場は900㎡以上）の土地の形質の変更をしようとする者は30日前までに知事に届け出なければならない。 ○ 知事は届出を受けた土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある（※3）と認める時は、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査をさせ、その結果を知事へ報告することを命ずることができる。 ○ 土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると知事が認めるときは、所有者等に対し指定調査機関に調査をさせ、その結果を知事へ報告することを命ずることができる。
4 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定 (法6,11,14,15)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の特定有害物質による汚染状況が基準に適合しないと認める場合は、知事は当該土地の区域を汚染されている区域として指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（要措置区域） ② 土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域） （※要措置区域は知事が必要な対策を指示。対策に応じ、解除又は②の区域に指定） ○ 自主調査において土壌汚染が判明した場合は、土地の所有者等の申請に基づき、当該土地の区域を汚染されている区域として指定することができる。 ○ 要措置区域及び形質変更時要届出区域（以下、要措置区域等）を指定した場合は、その台帳を調整し閲覧に供する。
5 土壌汚染による健康被害の防止措置 (法7,9,12)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、その被害防止のため必要な限度において所有者等に対し汚染除去計画を作成し提出することを指示する。 ○ 形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の14日前までに知事に届け出なければならない。
6 搬出汚染土壌の適正処理の確保 (法16～18,20,22)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要措置区域等の汚染土壌を区域外へ搬出しようとする者は、着手日の14日前までに知事に届け出なければならない。 ○ 汚染土壌の処理は、汚染土壌処理業者に委託しなければならない。 ○ 汚染土壌の運搬又は処理を行う場合は、管理票を交付し、運搬又は処理が終了した場合は、委託者に対し、管理票の写しを送付しなければならない。管理票は5年間保存しなければならない。 ○ 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設ごとに知事の許可を受けなければならない。
7 支援指定法人の義務 (法45)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援指定法人は、要措置区域等の土地での汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し助成金を交付する。（助成に対しては条件あり。） ○ 土壌汚染状況調査、要措置区域等での汚染の除去等、形質変更時要届出区域での土地の形質変更について、照会及び相談に応じ、必要な助言を行う。

※1 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造・使用・処理するもの

※2 土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行できる能力を有する環境大臣又は県知事が指定した機関

2以上の都道府県で調査を行う場合…環境大臣、本県のみで調査を行う場合…県知事

※3 「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地」の基準

① 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地

② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地

③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地

④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地

⑤ 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地

平成16年度以降の主な沿革

平成21年 4月 24日	法律第23号	土壌汚染把握のための制度拡充、指定区域を要措置区域・形質変更時要届出区域に分類、汚染土壌の搬出・処理に対する規制強化（平成22年4月1日施行）
平成26年 6月 4日	法律第51号	指定調査機関に係る改正（平成27年4月1日施行）
平成29年 5月 19日	法律第33号	土壌汚染対策法が改正（2段階で施行）（第1段階 平成30年4月1日施行） （第2段階 平成31年4月1日施行）

（参考資料）「土壌汚染対策法のしおり」 令和8年 4月 石川県

（問合せ先）石川県環境政策課

電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

14 循環型社会形成推進基本法とは？「循環型社会」への挑戦！

これまで、私たちは、物質的に豊かな生活を送ってきましたが、それを支えていたのは、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルでした。

しかし、その豊かさとは裏腹に、廃棄物処理施設の不足、不法投棄の増大、さらには地球の温暖化等の問題の発生により、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となり、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に制定され、廃棄物処理等の優先順位を次のように法定化しています。

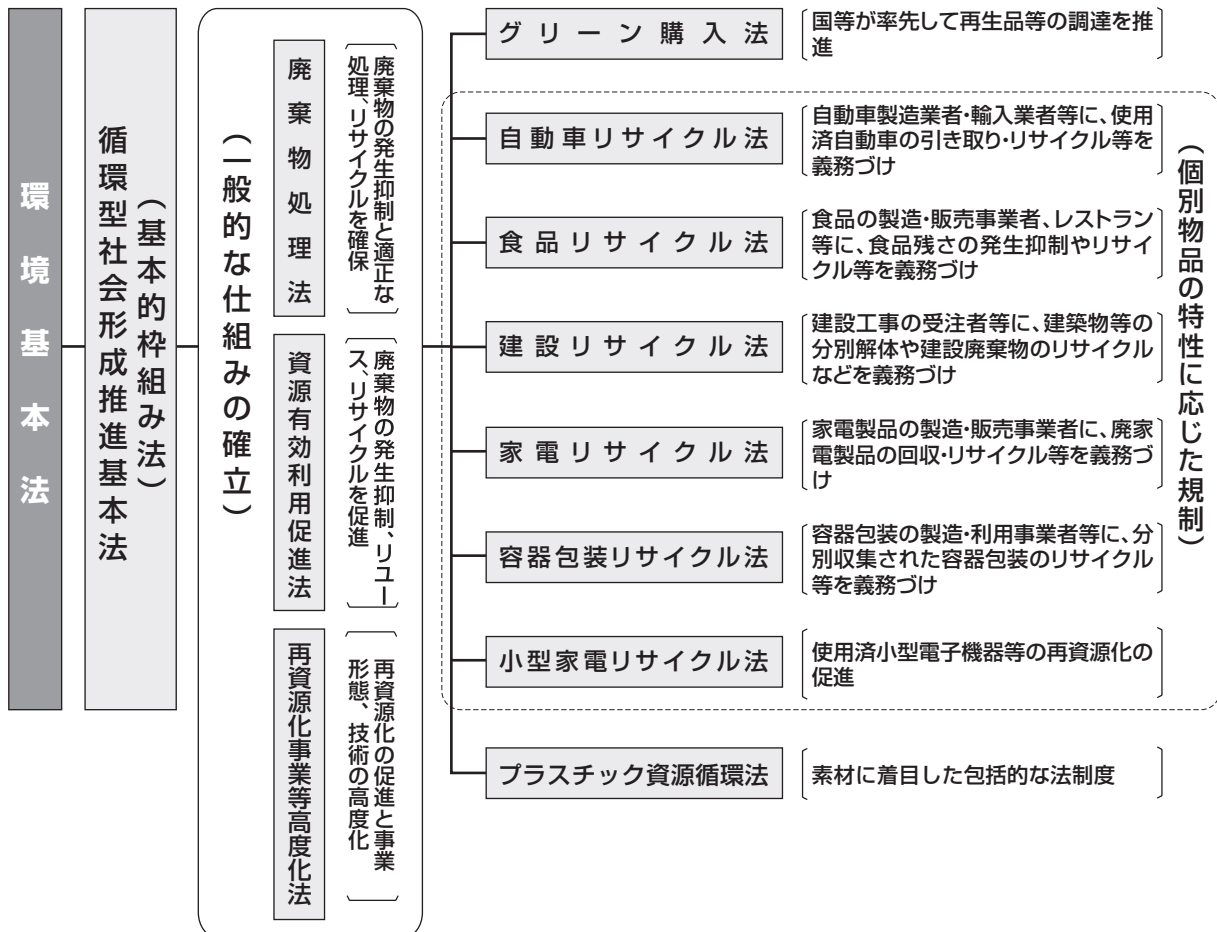
- ①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分

また、循環型社会の形成に向け、これらの主体の責務について、① 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。② 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立と、明確にしています。

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「第5次循環型社会形成推進基本計画」を令和6年8月に策定し、5つの重点分野として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、その実現に向けて講ずべき施策を示しています。

また、この「循環型社会形成推進基本法」に合わせて、法律が体系的に整備され、循環型社会の形成に向けて実効ある取組を進めていくこととしています。

循環型社会形成の推進のための法体系



循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日 法律第110号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆基本原則を規定 ☆責務明確化 ☆基本計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型社会の形成について、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定等施策の基本となる事項を定める。 ○ 施策を総合的かつ計画的に推進する。 ○ 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
2 定義 (法2) ☆循環型社会 ☆循環資源	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。 ○ 「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なもの。
3 廃棄物等の発生抑制 (法5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料は効率的に利用されること、製品はなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等になることをできるだけ抑制する。
4 循環資源の基本原則 (法7) ☆再使用 ☆再生利用 ☆熱回収 ☆適正処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環資源を再使用できるものは再使用する。 ○ 再使用されないもので、再生利用できるものは再生利用する。 ○ 再使用、再生利用されないものであって、熱回収できるものは熱回収する。 ○ 循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）が行われないものは適正処分する。
5 国の責務 (法9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務。
6 地方公共団体の責務 (法10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環資源について、適正に循環的な利用等が行われることを確保するために必要な措置を実施し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務。
7 事業者の責務 (法11)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料等が廃棄物等になることの抑制措置、原材料等が循環資源となった場合の循環的利用への措置を講ずる等の責務。 ○ 製品、容器等の製造・販売等を行う事業者は、廃棄物等になることの抑制措置を講ずるとともに、設計の工夫・材質又は成分の表示等の循環資源となった場合に循環的利用を促進し、及びその適正処分が困難とならないようにするための措置を講ずる責務。 ○ 再生品を使用する等により、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国等の施策に協力する責務。
8 循環型社会基本計画の策定等 (法15、16)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定又は見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原案は、中央環境審議会が意見を述べた指針に即して、環境大臣が策定。 ・ 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。 ・ 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定又は見直し。 ・ 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。 ・ 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。 ・ 国の他の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

平成16年度以降の主な沿革

平成20年	3月 25日	第2次循環型社会形成推進基本計画	閣議決定
平成25年	5月 31日	第3次循環型社会形成推進基本計画	閣議決定
平成30年	6月 19日	第4次循環型社会形成推進基本計画	閣議決定
令和 6年	8月 2日	第5次循環型社会形成推進基本計画	閣議決定

(参考資料)「資源循環ハンドブック」
 (問合せ先) 石川県資源循環推進課

経済産業省
 電話 076-225-1471 FAX 076-225-1473

15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは？

通称「廃棄物処理法」又は「廃掃法」！

廃棄物の処理は、以前は「清掃法」（昭和29年制定）により、市街地区域を中心とする特別清掃地域内の汚物処理でしたが、経済の高度成長や住民生活の向上に伴った、廃棄物の質的变化・多様化、著しい量の増大などにより、抜本的な改正が必要となり、全面的に改められ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃棄物処理法）」として昭和46年9月24日に施行されました。

その後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の導入、不法投棄対策の強化、リサイクル推進のための規制緩和、ダイオキシン対策等のため、順次改正が行われ、最近では平成22年5月に大きな改正がなされました。

この改正の主な内容は、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入及び廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化を行なうとともに、廃棄物の不法投棄等に関する罰則が強化されたものです。

「廃棄物処理法」では、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによる汚染物を除く。）をいう、と定義されています。

なお、排気ガスや排水等も広い意味では廃棄物の一種といえますが、これらは別の法律で規制が行われています。

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。このうち産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた一定の種類廃棄物及び輸入された廃棄物を言い、一般廃棄物は、人の日常生活から排出されるごみやし尿のほか、事業活動から排出される廃棄物のうち産業廃棄物とならないものも含まれます。

廃棄物についてはその処理責任が明確になっており、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については事業者とされています。

産業廃棄物を自ら処理する場合は、産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。また、事業場において、運搬されるまでの間は、産業廃棄物保管基準に従うとともに、その処理を委託する場合には委託基準に従わなければなりません。

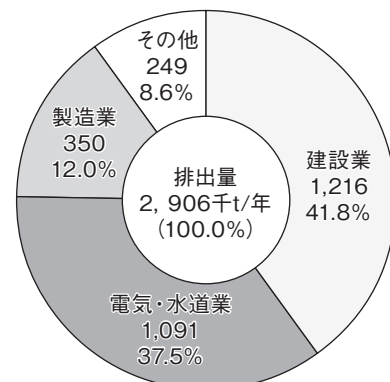
また、一定規模以上の処理施設を設置する場合、設置許可の手続きが必要となります。

なお、産業廃棄物については、一般廃棄物と比べて、特定の発生源から大量に排出され、発生源ごとにほぼ一定の性状のものが排出されるという特徴があります。

このことは、逆に工夫次第では産業廃棄物を新たな原材料として再生利用できる可能性があることを示しており、実際、そのような動きがエコビジネスの展開という形で全国に広まりつつあります。

もちろん、産業廃棄物を全てうまく再生利用できるとは限りません。最終的に行き場のない産業廃棄物は適正に処理して環境に還元していくしかありませんが、埋立処分場の残余容量は年々小さくなっており、社会問題化しています。再生利用できないまでも発生量をそのものを少なくする努力が事業者に対して求められています。

令和5年度産業廃棄物排出状況〔石川県〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆廃棄物の排出抑制と適正処理	○ 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
2 定義 (法2) ☆一般廃棄物 ☆産業廃棄物	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの等（放射性物質及びその汚染物は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 一般廃棄物 産業廃棄物以外のもの → 特別管理一般廃棄物 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので政令で定めるもの（廃エアコン等に含まれるPCBを使用した部品等） → 産業廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う20種類の廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず等 ・ 国外で発生し、輸入された廃棄物 → 特別管理産業廃棄物 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので政令で定めるもの 廃油（引火点70℃未満）、廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCB等、廃水銀等、廃石綿等、金属等に係る判定基準に適合しないものなど） </div>
3 事業者の責務 (法3) ☆自らの責任処理 ☆廃棄物減量 ☆適正処理できる製品開発等 ☆廃棄物適正処理施策に協力	○ 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。 ○ 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにすること。 ○ 上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。
4 事業者の処理 (法12、12の2) ☆運搬・処分の処理基準遵守 ☆保管基準遵守 ☆運搬・処分の委託基準遵守	○ 自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従うこと。 ○ 産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管すること。 ○ 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には委託基準に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等、処分については産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託すること。 ○ 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに環境省令で定める特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること。

平成16年度以降の主な沿革	
平成16年 4月28日	法律第40号 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理禁止等（平成16年10月27日施行 一部の規定は平成17年4月1日施行）
平成17年 5月18日	法律第42号 マニフェスト制度の強化等（平成17年10月1日施行）
平成18年 2月10日	法律第5号 無害化処理認定制度の創設（平成18年8月9日施行）
平成22年 5月19日	法律第34号 土地所有者等に係る通報努力義務の創設等26項目（平成23年4月1日施行）
平成29年 6月16日	法律第61号 二以上の事業者による廃棄物処理の特例等6項目（一部を除き平成30年4月1日施行）

（参考資料）「産業廃棄物を適正に処理しましょう」 石川県 （問合せ先） 石川県資源循環推進課 電話 076-225-1474 FAX 076-225-1473 石川県南加賀保健福祉センター 電話 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805 石川県石川中央保健福祉センター 電話 076-275-2642 FAX 076-275-2257 石川県能登中部保健福祉センター 電話 0767-53-6893 FAX 0767-53-2484 石川県能登北部保健福祉センター 電話 0768-22-2028 FAX 0768-22-5550 金沢市ごみ減量推進課 電話 076-220-2521 FAX 076-260-7193		
--	--	--

16 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律とは？

廃棄物輸出による途上国公害の防止！

有害廃棄物の越境移動については、廃棄物の処分費用が高い国から安い国へ、あるいは規制の厳しい国から緩い国へと移動しやすいことから、移動先の国で新たな公害問題を引き起こさないよう、有害廃棄物の越境移動による環境汚染防止のための国際的な合意づくりが急がれていました。それが1989(平成元)年に採択された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（通称：バーゼル条約）」です。

この条約は1995(平成7)年に改正され、OECD及びEU加盟国から非加盟国への有害廃棄物の輸出が1997(平成9)年をもって全面禁止されることとなりました。なお、再利用等の目的による廃棄物の国境移動は、条約上有害な特性を有しない場合は禁止されないことになっています。

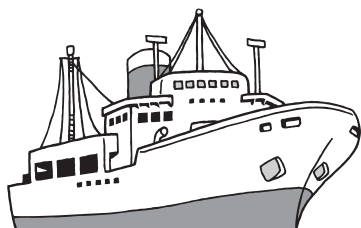
「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（通称：バーゼル法）」は「バーゼル条約」を受けた形の国内法として平成4年に成立し、平成5年に施行されています。この法律では、法に指定される特定有害廃棄物等を輸出入する際には承認を受けることを規定しています。

また、法制定から20年以上が経過し、法の規制対象となる非鉄金属二次資源の国際取引が増大するなど、当時と比べて状況が大きく変化している中、輸出先での使用済鉛蓄電池の不適正処理の判明や、電子部品スクラップ等の輸入における法に基づく手続に起因した諸外国との競争環境の不利などの課題が顕在化していることから、国では、改正バーゼル法を平成29年6月16日に公布し、平成30年10月1日に施行されました。

その後も、廃プラスチックが、輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしており、その解決のため、バーゼル条約第14回締約国会議（COP14）において、廃プラスチックを新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決議されました。

これを受け、国内では、バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令が令和3年1月1日から施行され、「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」によりバーゼル法に基づいてプラスチックの輸出を行う際に、当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断することができるように運用されています。

いずれにしても、事業活動により排出される廃棄物については、できる限り自社内であるいは地域内、国内で処理することが原則であり、国外に持ち出さないことが必要です。日本は、原料を輸入し、製品を輸出する形態の企業が多いことから、国際的な信用を得るためにも極めて大切なことです。



特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年12月16日 法律第108号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆輸出、輸入、運搬等規制	○ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資する。
2 輸出の承認 (法4)	○ 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。
3 輸入の承認 (法8)	○ 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(参考) バーゼル条約において管理される廃棄物

附属書Ⅰ（規制する廃棄物の分類）

排出経路リスト

- Y1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
- Y2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
- Y3 廃医薬品
- Y4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y7 熱処理及び熱戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y8 当初に意図した使用に適さない廃鉱油
- Y9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物の廃棄物
- Y10 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）若しくはポリ臭化ビフェニル（PBB）を含み又はこれらにより汚染された廃棄物
- Y11 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理で生ずるタール状の残滓
- Y12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y13 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y14 研究開発又は教育活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
- Y15 この条約以外の法的規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
- Y16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y18 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓

有害物質リスト

- Y19 金属カルボニル
- Y20 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y21 六価クロム化合物
- Y22 銅化合物
- Y23 亜鉛化合物
- Y24 ヒ素、ヒ素化合物
- Y25 セレン、セレン化合物
- Y26 カドミウム、カドミウム化合物
- Y27 アンチモン、アンチモン化合物
- Y28 テルル、テルル化合物
- Y29 水銀、水銀化合物
- Y30 タリウム、タリウム化合物
- Y31 鉛、鉛化合物
- Y32 フッ化カルシウムを除く無機フッ素化合物
- Y33 無機シアン化物
- Y34 酸性溶液又は固形状の酸
- Y35 塩基性溶液又は固形状の塩基
- Y36 石綿（粉じん及び繊維状のもの）
- Y37 有機リン化合物
- Y38 有機シアン化合物
- Y39 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む）
- Y40 エーテル
- Y41 ハロゲン化有機溶剤
- Y42 ハロゲン化されていない有機溶剤
- Y43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y44 ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン類
- Y45 上記以外の有機ハロゲン化合物

附属書Ⅱ（特別の考慮を必要とする廃棄物の分類）

- Y46 家庭系廃棄物
- Y47 家庭系廃棄物の焼却灰
- Y48 プラスチックの廃棄物
- Y49 電気及び電子廃棄物

平成16年度以降の主な沿革

平成17年 9月 20日	省令第23号	地方環境事務所長への権限の委任（平成17年10月1日施行）
平成29年 6月 16日	法律等62号	輸出承認の要件化等（平成30年10月1日施行）
令和 2年10月 1日	省令第24号	プラスチック廃棄物の規制対象の改正（令和3年1月1日施行）

（参考資料）「廃棄物等の輸出入管理の概要—輸出入をお考えの方に—」

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

（問合せ先）中部地方環境事務所 資源循環推進課

電話 052-955-2132 FAX 052-951-8889

石川県資源循環推進課

電話 076-225-1474 FAX 076-225-1473

17 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法とは？

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、昭和4年に初めて工業化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙など様々な用途に用いられてきましたが、昭和43年に起こったカネミ油症事件で、その毒性が社会問題化したため、昭和47年には生産・使用が中止となり、昭和49年には「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（通称：化審法）」に基づく特定化学物質（現在では第1種特定化学物質）に指定され、製造及び輸入が原則禁止されました。

一方、すでに製造されたPCBについては、処理施設の整備が進まなかったこともあり、基本的には処分されず、事業者によって保管されてきたのが現状です。

このような状況を踏まえ、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を整備し、その確実かつ適正な処理を推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（通称：PCB特措法）」が平成13年6月に制定されました。

この法律では、PCB廃棄物を保管している事業者（以下「保管事業者」という。）やPCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）に対し、次のような義務付けがされています。

①保管及び処分等の状況の届出

保管事業者及び所有事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物等の保管及び処分等の状況に関して都道府県知事（政令で定める市（県内では金沢市）にあつては、市長。以下同じ。）に届け出なければなりません。

②保管場所の変更の制限

保管事業者は、高濃度PCB廃棄物の保管場所を変更してはなりません。

③期間内の処分（石川県の場合）

保管事業者及び所有事業者は、以下の処分期間までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

- ・低濃度PCB廃棄物……………令和9年3月31日まで
- ・高濃度PCB廃棄物
変圧器・コンデンサー等……令和4年3月31日まで（処分期間終了）
安定器等・汚染物……………令和5年3月31日まで（処分期間終了）

④高濃度PCB使用製品の廃棄・処分

高濃度PCB使用製品の所有事業者は、③の処分期間までに、高濃度PCB使用製品を廃棄し、処分しなければなりません。（処分期間終了）

⑤譲渡し及び譲受けの制限

何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはなりません。

⑥処分終了

PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品について処分又は廃棄が終了した場合は、自ら処分を終えた日、若しくは処分を委託した日（委託契約書の締結日）又は廃棄を終えた日から、20日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

⑦特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、PCB廃棄物を保管する事業場ごとに「廃棄物処理法」に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

（注）電気事業法に基づく電気工作物については、上記以外でも、電気事業法に基づき、産業保安監督部に対して、届出が必要な場合がありますので、注意してください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日 法律第65号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1)	○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。
2 定義 (法2) ☆ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは ☆高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは ☆高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは ☆保管事業者とは ☆所有事業者とは	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く） ○高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、次に掲げる廃棄物をいう。 ・ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの ・ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの ・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの ○高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは、次に掲げる製品をいう。 ・ポリ塩化ビフェニル原液 ・ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの ・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの ○保管事業者とは、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。 ○所有事業者とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。
3 事業者の責務 (法3)	○保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。 ○所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。 ○保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。
4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (法6, 7)	○政府は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定め、公表しなければならない。 ○都道府県又は政令市は、その区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定めなければならない。 ○都道府県又は政令市は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等 (法8～19) ☆保管等の届出 ☆保管等の状況の公表 ☆期間内の処分	○保管事業者は、毎年度その保管及び処分の状況に関し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。 ○保管事業者は、政令で定める期間内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 ○全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ○所有事業者は、毎年度その廃棄の見込みに関し、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。 ○所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。 ○全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ○都道府県知事は、毎年度、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みを公表する。
6 協力の要請 (法22)	○環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出しんその他の必要な協力を求めるよう努める。
7 罰則 (法33～36)	○ポリ塩化ビフェニルを譲り渡し、又は譲り受けた者 ○期間内処分義務に違反したことに対する改善命令に違反した者 ○保管等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 等

平成16年度以降の主な沿革

平成24年12月12日 政令298号 処理期限の延長（公布日施行）

平成28年 5月 2日 法律第34号 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け等（平成28年8月1日施行）

（参考資料）「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」 環境省、経済産業省
 （問合せ先） 石川県資源循環推進課 電話 076-225-1474 FAX 076-225-1473
 金沢市ごみ減量推進課 電話 076-220-2302(課代表) FAX 076-260-7193
 北陸産業保安監督署 電話 076-432-5580 FAX 076-432-0909

18 資源の有効な利用の促進に関する法律とは？

通称「資源有効利用促進法」!

「資源の有効な利用の促進に関する法律（通称：資源有効利用促進法）」は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、循環型社会構築への幕開けとなった法律で、平成3年4月に「再生資源の利用の促進に関する法律（通称：リサイクル法）」として制定されました。

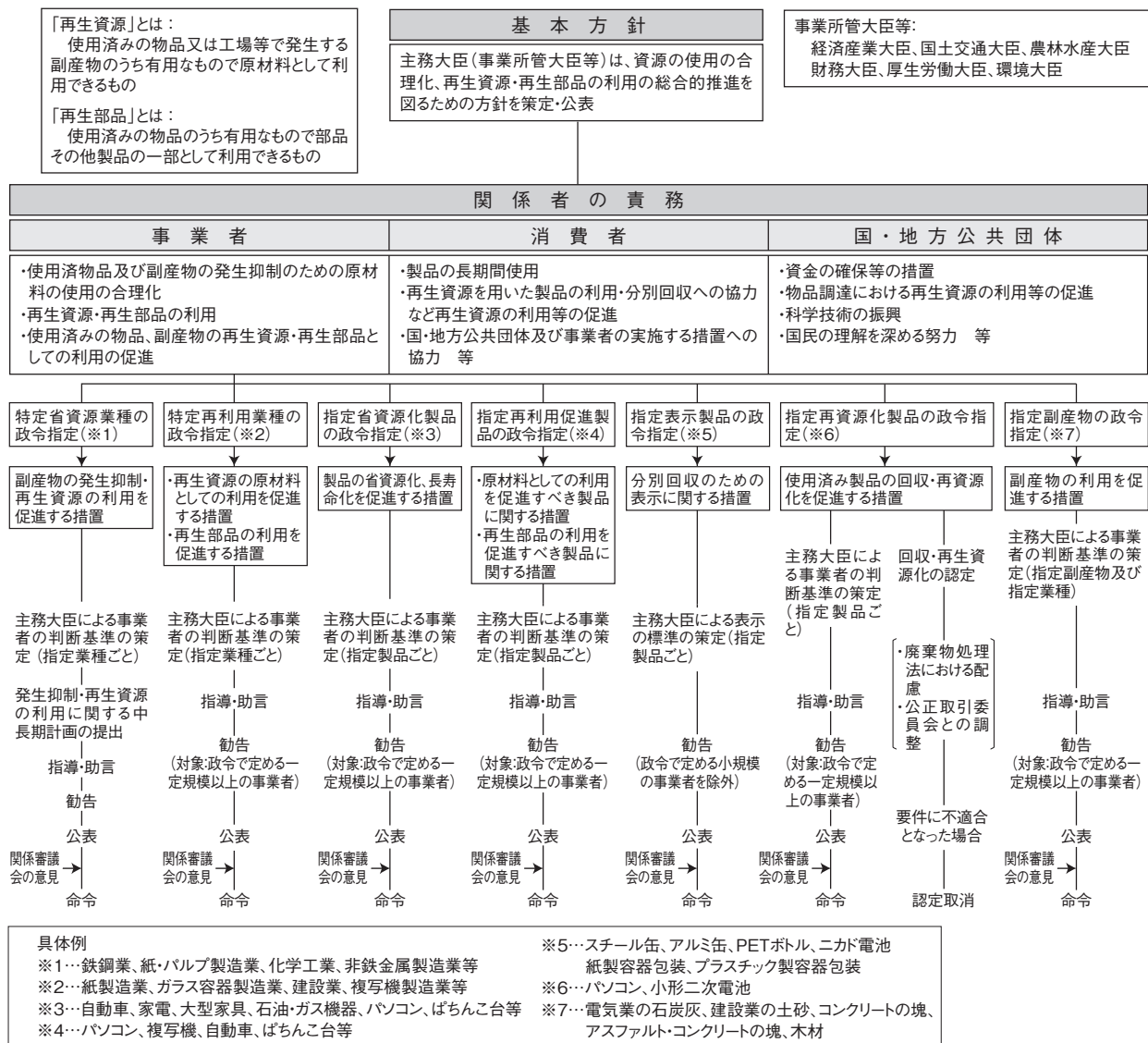
平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」の公布に合わせて改正され、従来のリサイクル対策の強化に加えて、製品の省資源化・長寿命化などによる廃棄物の発生抑制（リデュース）対策、回収した製品からの部品等の再使用・再利用（リユース）対策が新たに導入され、法律の名称も「資源の有効な利用の促進に関する法律」と改められました。

「資源有効利用促進法」は、主として以下の三つの柱から成り立っています。

- ① 資源の有効利用促進に関する基本指針
- ② 関係者の責務
- ③ 事業者に対する個別の措置

関係者とは、国、地方公共団体、事業者、消費者であり、それぞれが社会的責任を分担しつつ、互いに協力しながら資源の有効利用を促進していくための一般的な責務を定めています。また、事業者に対しては、業種、製品あるいは副産物の種類ごとに個別の措置が定められています。

資源の有効な利用の促進に関する法律の概要



資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日 法律第48号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆再生資源・再生部品利用促進	○ 資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与する。
2 定義 (法2) ☆使用済物品等とは ☆副産物とは ☆再生資源とは ☆再生部品とは	○ 使用済物品等：一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品。 ○ 副産物：製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品。 ○ 再生資源：使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性があるもの。 ○ 再生部品：使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性があるもの。
3 事業者等の責務 (法4)	○ 使用済物品等及び副産物の発生抑制のために原材料の使用の合理化を行うこと。 ○ 再生資源・再生部品の利用に努めること。 ○ 使用済物品等及び副産物の再生資源・再生部品としての利用促進に努めること。
4 事業者に対する措置 (法10、15、18、21、24、26、27) ☆特定省資源業種 ☆特定再利用業種 ☆指定省資源化製品 ☆指定再利用促進製品 ☆指定表示製品 ☆指定再資源化製品 ☆指定副産物	○ 特定省資源業種：副産物の発生抑制・再生資源の利用を促進すべき業種（鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化学工業、非鉄金属製造業など） ○ 特定再利用業種：再生資源・再生部品の利用を促進すべき業種（紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、複写機製造業など） ○ 指定省資源化製品：製品の省資源化、長寿命化を促進すべき製品（自動車、家電、大型家具、石油・ガス機器、パソコン、ぱちんこ台など） ○ 指定再利用促進製品：再生資源・再生部品の利用を促進すべき製品（パソコン、複写機、自動車、ぱちんこ台など） ○ 指定表示製品：分別回収のための表示を行うべき製品（スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、ニカド電池、紙製容器包装、プラスチック製容器包装） ○ 指定再資源化製品：使用済製品の回収・再資源化を促進すべき製品（パソコン、小形二次電池） ○ 指定副産物：再生資源として利用を促進すべき副産物（電気業の石炭灰、建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材）

平成16年度以降の主な沿革……なし

(参考資料) 「資源循環ハンドブック」パンフレット 経済産業省

(問合せ先) 石川県資源循環推進課

電話 076-225-1849 FAX 076-225-1473

19 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律とは？

通称「容器包装リサイクル法」！

一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物について、消費者と市町村は一定の基準をクリアした状態で分別排出と分別収集を行い、事業者がそれらを再商品化するシステムを構築することにより、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用を図るために、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称：容器包装リサイクル法）」が平成7年6月に制定されました。

分別収集の対象となる品目として、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック及び段ボールの8品目が定められています。このうち、再商品化義務の対象となる品目は、ガラス製容器、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の4品目になります。

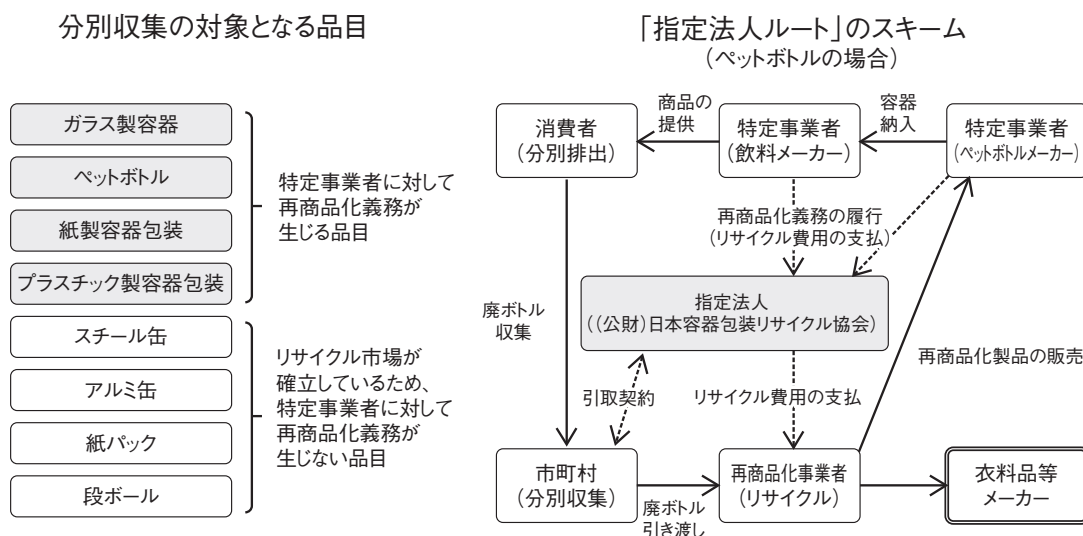
再商品化の義務を負う事業者（特定事業者）は、容器を利用する事業者（中身メーカー）と容器を製造する事業者（輸入事業者も含む。）のほか、包装を利用する事業者となります。

特定事業者は、自ら製造又は利用した容器包装の種類に応じて算定した「再商品化義務量」を再商品化しなければなりません。一般的には、以下のスキームのように指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）と再商品化委託契約を締結し、再商品化義務量に基づき算定される委託料を同協会に支払うという「指定法人ルート」で再商品化されています。

また、平成18年の「容器包装リサイクル法」の改正では、容器包装廃棄物の排出抑制に関する規定が整備され、容器包装の排出抑制の象徴として、レジ袋削減の取り組みが全国の自治体で行われています。レジ袋は、消費者にとって身近で便利な容器包装であるため、多量に消費される反面、再利用されることなく廃棄される場合が多い状況にあります。さらに、令和元年12月の「容器包装リサイクル法」の省令改正では、レジ袋有料化の義務化が定められ（一部例外規定あり）、家庭ごみの排出抑制のほか、自らのライフスタイルを見直す契機となり、地球温暖化防止にも貢献できるものと期待されます。

平成20年度から施行された新制度に、「市町村への資金拠出」があります。これは、市民・市町と特定事業者が連携してリサイクルの効率化や社会的コストの低減を図ろうとする目的で導入されました。

なお、令和元年12月の省令改正により、レジ袋の有料化が義務化され、令和2年7月から施行されました。



※このほか、再商品化ルートとして主務大臣の認定が必要な「独自ルート」及び「自主回収ルート」がある。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

（平成7年6月16日 法律第112号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 （法1） ☆分別収集・再商品化促進	○ 容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 対象容器包装等 （法2）	○ 特定容器 容器包装のうち、商品の容器であるものとして施行規則別表に掲げる容器（缶、びん、ペットボトルなど） ○ 特定包装 容器包装のうち、特定容器以外のもの（包装紙、ラップ等） ○ 再商品化義務対象の容器包装 ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、段ボール・紙パック以外の紙製容器包装
3 特定事業者 （法2、11、12、13） ☆特定容器利用事業者 ☆特定容器製造事業者 ☆特定包装利用事業者 ☆小規模事業者適用除外	○ 特定事業者 ・ 特定容器利用事業者 販売する商品に特定容器を用いる事業者（食品製造業者等） ・ 特定容器製造事業者 特定容器の製造等の事業を行う者。（びん製造事業者等） ・ 特定包装利用事業者 販売する商品に特定包装（包装紙等）を用いる事業者（スーパー、デパート等） ○ 一定の小規模事業者は適用除外となる。 ・ 小売、卸、サービス業で、従業員5人以下かつ年間売上7千万円以下 ・ 製造業者等は従業員20人以下かつ年間売上2億4千万円以下
4 事業者及び消費者の責務 （法4）	○ 繰り返し使用可能な容器包装の使用、過剰包装の抑制により容器包装廃棄物の排出の抑制に努めるとともに、再商品化物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集などを促進するよう努めること。

平成16年度以降の主な沿革

平成18年 6月 15日	法律第76号	事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入等に係る改正（平成19年4月1日施行、一部は平成20年4月1日施行）
令和 元年 12月 27日	省令第4号	容器包装の使用の合理化に係る改正（令和2年7月1日施行）

（参考資料）「容器包装分別収集事例集」 環境省

（問合せ先）石川県資源循環推進課

電話 076-225-1849 FAX 076-225-1473

20 特定家庭用機器再商品化法とは？ 通称「家電リサイクル法」！

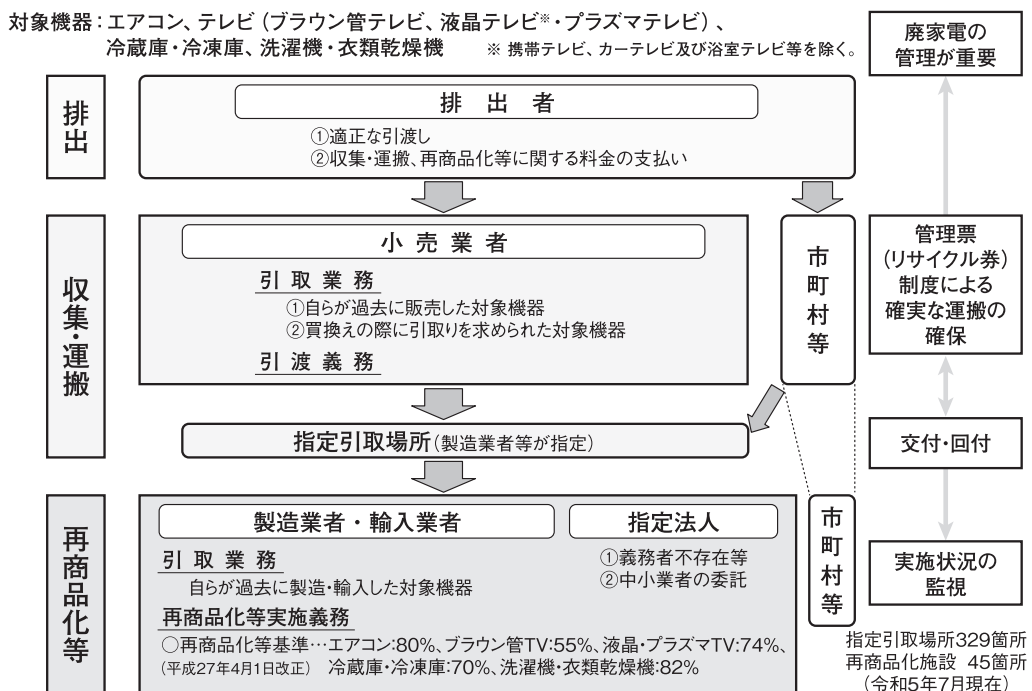
一般家庭から排出される家電製品は、「廃棄物処理法」上では一般廃棄物に区分されていますが、大型のものや組成・構造が複雑なものは市町村ではその処理が困難な場合があります。この場合、市町村は当該製品の製造や販売を行う事業者に対して必要な協力を求めることができることになっていますが、より高度なりサイクルがなされる状況にはなっていませんでした。

この問題を解決するために、「リサイクル法」（前述）による第1種指定製品等への指定や廃棄物処理法の改正が行われてきましたが、さらに、効果的、具体的なりサイクルを推進するため、平成10年6月5日に、「家電リサイクル法」が公布され、平成13年4月1日から施行されました。

この法律では、家電製品を中心とする家庭用機器の中からリサイクルの必要性が高いとされる機器が指定（特定家庭用機器）されることとなっており、法施行当初はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの家電4品目が指定されていましたが、平成16年4月に冷凍庫が追加され、さらに平成21年4月には液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が追加されました。

また、リサイクルの推進体制は、製造業者（輸入業者含む）、小売店、消費者、市町村などで構成されています。「家電リサイクル法」による再商品化の流れは次のようになっています。

家電リサイクル法の仕組み
(平成10年6月公布、平成13年4月完全施行)



特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日 法律第97号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬・再商品化	○ 小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 「再商品化等」の定義 (法2)	○ 対象機器から部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用すること。 ○ 対象機器から部品及び材料を分離し、これを燃料として利用すること。
3 対象機器（特定家庭用機器） (法2)	○ 家電製品を中心とする家庭用機器から、(1) 市町村等による再商品化等が困難であり、(2) 再商品化等をする必要性が特に高く、(3) 設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼし、(4) 配送品であることから小売業者による収集が合理的であるものを対象機器として政令で指定する。(平成13年4月の本格施行当初の対象機器は、エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気洗濯機。平成16年4月から電気冷凍庫が追加。さらに平成21年4月から液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加。)
4 基本方針の策定 (法3)	○ 対象機器の収集、運搬、再商品化等を総合的、かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。(平成11年6月23日環境庁・厚生省・通産省共同告示として公表)
5 関係者の役割 (法6、7、9、10、17、18) ☆製造業者及び輸入業者の役割 ☆小売業者の役割 ☆消費者の役割 ☆市町村の役割 ☆国の役割	○ 製造業者及び輸入業者（製造業者等） <ul style="list-style-type: none"> ① 引取義務 対象機器の製造業者等は、予め指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の引取りを求められたときは、それを引き取る。 ② 再商品化等実施義務 製造業者等は、引き取った対象機器について、再商品化等基準に従って、対象機器の再商品化等を実施するとともに、再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切な政令で定める事項を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 再商品化等の量に関する基準 エアコンディショナー 80%以上、テレビジョン受信機55%以上、液晶・プラズマ式テレビジョン受信機74%以上、電気冷蔵庫・電気冷凍庫70%以上、電気洗濯機・衣類乾燥機82%以上 イ 再商品化等と一体的に行うべき事項 特定家庭用機器廃棄物のフロン類の回収及び破壊・再使用を行う。 ○ 小売業者 <ul style="list-style-type: none"> ① 引取義務 対象機器の小売業者は、次に掲げる場合において、対象機器の引取りを求められたときは、それを引き取る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自らが過去に小売販売をした対象機器の引取りを求められたとき イ 対象機器の小売販売に対し、同種の対象機器の引取りを求められたとき ② 引渡義務 小売業者は、対象機器を引き取ったときは、対象機器の製造業者等（それが明らかでないときは指定法人）に引き渡す。 ○ 消費者は、対象機器の再商品化等が確実に実施されるよう小売業者等に適切に引き渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる等本法に定める措置に協力する。 ○ 市町村は、その収集した対象機器を製造業者等（又は指定法人）に引き渡すことができる。(但し、自ら再商品化等を行うことも可能) 住民に対する普及啓発を行う。 ○ 国は、再商品化等に必要な行為に資する製品の研究開発、情報提供、教育活動、広報活動等を行う。

平成16年度以降の主な沿革

平成20年 12月 5日	政令367号	特定家庭用機器の追加、再商品化等の基準の見直し（平成21年4月1日）
平成27年 3月 20日	政令81号	再商品化等の基準の見直し（平成27年4月1日）

(参考資料) 「家電リサイクル法」パンフレット 経済産業省

(問合せ先) 石川県資源循環推進課

電話 076-225-1849 FAX 076-225-1473

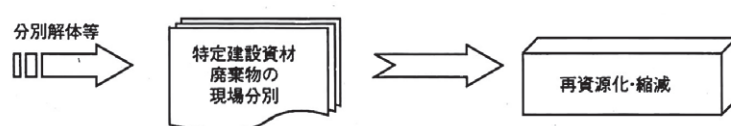
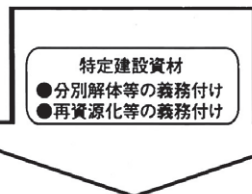
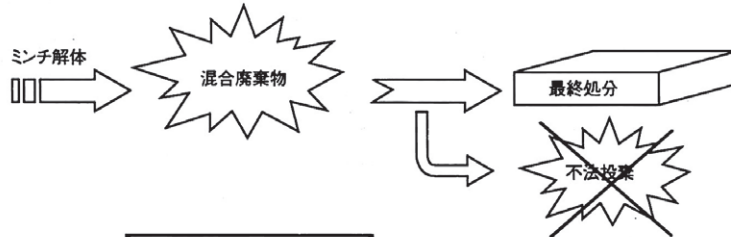
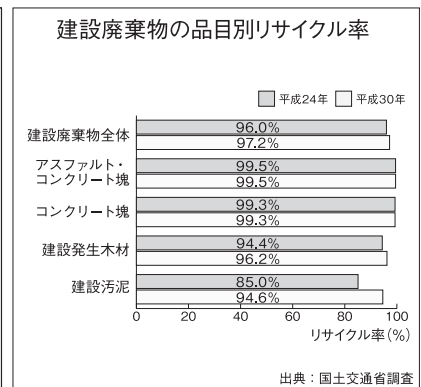
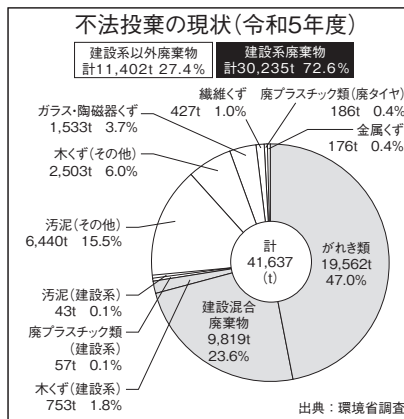
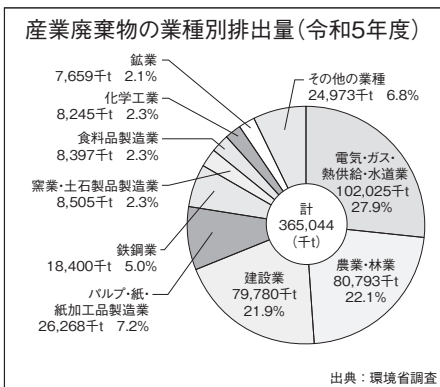
21 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律とは？

通称「建設リサイクル法」！

建設業から排出される産業廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割を占め、不法投棄量の約8割を占めています。また、昭和40年代以降に急増した建築物が更新期を迎え、今後、廃棄物の発生量が急増することが予想されています。

このことから、建築物やその他の工作物に関する建設工事について、建築物等に使用されている特定建設資材の廃棄物の分別解体等や再資源化等を促進するため、平成12年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」が公布され、平成14年5月30日から全面施行されました。

この法律では、対象建設工事（一定規模以上の建設物等に係る解体工事等）の発注者に都道府県知事等への届出の義務付け、対象建設工事の受注者に特定建設資材（コンクリート、木材及びアスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源化等が義務付けられ、適正な解体工事等の実施を確保することとしています。また、解体工事業の登録制度を創設し、平成13年5月30日から施行されています。



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日 法律第104号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆分別解体 ☆再資源化 ☆登録制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施する等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。 ○ 生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 定義 (法2) ☆分別解体等 ☆再資源化 ☆特定建設資材	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「分別解体等」とは、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の全部又は一部の解体工事の場合、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為。 ・ 新築工事等の場合、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為。 ○ 「再資源化」とは、建設資材廃棄物の運搬・処分（再生含む）のうち、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別解体等に伴って、生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用することができる状態にする行為。 ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。 ○ 「特定建設資材」とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリート。
3 基本方針 (法3、4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主務大臣は、特定建設資材に係る分別解体等及び再資源化等の促進等に関する基本方針を定める。 ○ 都道府県知事は、基本方針に即し、分別解体等及び再資源化等の促進等の実施に関する指針を定める。
4 分別解体等の実施義務 (法9、10、12、13)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象建設工事の受注者又は自主施工者は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行うこと。 ○ 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、分別解体等の計画等について、工事着手日の7日前までに都道府県知事等に届け出ること。 ○ 対象建設工事を請け負おうとする者は、発注しようとする者に対して、分別解体等の計画等について書面を交付して説明すること。 ○ 対象建設工事の請負契約当事者は、分別解体等の方法、解体工事の費用等を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付すること。
5 再資源化等の実施義務 (法16)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について再資源化すること。（地理的条件等で困難な場合、代わりに縮減措置可）
6 解体工事業者の登録 (法21、31、33、34)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体工事業を営もうとする者は当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けること。（5年ごと更新） ○ 解体工事業者は、技術管理者を選任すること。 ○ 解体工事業者は営業所及び解体工事現場ごとに標識を掲示し、営業所ごとに帳簿を備え、記載・保存すること。

平成16年度以降の主な沿革……なし

（参考資料）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」パンフレット

建設副産物リサイクル広報推進会議

（問合せ先）石川県監理課技術管理室
 石川県建築住宅課

電話 076-225-1787 FAX 076-225-1788
 電話 076-225-1778 FAX 076-225-1779

22 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律とは？

通称「食品リサイクル法」！

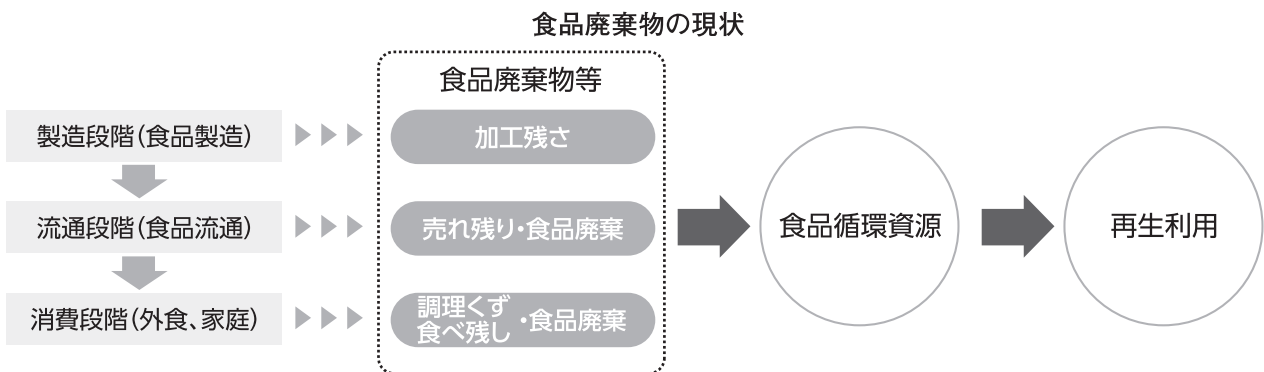
生活様式が多様化し、消費意識も大きく変わる中で、過度の鮮度志向などにより、製造・流通段階で大量の食品が廃棄されています。また、消費段階でも多量の食べ残しが発生し、多くの商品に係る資源が浪費されています。廃棄物をめぐる状況は深刻化しており、これらがもたらす環境への負荷は大きな社会問題になっています。また、食料の多くを輸入農産物に依存している我が国が、大量の食品を廃棄することはそれ自体が深刻な問題でもあります。

こうした状況を背景に、平成12年6月7日、食品廃棄物の発生を抑制するとともに、食品循環資源の有効利用を促進することで、環境への負荷を軽減しながら持続的な発展ができる循環型社会の構築を目指して、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（通称：食品リサイクル法）」が制定されました。この法律では食品廃棄物の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%以上向上させることを目標にしていたのですが、実施率は高くありませんでした。

そこで、平成19年にさらにリサイクルを推進するための対策を盛り込む内容に法律が改正されました。

○ 法改正のポイント

- ① 食品廃棄物等の多量発生事業者（年間100トン以上）に対する再生利用等の状況報告の義務化
- ② コンビニ等フランチャイズチェーンは加盟店を含め、発生量を一体的に判定
- ③ 再生利用事業計画の認定事業者は、食品廃棄物の広域的な収集運搬が可能
- ④ 個々の事業者ごとに再生利用等の実施目標を設定
- ⑤ 再生利用等の手法に熱回収を追加



○ 食品廃棄物の発生及び発生抑制の状況（令和5年度）

区 分	食品廃棄物等の 年間総発生量 (千t)	減量率	再生利用等の実施率(%)											発生 抑制の 実施量 (千t)
			食品リサイクル法で規定している用途別の実施率								熱回収の 実施率	再生利用 以外	廃棄物 としての 処分率	
			肥料	飼料	きのご類の 栽培のため に使用され る固形状 の堆肥	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造される 燃料及び 還元剤	エタノール					
食品製造業	11,922	12	81	11	64	0	3	2	0	0	4	2	2	4,302
食品卸売業	90	2	57	20	16	1	9	11	0	0	2	6	31	41
食品小売業	811	1	44	12	16	0	6	9	1	0	0	0	55	510
外食産業	465	1	26	5	11	0	2	8	0	0	0	0	73	225
食品産業計	13,287	11	77	11	59	0	4	3	0	0	3	1	8	5,079

注：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて作成

注：四捨五入の関係で、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年6月7日 法律第116号) のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆発生抑制 ☆再生利用 ☆資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品循環資源の再生利用及び熱回収、食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定める。 ○ 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずる。 ○ 食品に係る資源の有効利用の確保及び廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進する。 ○ 生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 定義 (法2) ☆食品廃棄物等 ☆食品循環資源 ☆食品関連事業者 ☆再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食品廃棄物等」とは、①食品が食用に供された後、又は食品が食用に供されずに廃棄されたもの、②食品の製造、加工等で副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの。 ○ 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なもの ○ 「食品関連事業者」とは、 <ul style="list-style-type: none"> ①食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者 ②飲食店業その他食事の提供を伴う事業（①沿海旅客海運業②内陸水運業③結婚式場業④旅館業）を行う者 ○ 「再生利用」とは、食品循環資源を肥料、飼料その他の製品の原材料として利用すること又は利用するために譲渡すること。
3 基本方針 (法3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて基本方針を定める。
4 責務 (法4、5、6) ☆事業者等の責務 ☆国の責務 ☆地方公共団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び消費者の責務 食品の購入又は調理の方法の改善により、食品廃棄物等の発生抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により、食品循環資源の再生利用の促進に努めること。 ○ 国の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・再生利用等を促進するため、必要な資金の確保、情報収集活用や研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めること。 ・教育活動、広報活動等を通じて国民の理解と協力を求めるよう努めること。 ○ 地方公共団体の責務 当該区域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めること。
5 定期報告 (法9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を報告すること。
6 再生利用を促進するための措置 (法11、12、19) ☆登録再生利用事業者制度 ☆再生利用事業計画認定制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録再生利用事業者制度 特定肥飼料等製造業者（食品循環資源を原材料として肥料、飼料等を製造する業者）について、事業場ごとの主務大臣の登録制度（期間5年）を設け、優良な再生利用事業者の育成等を通じて委託による再生利用を促進。 ○ 再生利用事業計画認定制度 食品関連事業者等は特定肥飼料等製造業者及び農林漁業者等と共同して「再生利用事業計画」を作成、主務大臣の認定を受ける仕組みを設け、これらの三位一体となった再生利用を促進。

平成16年度以降の主な沿革

平成19年 6月13日 法律第83号 定期報告義務の創設等（平成19年12月1日施行）

(参考資料) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」パンフレット 農林水産省
 (問合せ先) 北陸農政局経営・事業支援部食品企業課 電話076-232-4149 FAX 076-232-4178
 石川県ブランド戦略課消費安全グループ 電話076-225-1663 FAX 076-225-1624

23 使用済自動車の再資源化等に関する法律とは？

通称「自動車リサイクル法」！

従来、エンジン、ボディ部品、非鉄金属、タイヤなどを中心に、自動車の重量比で、約80%がリサイクルされる一方、残りの約20%はシュレッダーダストとして、そのほとんどが埋立処分され、近年の産業廃棄物最終処分場のひっ迫から大きな問題となっていました。

そこで、新車販売時に購入者からリサイクル費用を徴収するとともに、自動車メーカーと輸入業者に再資源化等を義務付ける「自動車リサイクル法」が平成14年7月12日に公布され、平成17年1月1日から全面施行されています。

使用済自動車から出る廃棄物の減量化と、不法投棄・不適正処理の防止を目指すため、次の3品目を引き取り・リサイクル（フロン類については破壊）することを、メーカーなどに義務づけるものです。

- ①シュレッダーダスト（使用済自動車を解体後に破碎したもの）
- ②フロン類（カーエアコンの冷媒として使用）
- ③エアバッグ（「指定回収物品」として政令で指定）

○リサイクルの仕組み

- ①自動車の最終ユーザーは、引取業者に使用済自動車を引き渡す義務を負います。
- ②引取業者は、フロン類回収業者に自動車を引き渡す義務を負います。
- ③回収業者は、フロン類を抜きメーカーなどに引き渡して回収料金を得る一方、車体を解体業者に引き渡します。
- ④解体業者は、エアバッグをメーカーに引き渡し回収料金を得るほか、再利用できる部品は部品や有用金属の市場で販売、残った車体はシュレッダー業などの破碎業者に引き渡します。
- ⑤破碎業者は、シュレッダーダストをメーカーに引き渡すほか、金属などは有用金属市場に販売します。

使用済自動車の処理は、電子管理票（マニフェスト）を使って追跡する制度を新しく導入し、第三者機関で情報管理する仕組みとなります。

○使用済自動車の引取台数

約273万台（令和5年度）

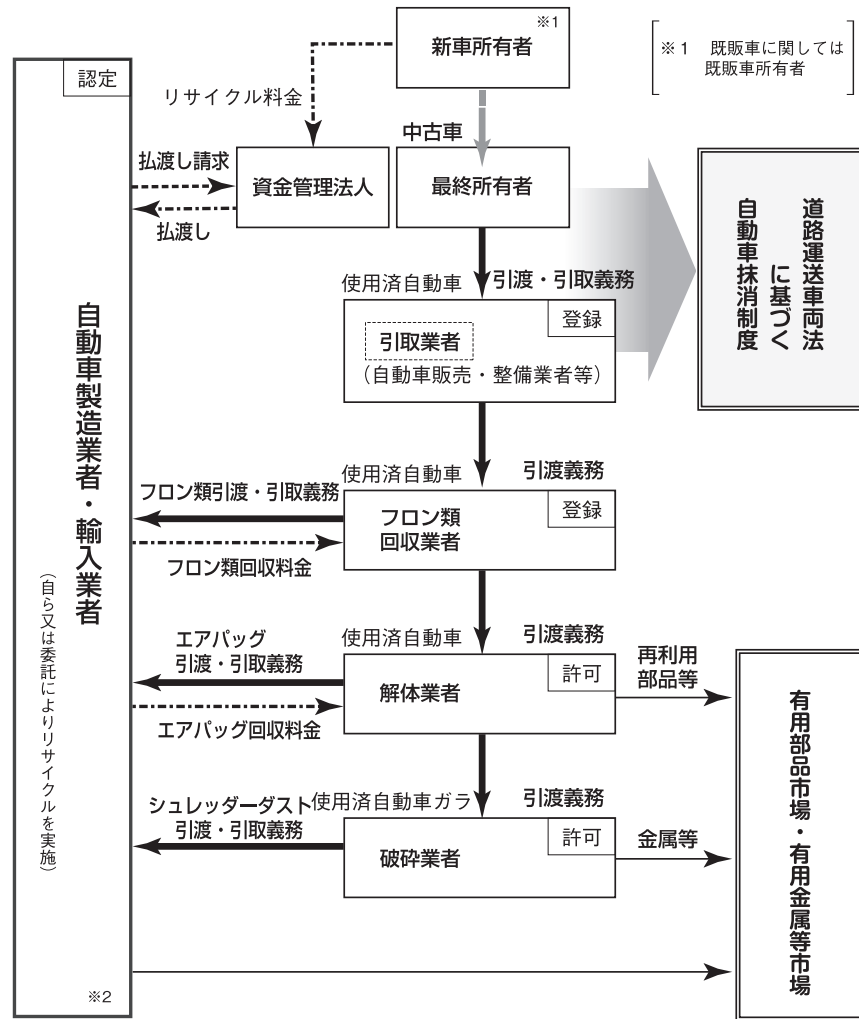
○リサイクル費用の負担

- ①新車の場合、購入者が再資源化預託金を購入時に資金管理法人に支払います。
- ②リサイクル費用が預託されていない既販車については、既販車所有者が最終ユーザーか引取業者に使用済自動車を引き渡す際に再資源化預託金を資金管理法人に支払います。

○関連事業者の登録、許可

自動車販売業者や整備業者ら引取業者とフロン類回収業者は、都道府県知事または保健所設置市長への登録制です。解体業者と破碎業者は、車の潤滑油による土壤汚染などの問題が生じないように、知事または保健所設置市長の許可制です。「廃棄物処理法」に基づく廃棄物処理業の許可を取る必要はありません。

〈使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日 法律第87号）の概念図〉



使用済自動車等の流れ

金の流れ

[※2 リサイクル義務者が不在の場合等につき第三者機関が対応]

電子管理票（マニフェスト）制度を導入し、第三者機関により情報管理

平成16年度以降の主な沿革

平成24年8月1日 法律第53号 暴力団対策法の一部改正による改正（平成24年10月30日施行）

（問合せ先）（公財）自動車リサイクル促進センター ホームページ <https://www.jarc.or.jp>
 石川県資源循環推進課 電話 076-225-1472 FAX 076-225-1473
 金沢市ごみ減量推進課 電話 076-220-2302 FAX 076-260-7193

24 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律とは？

通称「小型家電リサイクル法」！

日本で1年間に使用済みとなる小型家電は65万トンであり、そのうち鉄、アルミ、貴金属、レアメタルといった有用な金属は28万トンと推定されています。これまでは、小型家電が使用済みとなった場合、回収されているものは、鉄やアルミ等一部の金属にとどまり、大部分は埋立処分されていました。

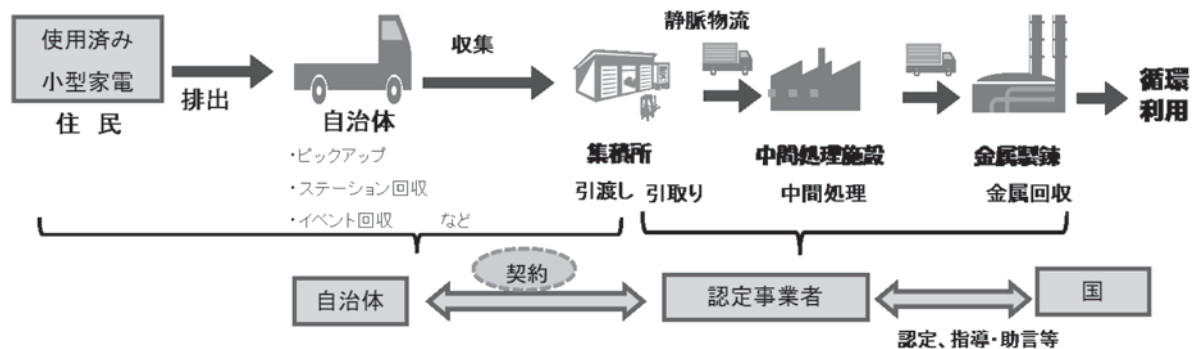
このような状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、平成24年8月10日に、「小型家電リサイクル法」が公布され、平成25年4月1日から施行されました。

使用済小型電子機器等は、資源としての価値があるので、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、採算性を確保しつつ再資源化することも可能です。制度の特徴として、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情にあわせた形でリサイクルを実施する促進型となっています。小型家電の範囲は、特定家庭用機器再商品化法に規定される品目（エアコン、ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を除くほぼ全ての品目です。

また、リサイクルの推進体制は、市町村、消費者、事業者、製造業者等で構成されています。「小型家電リサイクル法」による再資源化の流れは次のようになっています。

小型家電リサイクル法の仕組み

(平成24年8月公布、平成25年4月施行)



使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
(平成24年8月10日 法律第57号) のキープポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆使用済小型電子機器等の再資源化	○ 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 「再資源化」の定義 (法2)	○ 使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること。
3 対象機器 (小型電子機器等) (法2)	○ 一般消費者が通常生活で使用する電子機器その他の電気機械器具であって、(1)廃棄物となった場合、その効率的な収集及び運搬が可能であり、(2)再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないものを対象機器として政令で指定する。(特定家庭用機器再商品化法に規定される品目(エアコン、ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を除くほぼ全ての品目)
4 基本方針の策定 (法3)	○ 対象機器の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。(平成25年3月6日経産省・環境省共同告示として公表)
5 関係者の役割 (法4、5、6) ☆事業者の役割 ☆消費者の役割 ☆市町村の役割 ☆国の役割	○ 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、分別して排出し、認定事業者等の収集・運搬又は、資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める。 ○ 消費者は、使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村等の収集・運搬又は、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める。 ○ 市町村、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集し、認定事業者等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める。 ○ 国は、再資源化等に必要な資金の確保、情報の収集、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずる。
6 認定事業者 (法10) ☆再資源化事業計画の認定	○ 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分(再生を含む)の事業(以下「再資源化事業」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む)は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画(再資源化事業計画)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

主な沿革……なし

(参考資料) 「小型家電リサイクル法が始まりました！」 環境省 経済産業省

(問合せ先) 石川県資源循環推進課

電話076-225-1849 FAX 076-225-1473

25 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境

並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律とは？

通称「海岸漂着物処理推進法」！

日本海側の海岸では、毎年、冬季になると北西の季節風により、対岸諸国のものと思われるポリタンクやプラスチック容器などのごみが大量に漂着するほか、近年は朝鮮半島からのものと思料される木造船等も漂着しています。

とりわけ、石川県は、加賀から能登にかけて長い海岸線を有し、特に、能登地域は、対馬海流の影響を受けやすく、ごみが漂着しやすい特性があることから、海岸漂着物の対策は重要な課題です。

本県における大量の漂着物の代表例として、平成9年のロシア船籍「ナホトカ号」の沈没による油流出事故があり、この事故の際には、北西の季節風と沿岸の海流に運ばれ、広い範囲で大量に油が漂着しました。

当時、1月という厳しい気象条件で事故が発生しましたが、最終的に延べ20万人（うちボランティア延べ10万人）の協力を得て、ドラム缶にして約11万本の重油を回収処理しました。

このことが、一つの契機となり、県民の中に海岸美化やボランティア意識が深く浸透したこともあり、毎年実施される「クリーン・ビーチいしかわ」は、企業・団体・住民など多様な主体が参加する運動として定着しています。

海岸漂着物については、原因者が判明している場合には、その原因者に適正な処分を求めることになっていますが、原因者が不明な場合は、漂着物は廃棄物ということになり、沿岸各市町がやむを得ず一般ごみと併せて処分していました。

平成21年7月に、「海岸漂着物処理推進法」が成立し、海岸漂着物等の円滑な処理や発生の抑制を図るため、海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講じること、また、国は、海岸漂着物対策を推進するための財政措置を講じることといった責任が明確化され、海岸漂着物対策が大きく前進しました。

また、海岸漂着物には、事業活動に利用され不要となったものが適正に処分されないために海岸に漂着しているものも散見されています。事業者の方々には、不要となったものを廃棄物として適正に処分することにより、海岸漂着物の発生抑制に努めることが求められます。

**美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境
並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律
(平成21年7月15日 法律第82号) のキーポイント**

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生を抑制を図る。 ○ 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明確化するとともに、基本方針の策定など海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する。
2 「海岸漂着物等」の定義 (法2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。 ○ 海岸漂着物等とは、上記に加え海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。
3 基本方針 (法13) ☆海岸管理者の役割 ☆市町村の役割 ☆都道府県の役割 ☆国民、事業者の役割	<p>海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理の責任等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講じる ・ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等と連携して海岸漂着物の回収、廃棄物処理施設での処分等に協力する ・ 都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる ○ 発生抑制 <p>国内に起因する海岸漂着物には、陸域で生じた生活系ごみが多く含まれ、また、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されないために海岸に漂着しているものも散見されることから、適正に処分することが、ひいては海岸漂着物等の発生抑制に資する。</p> <p>また、海岸漂着物には、生活系ごみを始め身近なごみ等に起因するものが多く含まれており、これらは、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであるため、身近に発生するごみ等の散乱を防止することが重要である。そのため、海岸を有する地域だけでなく広く各界各層の国民が海岸漂着物の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識をもって陸域や海域においてごみ等の投棄を行わないことが必要である。</p>
4 財政上の措置 (法29) ☆国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じる。
5 法制度の整備 (法31)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施する。

平成21年度以降の主な沿革

平成30年6月22日 法律第64号 マイクロプラスチック対策等 (平成30年6月22日施行)

(問合せ先) 石川県資源循環推進課

電話076-225-1471 FAX 076-225-1473

26 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律とは？

通称「グリーン購入法」！

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

このグリーン購入を国等が率先して推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的とした「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」が平成12年5月31日に公布され、平成13年4月1日から施行されました。

この法律では、国会や各省庁等の各機関が環境物品等の調達を推進するための基本方針を国が策定することとされています。各機関は、この基本方針に即した調達方針を作成・公表し、調達を行い、年度ごとの調達実績を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとされています。

都道府県、市町村等においては、毎年度、環境物品等の調達方針を作成するように努めること、及び、その方針に基づき、物品等の調達を行うことが求められています。

ただし、物品の調達推進に当たっては、国等、都道府県及び市町村等は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとされています。

本県においても、平成15年度から「石川県グリーン購入調達方針」を定め、環境物品等の調達の推進に努めています。

また、事業者・国民においても、物品購入等に際しては、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとされています。

さらに、グリーン購入に役立つ情報提供の推進として、製品メーカー等事業者は購入者等に対し、環境物品等についての適切な情報提供に努めるものとされているほか、環境ラベル等による情報提供体制についても規定しています。

国の基本方針のイメージ

1. 決定方法 環境大臣が、各省各庁の長等と協議して案を作成し、閣議決定
2. 基本方針の内容 (1) 環境物品等の調達推進の基本的方向 ① 調達推進の意義 (環境物品等への需要の転換を図るため、国等の率先的調達が重要) ② 調達推進の考え方 (各機関がその実情に合わせて可能な限り、調達を進める) (2) 特定調達品目 重点的に調達を推進する環境物品等の種類(特定調達品目)、判断基準、目標の立て方について決める。 【種類】 例：コピー用紙・印刷用紙(再生紙)、公用車(次世代自動車)、コピー機(低電力型) 【判断基準】 例：コピー用紙の場合 古紙配合率〇〇%以上、白色度〇〇%以下 【目標の立て方】 例：コピー用紙の場合 コピー用紙の調達総量に占める基準該当品の割合 (3) その他重要事項 ① 調達推進体制の在り方 調達推進の責任者の指名、会計担当部局の関与 等 ② 調達方針の適用範囲 各機関が調達方針の対象範囲を決定。特殊部門は理由を明記した上で別途方針を作成することも可。 等 ③ 実績の取りまとめ・公表の方法 ④ 関係省庁等連絡会議の設置 ⑤…

環境物品等の調達方針のイメージ

1. 決定方法 各省各庁の長及び独立行政法人等の長が、各機関毎に毎年度作成
2. 調達方針の内容 (1) 特定調達品目の調達の目標 例：令和〇年度には、次の特定調達物品等を ①コピー用紙・印刷用紙(再生紙) 〇%以上 ②公用車(次世代自動車) 〇%以上 ③コピー機(低電力型) 〇%以上 調達する。 (2) 特定調達品目以外で各機関が自主的に調達を推進するものの種類及び目標 ※目標の決め方(数値目標とするか、定性的な目標とするか)は各機関の判断による 例：令和〇年度には、 ①間伐材使用家具を〇台調達する。 ②文具については、エコマーク、グリーンマーク認定製品又はこれと同等のものを調達する。 ③… (3) その他の事項 例：・官房会計課長をヘッド、各部局の担当官をメンバーとするグリーン購入推進省内連絡会議を設ける。 ・調達方針の適用範囲は〇〇とし、△△事務所には、…の理由により適用しない。 ・調達の実績は、上記(1)、(2)に掲げた品目毎に取りまとめ、公表。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日 法律第100号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆調達推進 ☆情報提供 ☆需要の転換	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定める。 ○ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。 ○ 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
2 責務 (法3～5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定。
3 国等の調達の推進(法6～9) ☆基本方針策定 ☆調達方針作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針の策定 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。基本方針は環境大臣が各省各庁の長等と協議して案を作成し、閣議決定する。 ○ 調達方針の作成等 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。また、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。
4 地方公共団体等の調達推進 (法10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村等は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成するよう努める。 ○ 都道府県、市町村等は、調達方針を作成したときは、当該方針に基づき物品等の調達を行う。
5 調達に当たっての配慮 (法11)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等、都道府県及び市町村等は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮する。
6 環境物品等に関する情報提供 (法12～14、附則2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による情報提供 事業者は、その製造等する物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める。 ○ 環境ラベル等による情報提供 他の事業者が製造等する物品等について環境負荷の情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的取決めとの整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報提供に努める。 ○ 国による情報提供及び検討 国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供方策等について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(問合せ先) 石川県カーボンニュートラル推進課 電話 076-225-1462 FAX 076-225-1479

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(平成11年7月13日 法律第86号) のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆排出量等の把握 ☆事業者の自主管理 ☆環境保全の支障未然防止	○ 事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。
2 定義等 (法2) ☆第一種指定化学物質 (PRTR, SDS対象物質:515物質) ☆第二種指定化学物質 (SDS対象物質:134物質) ☆第一種指定化学物質等取扱事業者 (PRTR届出対象事業者) ☆特定第一種指定化学物質 (第一種指定化学物質のうち23物質)	○ 第一種指定化学物質とは、次のいずれかの要件に該当し、かつ相当広範な地域の環境において継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるもの。 ・ 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあるもの。 ・ 自然的作用による化学的変化により容易に上記の化学物質を生成するもの。 ・ オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの。 ○ 第二種指定化学物質とは、第一種指定化学物質の上記のいずれかの要件を満たし、かつその製造量、輸入量、使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において継続して存することとなることが見込まれる化学物質で政令で定めるもの。 ○ 第一種指定化学物質等取扱事業者とは、次の3つの要件を全て満たす事業者。 ① 対象業種：次に掲げる業種に属する事業を営んでいる事業者 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業（全業種）、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業*、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業*、自動車卸売業*、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業*、ごみ処分業、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関*、自然科学研究所（*印はこのうち一部の業種） ② 従業員数：常時使用する従業員数が21人以上の事業者 ③ 取扱量等：次のうちいずれかに該当すること a) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者 b) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者 c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者 d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者 e) ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者 f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者
3 化学物質管理指針 (法3)	○ 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、第一種及び第二種指定化学物質の管理指針を定め、公表する。（平成12年3月30日環境庁・通商産業省告示第1号）
4 事業者の責務 (法4) ☆化学物質自主管理 ☆国民の理解を深める	○ 指定化学物質等取扱事業者（政令で定める業種、取扱量等の要件に該当する者）は、第一種及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めること。
5 排出量等の把握及び届出 (法5) ☆PRTR制度	○ 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う当該物質の排出量、移動量を把握し、第一種指定化学物質及び事業所ごとに毎年度、前年度の排出量及び移動量を事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に届け出ること。
6 指定化学物質の情報提供 (法14) ☆SDS制度	○ 指定化学物質等取扱事業者は、当該指定化学物質等を他の事業者に対し、譲渡し、又は提供するときは、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付等により提供すること。

平成16年度以降の主な沿革

平成20年 11月 21日	政令356号 指定化学物質の変更、対象業種の追加（平成21年10月1日施行）
平成22年 4月 1日	財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令一 政令改正に伴う規則の一部改正等（公布日施行）
令和 3年 10月 20日	政令改正 指定化学物質の変更（令和5年4月1日施行）
令和 4年 3月 31日	省令改正 政令改正に伴う規則の一部改正（令和5年4月1日施行 一部公布日施行）

(参考資料) 「PRTR制度に基づく届出のしおり」 令和8年4月 石川県

「PRTRについて」パンフレット 経済産業省・環境省

(問合せ先) 環境省化学物質安全課
 経済産業省化学物質管理課
 石川県環境政策課

電話 03-5521-8259
 電話 03-3501-0080
 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

28 ダイオキシン類対策特別措置法とは？ ダイオキシン対策の切り札！

近年、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による汚染が全国的に大きな問題となっています。現在、ダイオキシン類対策は、平成11年3月にダイオキシン類対策関係閣僚会議により策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、平成11年7月16日に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」を基に進められています。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、

- (1) 耐容1日摂取量は人の体重1kg当たり4ピコグラム（4pg-TEQ/kg/日）とし、
- (2) 大気、水質、水底の底質、土壌それぞれに環境基準を設け、知事にダイオキシン類の常時監視を義務づけ、
- (3) 汚染がひどい地域には、より厳しい総量規制基準を定め、
- (4) 排出基準の違反者に対しては、改善を命じ、改善命令違反には罰則として1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金を科しています。

事業者に対しては

- (1) 環境汚染の防止措置、国等が実施する環境汚染防止施策への協力
- (2) 特定施設の設置等の届出
- (3) 特定施設からの排出基準遵守義務
- (4) 年1回以上の排出ガス、排出水の測定と知事への結果報告

などの責務や役割が課せられています。

排出ガスに係る排出基準値

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設の種類の	焼却炉の 焼却能力	新設施設 基準 H12.1.15以降 に設置する施設	既設施設基準 H12.1.14以前 に設置した施設
		0.1	1 (0.1) 注1
廃棄物焼却炉 (焼却能力が合計 50kg/時以上又は 火床面積0.5m ² 以上)	4t/時以上	0.1	1 (0.1) 注1
	2t/時以上 4t/時未満	1	5 (1) 注1
	2t/時未満	5	10 (5) 注1
製鋼用電気炉		0.5	5 (0.5) 注1
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

注1：() 内は、平成9年12月1日～平成12年1月14日の間に設置された廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上、又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉の基準。

注2：廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準については、最終処分場の維持管理の基準を定める省令により10pg-TEQ/Lと規定。

排水に係る排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類の	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る） <p>など19種類の特定施設があります。</p> <p>〔※19種類の詳細は環境政策課ホームページや「ダイオキシン類対策特別措置法のしおり」を参照してください。〕</p>	10

※ なお、平成13年3月（平成14年12月1日施行）の「廃棄物処理法施行規則」の改正により、ダイオキシン類の排出基準が適用されない小型の廃棄物焼却炉についても、800度以上でごみを燃焼でき、温度計や助燃装置等を備えた構造を持つ焼却炉であることが必要です。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆基本基準設定 ☆汚染土壌措置 ☆国民の健康	○ ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図る。
2 ダイオキシン類等 定義 (法2) ☆ダイオキシン ☆ジベンゾフラン ☆コプラナー PCB ☆特定施設	○ ダイオキシン類とは次の3物質をいう。 ・ポリ塩化ジベンゾフラン ・ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン ・コプラナーポリ塩化ビフェニル ○ 特定施設とは、工場等に設置される施設のうち、製鋼用の電気炉、廃棄物焼却炉等の施設であって、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出し、又は、これを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの。
3 事業者の責務 (法4) ☆汚染防止措置 ☆施策協力	○ 事業者は、その事業活動を行うに当たって発生するダイオキシン類による環境の汚染防止等のために必要な措置を講ずるとともに、国・地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境汚染の防止等に関する施策に協力しなければならない。
4 排出ガス及び排水規制 (法8、10、11、12、13、14、15、16、20) ☆一般排出基準 ☆総量規制基準 ☆特定施設届出 ☆排出基準遵守義務	○ 特定施設からの排出ガス及び排水に係るダイオキシン類の排出基準を環境省令で定める。 ○ 知事は、政令で定める一定地域にあっては、特定施設から大気中に排出されたダイオキシン類について総量削減計画を作成し、これに基づき総量規制基準を定める。 ○ 特定施設を設置しようとする者は知事に届け出ること。また、当該届出者が構造等の変更をしようとするときは、その旨を届け出ること。 ○ 知事は、特定施設が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の設置に関する計画の変更等の必要な措置を取るべきことを命ずることができる。 ○ 排出ガス又は排水を排出する者は、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出してはならない。
5 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等 (法24、25)	○ 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されるばいじん、焼却灰及びその他の燃え殻の処分を行う場合には、これに含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内(3ng-TEQ/g以下)となるように処理しなければならない。 ○ 廃棄物の最終処分場は、ダイオキシン類による汚染が生ずることがないように、環境省令で定める基準に従い、維持管理をしなければならない。
6 汚染状況調査・測定義務 (法28)	○ 特定施設設置者は、その設置する施設が、大気基準適用施設である場合は排出ガス、水質基準適用施設である場合は排水、廃棄物焼却炉である場合は併せてばいじん及び燃え殻につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

平成16年度以降の主な沿革

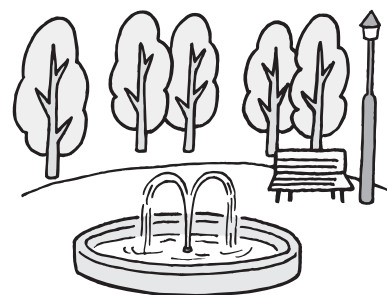
平成20年 4月 異性体により毒性への換算係数が変更

(参考資料) 「ダイオキシン類対策特別措置法のしおり」 令和8年4月 石川県

(問合せ先) 石川県環境政策課	電話 076-225-1463	FAX 076-225-1466
石川県資源循環推進課	電話 076-225-1472	FAX 076-225-1473
石川県南加賀保健福祉センター	電話 0761-22-0795	FAX 0761-22-0805
石川県石川中央保健福祉センター	電話 076-275-2642	FAX 076-275-2257
石川県能登中部保健福祉センター	電話 0767-53-6893	FAX 0767-53-2484
石川県能登北部保健福祉センター	電話 0768-22-2028	FAX 0768-22-5550
金沢市環境政策課	電話 076-220-2508	FAX 076-260-7193

29 工場立地法とは？ 環境にやさしい企業活動の第一歩！

工場の立地は生産活動を効率的に行うことを主眼に計画されることはもちろんですが、同時に、公害や災害等の総合的なリスクを防止するための基本的条件を備えつつ、計画段階から緑地など周辺環境の整備を行うことによって、周辺地域の住民と産業活動との調和を図っていくことが必要です。



このような観点から、一定規模の工場を新・増設及び変更する際は、建築基準法に基づく確認申請などのほかに、あらかじめ工場立地法に基づく届出が義務付けられています。その届出が必要となる条件は次の三つです。

- (1) 敷地面積が9,000m²以上または建築面積が3,000m²以上のもの。
- (2) 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の4業種。
- (3) 工場新設のほか、既存の工場建屋を増設する場合や新たに用地を取得して工場の敷地面積を拡大する場合など。

届出内容は、敷地、建物、生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の面積、配置状況等です。

なお、工場立地法では、生産施設及び環境施設の面積割合について、規制値が下表のとおり、定められています。

この中で緑地は敷地面積の原則20%以上となっていますが、緑地は単に修景的な意味を持つだけでなく、地域や働く人々にとって憩いや安らぎを与えるなどの多くの効用を持つものです。また、緑地の地域への開放など企業の地域社会への貢献は今後ますます求められるでしょう。これらを支援していくため、融資制度（環境保全資金融資制度）、表彰制度（緑化優良工場等表彰制度）が設けられています。

生産施設、環境施設の面積

区分	対 象		敷地面積に対する面積割合	面積のはかり方	
	施設等	業 種		〔工場建屋〕	〔屋外生産施設〕
生産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械又は装置が設置されている建物 ・ 屋外の機械又は装置などの生産プラント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業 	業種の区分により 30～65%以下 50%以下 65%以下 65%以下	建築基準法施行令に定める水平投影面積	水平投影図の外周によって囲まれる面積
環境施設	緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が成育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設 ・ 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがされているものに限る）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設 	20%以上	〔区画がある場合〕 水平投影面積 〔区画がない場合〕 ・ 外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積 ・ 並木状の樹木の場合 幅1m×並木の長さ	
	緑地以外の環境施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の用に供する区画された土地で工場の周辺地域の生活環境保持に寄与するよう管理がなされているもの。 ・ 噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場 ・ 屋内運動施設、教養文化施設（美術館、資料館等） ・ 雨水浸透施設（浸透管、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装が施された土地） ・ 太陽光発電施設（生産施設の用に供する場合を除く） 	25%以上 うち工場敷地周辺に15%以上 5%以上		

※「工場立地法」施行前（S49年6月28日以前）に建設された工場や特例が適用される工業団地は、別の定め（準則の備考）によります。
 ※「市町村準則」または「地域未来投資促進法」に基づく条例により、緑地等の面積割合が緩和されている区域もあります（一部市町のみ）。

工場立地法（昭和34年3月20日 法律第24号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆工場立地での環境保全	○ 工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施・準則等の公表、これらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与する。
2 特定工場の届出 (法6、8) ☆届出対象規模 ☆届出対象業種 ☆届出事項	○ 届出対象規模（政令2） 敷地面積：9,000m ² 以上、建築物の建築面積3,000m ² 以上 ○ 届出対象業種（省令2） 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業 ○ 製造業等に係る工場等であって、1団地内の敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上のもの（特定工場）を新設、変更しようとする者は、市町村長に次の事項等を届け出ること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 特定工場における製品等 ・ 特定工場の設置場所 ・ 特定工場の敷地面積、建築面積 ・ 特定工場における生産施設、緑地、環境施設の面積等 ・ 特定工場における大気・水質の公害防止施設設置等 ・ 特定工場の新設のための工事開始予定日
3 工場立地の準則等 (法4、4の2) ☆緑地とは ☆環境施設とは ☆工業団地とは ☆工業集合地とは ☆生産施設面積割合 ☆緑地面積割合 ☆環境施設面積割合	○ 用語 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地：以下の各号に掲げる土地又は建築物屋上等緑化施設 <ul style="list-style-type: none"> (1)樹木が成育する区画されたもの (2)低木又はその他の地被植物で表面が覆われているもの ・ 環境施設：噴水、水流、池、その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動場、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設 ・ 工業団地：2以上の工場又は事業用の敷地、これに緑地、道路等のために取得され又は造成される一団の土地 ・ 工業集合地：2以上の工場等が集中して立地する一団の土地 ○ 工場立地に関する準則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産施設の面積の敷地面積に対する割合業種（第1～7種）の区分ごとに定められている。（準則別表1） 第1種30 / 100、第2種40 / 100、第3種45 / 100、第4種50 / 100、第5種55 / 100、第6種60 / 100、第7種65 / 100 以下 ・ 緑地面積の敷地面積に対する割合20 / 100以上 ・ 環境施設（緑地含む）の敷地面積に対する割合25 / 100以上 ・ 環境施設（緑地含む）は敷地面積に対する割合の15 / 100以上を周辺部に配置 ※ 工業団地及び工業集合地に対して特例がある。（準則5、6） ※ 既存工場（S49.6.28以前設置）の建て替えについて特例がある。（準則備考） ※ 一部市町においては、緑地等面積割合の緩和区域がある。（運用例規ほか）
4 実施の制限 (法11)	○ 特定工場の届出者（変更含む）は、届出が受理されてから90日経過後でなければ新設又は変更しないこと。 ○ 市町村長はその期間を短縮することができる。
5 その他の届出 (法12、13)	○ 特定施設等の届出者に法人名称の変更等があったときは、遅滞なく届出。 ○ 特定施設等の届出者から当該施設を承継した者は、遅滞なく届出。

平成16年度以降の主な沿革		
平成20年	5月 26日	準則改正（生産施設面積率の見直し）
平成20年	6月 11日	運用例規改正（企業立地促進法に基づく市町への一部事務移管）
平成22年	6月 30日	準則改正（環境施設に太陽光発電施設を追加）
平成23年	9月 30日	準則改正（緑地の「最低面積」規定を削減、地域準則の基準改正）
平成24年	4月 1日	法改正（工場立地法に基づく届出事務をすべて市へ委譲）
平成27年	5月 25日	準則改正（生産施設面積率の見直し）
平成29年	4月 1日	法改正（工場立地法に基づく届出事務をすべて町へ委譲）

（問合せ先）工場を立地する市町の工場立地法担当課

30 エネルギーの使用の合理化等に関する法律とは？

通称「省エネ法」！

省エネルギーは経済に直結する問題であり、考え方としては当然、昔からありました。それをもっと徹底しなければならないと痛感させたのがいわゆる石油ショックでした。

その反省をふまえて、昭和54年に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称：省エネ法）」が制定され、運用されてきました。

平成10年には、COP3の議論を背景として、「温対法」の制定とあわせて「省エネ法」の改正が行われ、平成11年4月に施行されました。その後、平成14年6月の改正により、第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定要件が撤廃され、オフィスビル、デパート、ホテル、学校、病院、官公庁などを含む全ての業種に拡大されました。

平成17年8月の改正では、輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設するとともに、工場・事業所及び住宅・建築物分野における対策を強化する措置が講じられ、平成20年5月の改正では、エネルギー消費量が増加している業務部門に係る省エネルギー対策の強化が図られました。

平成25年5月の改正では、電力需給バランスを意識したエネルギー管理や、住宅・建築物や設備機器の省エネ性能の向上といった対策を強化するため、電気需要の平準化の推進やトップランナー制度の建築材料等への拡大等に関する措置が追加されました。

令和4年5月の改正では、2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大や、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化を行うことを目的に、非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法体系に変わりました。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日 法律第49号）のキーポイント	
主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆エネルギー使用合理化等の総合的推進	○ 我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与する。
2 基本方針等 (法3、5) ☆基本方針の策定・公表 ☆事業者の判断基準策定・公表	○ 経済産業大臣は、工場等、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針を定め、これを公表しなければならない。 ○ 経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表する。 ・化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化 ・加熱・冷却・伝熱の合理化 ・廃熱の回収利用 等
3 エネルギー使用者の努力 (法4)	○ エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めるとともに、電気の需要の最適化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

●「省エネ法」が規制する分野は？

「省エネ法」が直接規制する事業分野としては、“工場等”（工場又は事務所その他の事業場），“輸送”、“住宅・建築物”、“機械器具等”（エネルギー消費機器等又は熱損失防止建築材料）の4つがあり、それぞれ以下に示す事業者が規制の対象とされます。なお、本ハンドブックでは、これらのうち、工場等に係る措置についての概要を記載します。

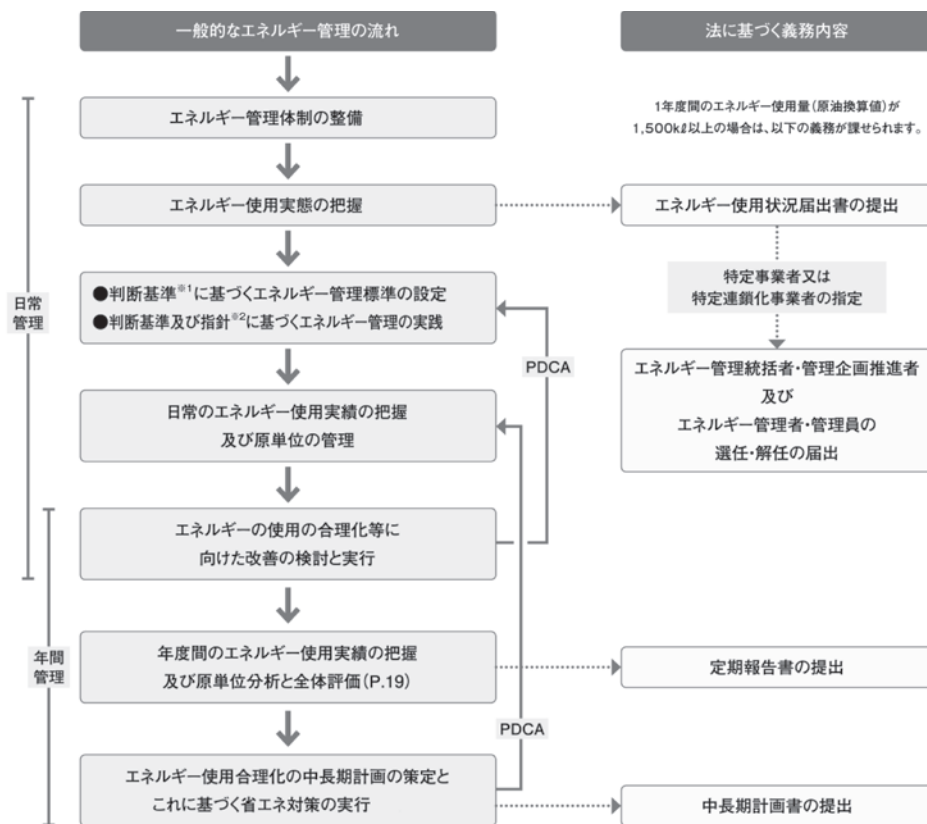
工場等	<ul style="list-style-type: none"> ●工場等を設置して事業を行う者 ・工場を設置して事業を行う者 ・事業場（オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等）を設置して事業を行う者
輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行う者（自家輸送を含む） ●荷主：自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者（自家輸送を含む）
住宅・建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●建築時*：住宅・建築物の建築主 ●増改築*、大規模改修時：住宅・建築物の所有者・管理者 ●特定住宅*（戸建て住宅）：住宅供給事業者（住宅事業建築主）
機械器具等	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費機器等の製造又は輸入事業者 ●熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入事業者



※平成29年4月1日より「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法）において措置

●事業者が行わなければならないことは？

エネルギーを使用して事業を営む者は、省エネ法の下、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければなりません。エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を推進するための一般的な管理の流れは以下のとおりになっています。事業者はまず適切なエネルギー管理を行うために管理体制を整備し、自らのエネルギー使用量を把握することから始めることになります。



※1：判断基準とは、エネルギーを使用して事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。詳細については、以下のURLを御参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

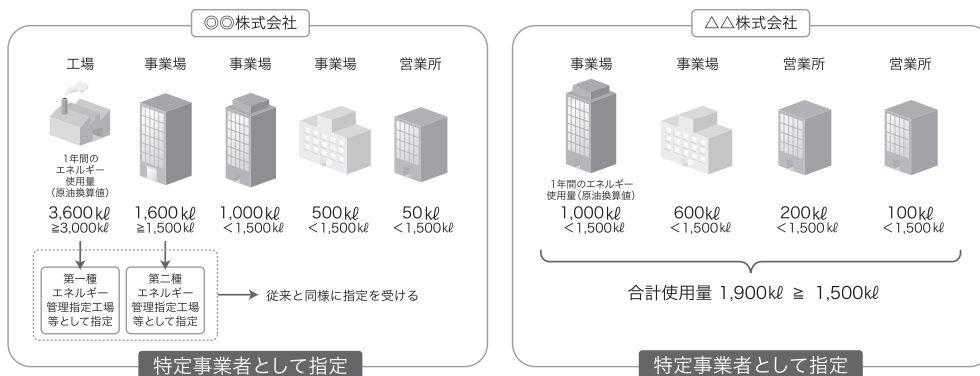
※2：指針とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の平準化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。詳細については、以下のURLを御参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

●規制の対象となる事業者

■事業者単位（企業単位）で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者

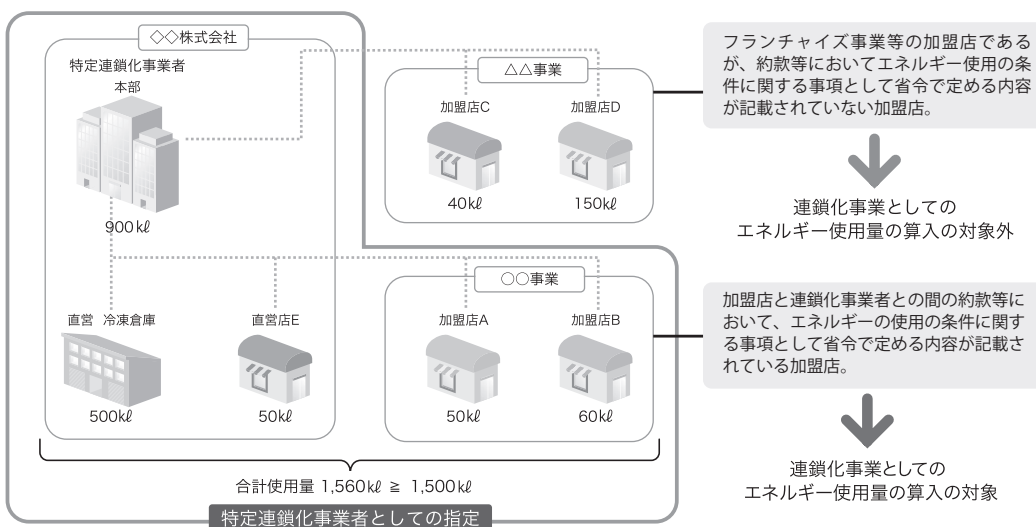
平成20年の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位（注1）（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わりました。したがって、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500キロリットル以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

事業者単位（企業単位）の法体系（事業者全体としてのエネルギー管理）（平成22年4月1日から）



■フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が連鎖化事業者（注2）となり、加盟店を含む事業全体の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500キロリットル以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。



注1：事業者単位の範囲とは？

事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、持株会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

注2：連鎖化事業者とは？

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両方の事項を加盟店との約款等※3で満たしている事業者をいいます。

(1)本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。

(2)加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。

- 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- 照明器具の機種、性能又は使用方法
- 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

※3：本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守する、といった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針又は行動規範、マニュアル等に（1）及び（2）の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。

●特定事業者・特定連鎖化事業者に課せられる義務等

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500キロリットル/年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。

■事業者全体としての義務

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)	1,500kl/年度以上	1,500kl/年度未満
事業者の区分	特定事業者又は特定連鎖化事業者	—
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者
	取り組むべき事項	判断基準の遵守（管理標準の設定、省エネ措置の実施等） 指針に定めた措置の実施（燃料転換、稼働時間の変更等）
事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減 又は電気需要平準化評価原単位の低減	
行政によるチェック	指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応 (指示に従わない場合、公表・命令)等	—

■特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置する工場等ごとの義務

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)	3,000kl/年度以上	1,500kl/年度以上~3,000kl/年度未満	1,500kl/年度未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等	第二種 エネルギー管理指定工場等	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 第一種指定事業者	第二種特定事業者	—
業種	製造業等5種 (鉱業、製造業、 電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理者 エネルギー管理員	エネルギー管理員

■特定事業者又は特定連鎖化事業者が提出すべき書類

提出書類	提出時期	提出先
定期報告書	毎年度7月末日	事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁
中長期計画書	毎年度7月末日	
エネルギー管理者等の選解任届	選解任のあった日後、 最初の7月末日	事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局

なお、平成28年度からは、省エネの取組状況に応じて、省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS、A、B、Cの4段階へクラス分けする「事業者クラス分け評価制度」が開始され、優良な事業者（Sクラス）は経済産業省資源エネルギー庁のホームページにて事業者名等が公表されることとなっています。

平成16年度以降の主な沿革			
平成17年8月10日	法律第93号	輸送部門に関する措置の追加等	(平成18年4月1日施行)
平成20年5月30日	法律第47号	住宅・建築物に係る諸制度（登録建築物調査機関の新設等）	(平成21年4月1日施行)
		事業者単位のエネルギー管理の導入	(平成22年4月1日施行)
平成25年5月31日	法律第25号	電気の需要の平準化の推進	(平成26年4月1日施行)
		トップランナー制度の建築材料等への拡大	(平成25年12月28日施行)
令和4年5月20日	法律第46号	すべてのエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換、電気の需要の最適化	(令和5年4月1日施行)

(参考資料) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 省エネ法の概要」 経済産業省資源エネルギー庁
(問合せ先) 中部経済産業局エネルギー対策課(届出関係) 電話052-951-2775

31 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法とは？

FIT制度・FIP制度について

平成23年8月に制定された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、再エネ特措法といいます。）によって、平成24年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下、FIT制度といいます。）が開始されました。

このFIT制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束するとともに、買取費用を電気の使用者が賦課金として負担する制度です。

この制度により、発電設備の高い建設コストなどの回収の見通しが立ちやすくなることで、再生可能エネルギーの導入が、太陽光を中心に急速に進みました。

【参考】固定価格買取制度の仕組み



令和2年6月には、再エネ特措法などの改正が盛り込まれた「エネルギー供給強靱化法」が制定され、令和4年4月からFIT制度に加えて、市場連動型のFIP制度が導入されることとなりました。

FIP制度では、FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、FIP制度の認定を受けた方が電力卸市場や相対取引で売電したときに、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せして交付することで、投資インセンティブを確定しながら、再生可能エネルギーの電力市場への統合を図っていくこととしています。

令和6年4月の改正では、FIT/FIPの認定にあたり、説明会または事前周知措置（ポスティング等）を要件化したほか、認定事業者が認定計画・認定基準に違反している場合に、FIT/FIP交付金を一時停止する措置や、違反が解消されず認定取消しに至った場合にFIT/FIP交付金の返還を命ずる措置が導入されました。

（参考資料）資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/)

（問合せ先）中部経済産業局 エネルギー対策課

電話 052-951-2775

32 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律とは？

通称「プラスチック資源循環法」！

世界的な問題である海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、「プラスチック資源循環法」が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から全面施行されています。

○基本方針

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、次の3つの基本方針があります。

- ① プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ② ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 など

3つの基本方針の詳しい内容は以下のとおりです。

<環境配慮設計指針>

- ・ 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける必要があります。

<使用の合理化>

- ・ ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定します。

[削減義務（12品目）] フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ハンガー、衣類カバー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ

<市区町村の分別収集・再商品化>

- ・ プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にします。
- ・ 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成します。

<製造・販売事業者等による自主回収>

- ・ 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成します。

<排出事業者の排出抑制・再資源化>

- ・ 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定します。
- ・ 排出事業者等が再資源化計画を作成します。

基本方針を踏まえ、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を図ります。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年6月11日 法律第60号)のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable)を促進する。
2 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計 プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、認定製品の利用を促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針(環境配慮設計指針)を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定 ② 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促進 ○ ワンウェイプラスチックの使用の合理化 コンビニ等でのスプーンやフォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じ、消費者のライフスタイル変革を促す。 ○ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 排出されるプラスチックの回収・リサイクルを3つの仕組みで促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなどして効率化 ② 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設ける ③ 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設ける
3 事業者及び消費者の責務(法4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。 ○ 消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。 ○ 事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならない。
4 国の責務(法5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ○ 国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ○ 国は、教育活動、広報活動等を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。
5 地方公共団体の責務(法6)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ○ 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならない。 ○ 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(問合せ先) 石川県資源循環推進課

電話 076-225-1849 FAX 076-225-1473

第3章 ふるさと石川の環境を守り育てる条例

第2章で環境保全に関する主な法令について概説してきましたが、これらの法令を補完し、また、石川県独自の規定を盛り込み、より実効性ある環境施策を実現するために、石川県では「ふるさと環境条例」を施行しました。

本章では、この「ふるさと環境条例」について、事業者に関係のある点を中心に概説します。詳細をお知りになりたいときはそれぞれの窓口気軽に相談してください。

1 ふるさと石川の環境を守り育てる条例とは？

石川県では、平成16年4月1日に、「ふるさと環境条例」を施行しました。

この条例は、環境を守り育てながら石川の社会を持続可能なものとしていくための道筋を指し示す羅針盤とすることを目的として制定されたものです。

○条例の目指すところ

- ・循環を基調とした持続可能な社会
- ・自然と人が共生する社会

この条例は、それまであった環境保全に関する個別分野の条例・要綱等を整理・統合・再構成し、そこに新たな環境課題に対する施策を盛り込んで体系化したうえで、施策をPDCAサイクルの考え方にもとづいて着実に進めていくための仕組みを組み込んだ総合的な環境条例です。

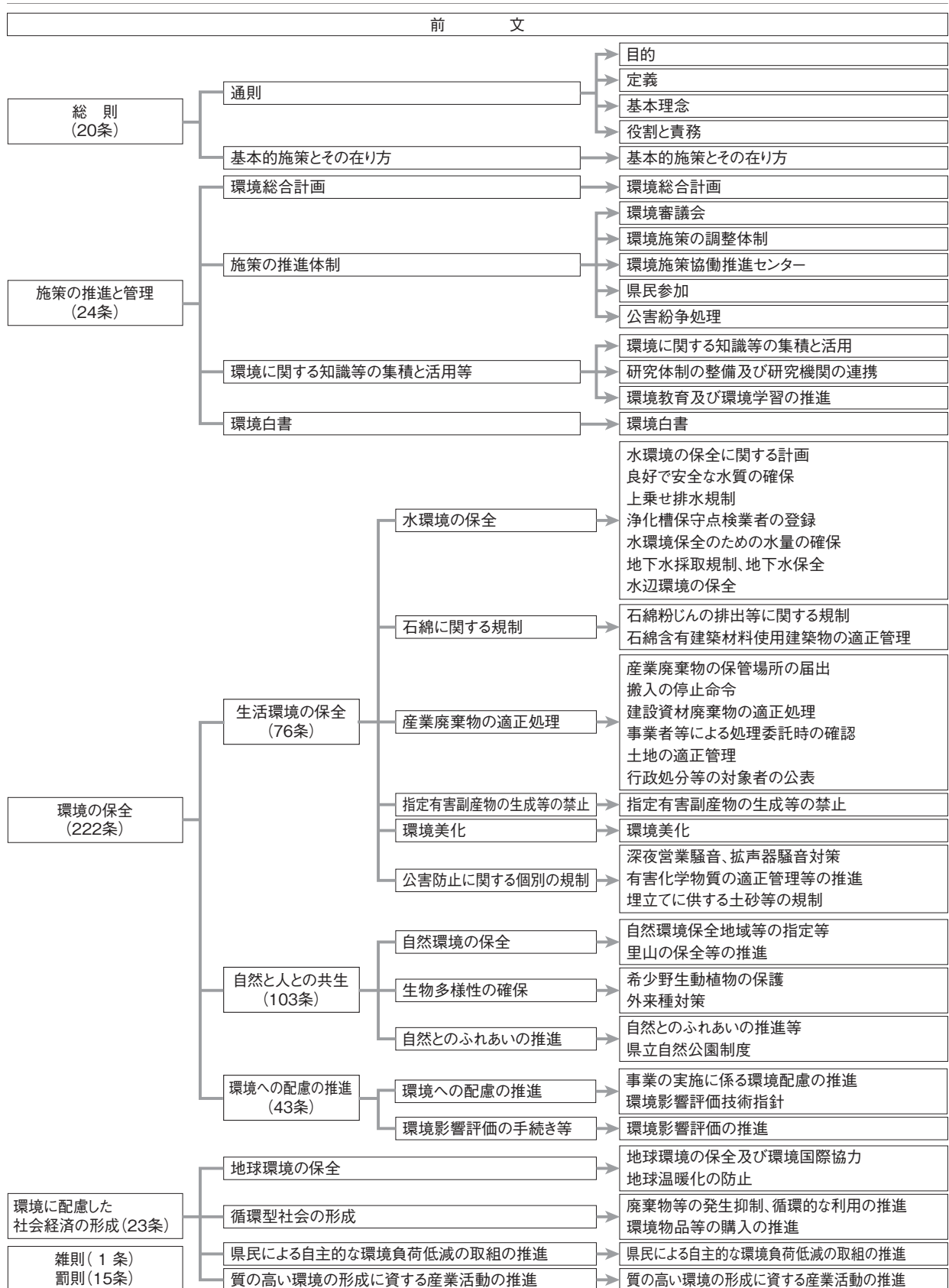
「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の基本的考え方

この条例は、次のような基本的考え方（コンセプト）によってつくられています。

- ① 環境の保全・保護が豊かな地域の創造にも結びつくものであることを、あらゆる主体が一致して認識し、行動できるようにする。
- ② 各主体の役割分担を明確にするとともに、それらの協働のもとで、これから取り組んでいくべき事項を明らかにする。
- ③ 講じる種々の施策が有機的に効果を発揮するよう、総合的な推進体制ないしは仕組みを組み込む。
- ④ 従来の規制的手法ばかりでなく、誘導的手法、経済的手法、情報提供的手法など様々な手法を総合的に組み合わせる。
- ⑤ 特定の行為者による不適正な行為については、法令の不十分な点を補完した新たなルールを設定する。

主な沿革				
平成16年	3月23日	条例第16号	条例制定	(平成16年4月1日施行 一部罰則は6月1日、10月1日施行)
平成16年	12月21日	条例第41号	市町合併に伴う整理	(平成17年2月1日施行 一部3月1日施行)
平成17年	3月22日	条例第20号	破産法の廃止・制定に伴う改正	(即日施行)
平成17年	10月7日	条例第49号	石綿に関する規制の通加	(平成17年12月1日施行)
平成20年	10月6日	条例第31号	公益法人制度改革に伴う改正	(平成20年12月1日施行)
平成24年	3月26日	条例第1号	民法改正に伴う改正	(平成24年4月1日施行)
令和2年	3月26日	条例第20号	気候変動適応法等の改正に伴う改正	(即日施行)
令和3年	3月25日	条例第12号	水質汚濁防止法施行令等の改正に伴う改正	(即日施行)
令和4年	6月24日	条例第24号	環境影響評価法等の改正に伴う改正	(令和4年10月1日施行)
令和4年	10月3日	条例第29号	地球温暖化対策推進法の改正に伴う改正	(即日施行)

〈条例の構成〉



2 水環境の保全

石川県の財産である水環境は、良好で安全な水質の確保、健全な水循環を保持するための水量の確保、良好な水辺環境の保全の観点から、体系的に守ることが必要です。

県では体系別に次の施策を実施することとしています。

〈良好で安全な水質の確保〉

- ・生活排水をきれいにすることについて県民の理解を深める。
- ・工場や事業場からの排水を良好に保つとともに、地下水が汚染されないよう指導に努める。
- ・農薬や肥料が適正に使われ、家畜の排泄物が適正に処理されるよう指導に努める。
- ・水質浄化に関する調査研究を進める。
- ・水道水の水源の水質保全に努める。

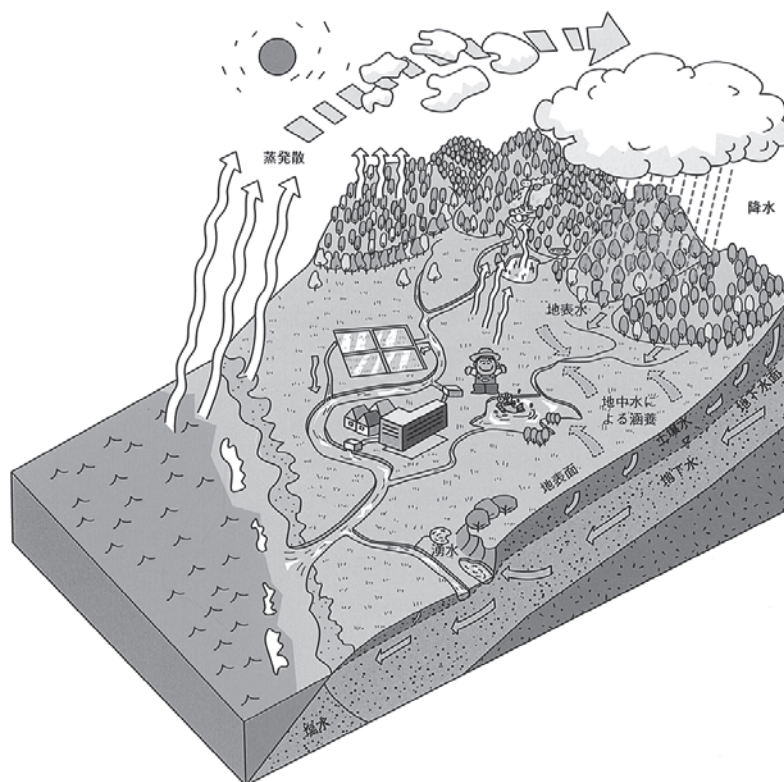
〈健全な水循環を保持するための水量の確保〉

- ・森林の整備、ダム、ため池等の保全、地下水の適正な利用の促進、節水の促進、下水処理水の再利用、雨雪水の有効利用など様々な方法で、水が自然の中でうまく循環し、繰り返し利用できるようにする。

〈良好な水辺環境の保全〉

- ・水辺が持つ自然浄化作用や生物の生息・生育地としての機能並びに県民の親水空間としての機能を維持増進するため、海、河川、湖沼、ため池などの水辺の環境を保全する。

水環境を守るための具体的な規制として、第47条に定める工場・事業場に対する上乗せ排水基準、第64～81条で定める地盤沈下の防止と地下水の保全を目的とした地下水の採取規制があります。



ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年3月23日 条例第16号）水環境の保全のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 ☆水環境の保全	○ 石川県の財産である水環境を水質浄化、水量の確保、良好な水辺環境の観点から体系的に守る。
2 県の責務 （条例45、46、63、82）	○ 環境総合計画に、水環境の保全に関する計画を盛り込む。 ○ 良好で安全な水質が確保されるように努める。 ○ 健全な水循環を保持するための水量の確保に必要な措置を講じる。 ○ 海、河川、湖沼、ため池などの水辺の環境を保全する。
3 排水基準（条例47） ☆上乗せ排水規制	○ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定により、工場又は事業場からの排水について、法律より厳しい基準を定める。
4 浄化槽保守点検業 （条例48～62）	○ 浄化槽保守点検業の登録手続き等について定める。
5 地盤沈下地域における規制 （条例64～71、77～81） ☆地下水採取の許可 ☆水量測定器の設置 ☆地下水採取量の報告	○ 地下水採取の許可 地盤沈下地域（七尾市都市計画区域内）において特定用途（農業用以外）に供するため揚水設備（揚水機の吐出口断面積が6cm ² を超えるもの）により地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、知事の許可を受けること。 ○ 水量測定器の設置及び地下水採取量の報告 揚水機の吐出口断面積が12cm ² を超えるものについては、水量測定器（吐出口断面積が78cm ² 以下のものについては、積算時間計でもよい）を設置し、地下水採取量を報告すること。
6 一般地域における規制 （条例72～81） ☆地下水採取の届出 ☆水量測定器の設置 ☆地下水採取量の報告 ☆地下水使用合理化計画書	○ 地下水採取の届出 地盤沈下地域以外の地域において、特定用途（工業用（製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）及び建築物用（冷暖房設備、水洗便所、洗車設備に用いるもの））に供するため揚水設備（揚水機の吐出口断面積が6cm ² を超えるもの）によって地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、知事に届け出ること。 ○ 水量測定器の設置及び地下水採取量の報告 規則で定める地域（金沢市、小松市、白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村、旧白峰村の区域を除く）、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）において、揚水機の吐出口断面積が50cm ² を超えるものについては、水量測定器（吐出口断面積が160cm ² 以下のものについては、積算時間計でもよい）を設置し、地下水採取量を報告すること。 ○ 地下水使用合理化計画書の提出 上記地域において、1又は複数の揚水設備により前年度に年間40万m ³ を超えて地下水を採取した事業所については、地下水の使用の合理化に関する計画書を提出すること。

（参考資料）「水質汚濁防止（排水規制・構造基準等）のしおり」令和7年7月 石川県環境政策課

「地下水採取規制のしおり」令和7年5月 石川県環境政策課

（問合せ先）石川県環境政策課

電話 076-225-1491 FAX 076-225-1466

石川県都市計画課

電話 076-225-1493 FAX 076-225-1760

3 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の適正処理を推進するため、国ではこれまでも「廃棄物処理法」を改正し、マニフェスト制度の拡大、排出事業者責任の強化、罰則の強化等、規制を強化してきましたが、依然として、産業廃棄物の不法投棄や処理基準に違反する不適切な処理が後を絶たず、とりわけ近年の不法投棄等は悪質、巧妙化してきたため、平成22年には「廃棄物処理法」の大規模な改正を行い、排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化を行いました。

また石川県においても、平成16年に「廃棄物処理法」を補完し、産業廃棄物の適正処理を促進するための規定を、「ふるさと環境条例」の中に組み入れました。

〈建設系廃棄物の不適正処理の未然防止〉

排出事業者が自ら建設廃棄物を排出事業場以外で保管する場合は、県がその使用状況を把握し、廃棄物の不適正処理に対して迅速に指導するため、排出事業者は保管場所の面積が200㎡以上の場合は「ふるさと環境条例」、300㎡以上の場合は「廃棄物処理法」に基づき、事前に保管場所に関する届出を行うこと。

〈不適正処理状況の悪化防止〉

産業廃棄物等の適正な処理が見込めないときには、事態の悪化を防ぐため、県が搬入停止を命ずること。

〈発注者の適正処理費用負担、元請業者の指導監督責任〉

建設工事の発注者は、工事に伴い発生する廃棄物を適正に処理できる費用を負担して、不適正処理されないようにすること。元請業者は、建設工事はもとより、解体工事等も含めて工事全体を統括し、経済的にも上位者であることから、下請負人への指導監督を徹底すること。

〈事業者等の処理委託責任〉

事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、「廃棄物処理法」に基づく書面による処理委託契約の締結、マニフェストの交付に加え、委託先の処理能力、処理状況等について、実地確認すること。

〈土地所有者等の責任〉

土地を所有、占有又は管理している者が、安易に土地を貸したり、遠隔地に居住しており土地の管理を十分に行っていないかたりして、不法投棄等に悪用されることがある。土地所有者等は、不法投棄等を未然に防止するために、管理の徹底、不適正処理の報告、再発防止策を講じること。

〈硫酸ピッチに対する規制強化〉

不正軽油の製造過程で排出される油と酸の混合物で、腐食性、毒性の強い「硫酸ピッチ」の不法投棄等が県内で発生し、周辺地域の生活環境に悪影響を与えたことから、「硫酸ピッチ」の生成及び保管を原則禁止したこと。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年3月23日 条例第16号）産業廃棄物の適正処理のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
<p>1 産業廃棄物の保管場所の届出 （条例85） ☆建設系廃棄物の不適正処理の未然防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自社で排出した産業廃棄物を保管場所で保管しようとする事業者は、その保管場所の使用内容を県に届け出ること。 届出対象は、建設系廃棄物の保管場所で、面積が200㎡以上であること及び産業廃棄物に係る許可対象場所でないこと。 ○ 県は、保管場所の使用状況を把握して、適正処理の指導に生かす。
<p>2 搬入の一時停止 （条例86） ☆不適正処理状況の悪化防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、産業廃棄物若しくはその疑いのある物の保管又は処分が継続されることにより、産業廃棄物の適正な処理の確保が困難になると認めるときは、30日以内の期限を設けて、その土地への搬入の停止を命ずることができる。
<p>3 建設資材廃棄物の適正処理 （条例87） ☆発注者の適正処理費用負担 ☆元請業者の指導監督責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事の発注者は、建設資材廃棄物の処理に要する費用の適正な負担に努めること。 ○ 建設工事の元請業者は、建設資材廃棄物の適正な処理を確保するため、その建設工事に係る下請負人の指導監督に努めること。
<p>4 事業者等による処理委託時の確認 （条例88） ☆事業者等の処理委託責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物を排出する事業者等は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、許可証など書面による確認だけでなく、委託処理先の産業廃棄物処理業者の処理能力の実地確認及び処理状況の定期確認に努めること。 ○ 委託先で不適正処理がなされていることを知ったときは、その委託先への搬入停止など必要な措置を講ずるとともに、不適正処理状況について、速やかに県に報告すること。
<p>5 土地の適正管理（条例89） ☆土地所有者等の責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理に利用されないよう使用状況を確認するなど適正な管理に努めること。 ○ 万一、不適正な処理がなされたことを知ったときは、速やかにその旨を知事に報告するとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。
<p>6 指定有害副産物の生成及び保管の禁止（条例94～98） ☆硫酸ピッチに対する規制強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 硫酸ピッチを指定有害副産物に指定し、学術研究又は適正な事業活動を行う場合を除き、生成や保管を禁止する。 ○ 生成、保管の禁止に違反した場合には、生成を行っている者に対しては生成の中止命令、保管を行っている者に対しては撤去等の命令を行う。
<p>7 公表、罰則 （条例92、98、258、260、264、271、272）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の適正処理を推進するため、条例に違反したときには、氏名、違反事項などの公表や罰則を適用する。
<p>8 適用除外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1～5の項目は金沢市の区域については適用しない。
<p>9 施行期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1～5の項目 平成16年10月1日 ○ 6の項目 平成16年 6月1日

（参考資料）「産業廃棄物を適正に処理しましょう」 令和5年6月 石川県

（問合せ先）石川県資源循環推進課

電話 076-225-1474 FAX 076-225-1473

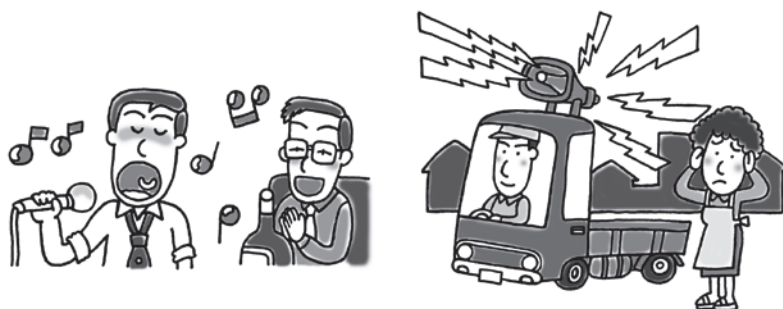
4 公害防止に関わる個別の規制

平成16年4月から施行された「ふるさと環境条例」では、環境関係法令を補完した県独自の規定を盛り込み、生活環境を守っています。

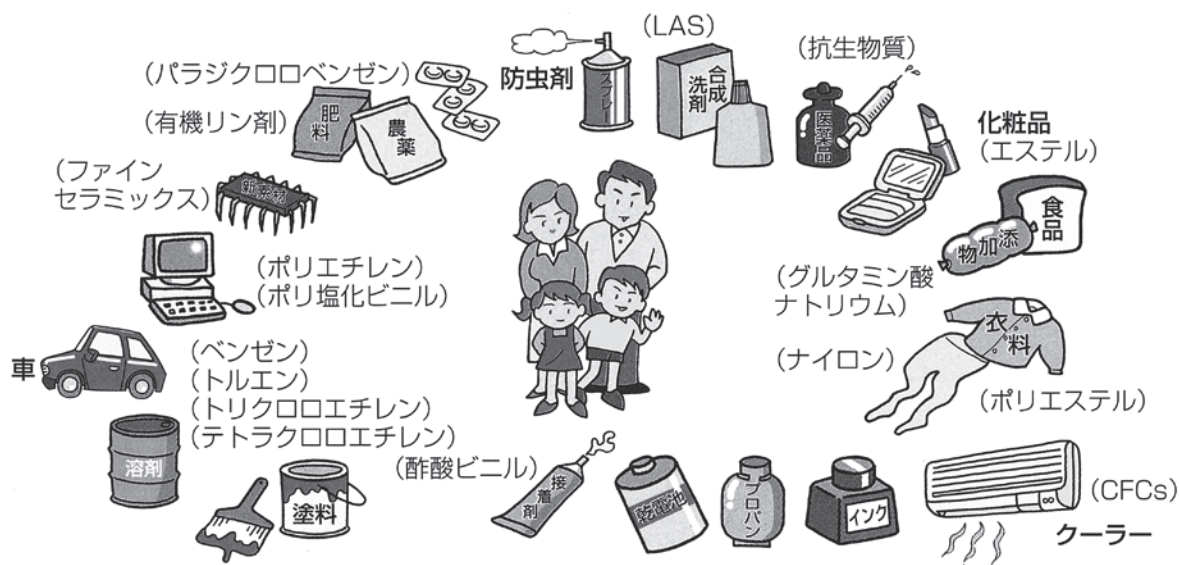
騒音関係では、法律では規制していない飲食店営業や深夜のカラオケ等音響機器の使用について事業者に対し規制を行っています。また、拡声器を用いた航空機による商業宣伝を禁止するとともに、指定地域内での商業宣伝を目的とした拡声器の音の大きさ等を制限しています。

また、5万種とも10万種ともいわれる化学物質については、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」等で特定の物質について規制されていますが、あらゆる化学物質の規制は不可能です。このため、取扱事業者に対し、人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある事故が発生したときの応急措置を求めるとともに、一定の条件に当てはまる当該事業者に対し、事業所ごとに指定化学物質の取扱量等の報告を求めています。

貴重な水資源である地下水については、汚染されてしまうと浄化するまでに長期間と多額の費用を要することから、土壌基準に適合する土砂を使用して埋立て、盛土等を行うことにより、土壌汚染や地下水汚染の未然防止に努めていくこととしています。



出典：「環境シリーズNo.25」(財)日本環境協会より



身の回りの化学物質 (出典：PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック

[化学物質による環境汚染を減らすために：平成13年度集計結果から] 環境省より)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (平成16年3月23日 条例第16号) 公害防止に関する個別の規制のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点																																																																					
1 目的 (条例1) ☆公害防止の必要事項規定	○ 生活環境、自然環境、地球環境などすべての環境の保全について、必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に寄与する。																																																																					
2 事業者の責務 (条例6) ☆公害防止への努力	○ 事業者はその事業活動に伴う環境への影響についてあらかじめ把握し、環境に負荷を与えないように努めるとともに廃棄物、ばい煙、汚水等の適正な処理、その他公害の防止に努めなければならない。																																																																					
3 深夜営業騒音等の規制 (条例103~108) ☆音量規制 ☆音響機器の使用時間制限 ☆商業宣伝を目的とした拡声機の使用制限	○ 深夜営業騒音の規制 ① 音量規制 指定地域（騒音規制法の指定地域と同じ）内で飲食店営業を営む場合は午後7時から翌日午前6時までの間、次の音量基準の適用を受ける。 <table border="1" data-bbox="550 654 1401 911"> <tr> <td>対 象 営 業</td> <td colspan="3">飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業</td> </tr> <tr> <td>対 象 地 域</td> <td colspan="3">騒音規制法による指定地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">音 量 基 準</td> <td>時間の区分</td> <td>夕</td> <td>夜 間</td> </tr> <tr> <td>区域の区分</td> <td>午後7時～午後10時</td> <td>午後10時～翌日午前6時</td> </tr> <tr> <td>第1種 区 域</td> <td>45デシベル</td> <td>40デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種 区 域</td> <td>50デシベル</td> <td>45デシベル</td> </tr> <tr> <td>第3種 区 域</td> <td>60デシベル</td> <td>50デシベル</td> </tr> <tr> <td>第4種 区 域</td> <td>65デシベル</td> <td>60デシベル</td> <td></td> </tr> </table> ② 音響機器の使用時間制限 指定地域のうち下表に示す対象地域において飲食店営業を営む場合、①の音量基準のほか、午後11時から翌日午前6時までの間、カラオケ装置等の音響機器の使用は禁止されている。但し、音響機器から発する音が外部に漏れなければこの制限は受けない。 <table border="1" data-bbox="550 1102 1401 1288"> <tr> <td>対 象 営 業</td> <td colspan="2">飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業</td> </tr> <tr> <td>対 象 地 域</td> <td>第1種区域 第2種区域</td> <td>は全域</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">第3種区域のうち病院、入院設備を有する診療所、一般住宅に敷地が隣接するもの</td> </tr> <tr> <td>音 響 機 器</td> <td colspan="2">カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置</td> </tr> <tr> <td>使用禁止時間</td> <td colspan="2">午後11時～翌日午前6時</td> </tr> </table> ○ 商業宣伝を目的とした拡声機の使用制限 ① 学校、病院等周辺での拡声機の使用禁止 静穏を図る必要がある地域として、学校・保育所・病院・入院設備を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の周囲50m以内の区域では商業宣伝を目的とした拡声機を使用してはいけません。 ② 航空機からの拡声機の使用禁止 県下全域では、商業宣伝を目的とした航空機からの拡声機を使用してはいけません。 ③ 拡声機を使用する場合の遵守事項 上記①②のほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは次の事項を守らなければなりません。 <table border="1" data-bbox="550 1675 1401 1944"> <tr> <td>対 象 地 域</td> <td colspan="3">騒音規制法による指定地域</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>固定式放送</td> <td>移動式店舗</td> <td>移動放送</td> </tr> <tr> <td>使用禁止時間</td> <td>午後8時～翌日午前9時</td> <td>午後11時～翌日午前7時</td> <td>午後8時～翌日午前9時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">音 量 基 準</td> <td>第1種区域</td> <td>55デシベル</td> <td rowspan="4">80デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>60デシベル</td> </tr> <tr> <td>第3種区域</td> <td>70デシベル</td> </tr> <tr> <td>第4種区域</td> <td>75デシベル</td> </tr> <tr> <td>その他基準</td> <td colspan="2">地上7m以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと</td> <td>1地点に停止して連続5分以上拡声機を使用しないこと。</td> </tr> </table>	対 象 営 業	飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業			対 象 地 域	騒音規制法による指定地域			音 量 基 準	時間の区分	夕	夜 間	区域の区分	午後7時～午後10時	午後10時～翌日午前6時	第1種 区 域	45デシベル	40デシベル	第2種 区 域	50デシベル	45デシベル	第3種 区 域	60デシベル	50デシベル	第4種 区 域	65デシベル	60デシベル		対 象 営 業	飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業		対 象 地 域	第1種区域 第2種区域	は全域		第3種区域のうち病院、入院設備を有する診療所、一般住宅に敷地が隣接するもの		音 響 機 器	カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置		使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時		対 象 地 域	騒音規制法による指定地域			区 分	固定式放送	移動式店舗	移動放送	使用禁止時間	午後8時～翌日午前9時	午後11時～翌日午前7時	午後8時～翌日午前9時	音 量 基 準	第1種区域	55デシベル	80デシベル	第2種区域	60デシベル	第3種区域	70デシベル	第4種区域	75デシベル	その他基準	地上7m以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと		1地点に停止して連続5分以上拡声機を使用しないこと。
対 象 営 業	飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業																																																																					
対 象 地 域	騒音規制法による指定地域																																																																					
音 量 基 準	時間の区分	夕	夜 間																																																																			
	区域の区分	午後7時～午後10時	午後10時～翌日午前6時																																																																			
	第1種 区 域	45デシベル	40デシベル																																																																			
	第2種 区 域	50デシベル	45デシベル																																																																			
	第3種 区 域	60デシベル	50デシベル																																																																			
第4種 区 域	65デシベル	60デシベル																																																																				
対 象 営 業	飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業																																																																					
対 象 地 域	第1種区域 第2種区域	は全域																																																																				
	第3種区域のうち病院、入院設備を有する診療所、一般住宅に敷地が隣接するもの																																																																					
音 響 機 器	カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置																																																																					
使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時																																																																					
対 象 地 域	騒音規制法による指定地域																																																																					
区 分	固定式放送	移動式店舗	移動放送																																																																			
使用禁止時間	午後8時～翌日午前9時	午後11時～翌日午前7時	午後8時～翌日午前9時																																																																			
音 量 基 準	第1種区域	55デシベル	80デシベル																																																																			
	第2種区域	60デシベル																																																																				
	第3種区域	70デシベル																																																																				
	第4種区域	75デシベル																																																																				
その他基準	地上7m以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと		1地点に停止して連続5分以上拡声機を使用しないこと。																																																																			

主要事項及びキーワード	要 点
<p>有害化学物質の適正管理等の推進 (条例110~112)</p> <p>☆指定化学物質等の適正管理 ☆事故時の措置、報告 ☆指定化学物質等の取扱量等の把握、報告</p>	<p>○ 指定化学物質等の適正管理 指定化学物質等取扱事業者は次の事項について努めるものとする。</p> <p>① 事業所における指定化学物質等の製造、使用、保管その他の取扱いに関する状況を常に把握</p> <p>② 指定化学物質等の適正な管理</p> <div data-bbox="547 349 1406 629" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「指定化学物質等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P R T R法で定める第一種指定化学物質 (515物質) ・ 第一種指定化学物質を含有する製品 <ul style="list-style-type: none"> ○含有する第一種指定化学物質の質量の割合が1%以上 ○含有する特定第一種指定化学物質の質量の割合が0.1%以上 <p>但し、固体以外の状態にならない製品、第一種指定化学物質が密閉された状態で取り扱われる製品、一般消費者の生活の用に供される製品、再生資源を除きます。</p> </div> <div data-bbox="547 645 1406 728" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「指定化学物質等取扱事業者」 指定化学物質等の製造、使用、保管その他の取り扱いを行う事業者</p> </div> <p>○ 事故時の措置、報告</p> <p>① 指定化学物質等取扱事業者は、その事業所において、施設等の破損その他の事故が発生し、指定化学物質等が当該事業所から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに引き続き指定化学物質等を含む大気及び水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければならない。</p> <p>② 指定化学物質等取扱事業者は、応急の措置を講じた場合は、事故等の状況及び講じた措置の概要を知事に速やかに届け出なければならない。</p> <p>○ 指定化学物質等の取扱量等の把握及び報告</p> <p>① 指定化学物質等取扱事業者は、事業所ごとに、その年度における指定化学物質等の取扱量等を把握しなければならない。</p> <p>② 指定化学物質等取扱事業者は、事業所ごとに毎年度、把握された前年度の指定化学物質等の取扱量等を知事に報告しなければならない。</p> <div data-bbox="547 1249 1406 1294" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「取扱量等」：使用量及び製造量</p> </div> <div data-bbox="547 1310 1406 1742" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>報告を義務づけている指定化学物質等取扱事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PRTR法施行令第3条に定める業種 (24業種) ・ PRTR法施行令第4条に定める要件 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種指定化学物質の年間の取扱量等が1 t 以上 ○ 特定第一種指定化学物質の年間の取扱量等が0.5 t 以上 <p>※但し、次の施設は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業 ・ 下水道終末処理施設を設置している下水道業 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している廃棄物処分業 ・ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設 </div> <div data-bbox="547 1758 1406 1870" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>報告の方法 毎年度6月30日までに、「ふるさと環境条例施行規則」で規定する別記様式29号により報告</p> </div>

主要事項及びキーワード	要 点
土砂埋立て等規制（条例114） ☆ 特定有害物質 ☆ 土壌基準遵守 ☆ 土壌基準不適合 ☆ 勧告・公表	<p>○ 何人も、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において処分する場合を除いては、特定有害物質の汚染により土壌基準に適合しない土砂等（土砂、砂利及びこれらに混入し、又は吸着したものを）を使用して土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行ってはならない。 （製品の製造又は加工のための原材料としての堆積及び当該事業区内で採取した土砂等を用いて行う土地の造成は除かれます。）</p> <p>○ 知事は、土壌基準不適合の土砂等が使用され又は使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂埋立て等を行っている者又は当該土砂埋立て等の工事を請け負った者若しくは当該土地の所有者（埋立て事業者等）に対し、直ちに当該土砂埋立て等を停止し、速やかに土壌汚染防止に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。なお、当該事業者がその勧告に従わないときは、その者の氏名等を公表することができる。</p>

※ 「特定有害物質」とは、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第1条に定める特定有害物質であり、「土壌基準」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）の基準である。

特定有害物質の種類及び土壌基準は下表のとおり。

区 分	特定有害物質名	土 壌 基 準 (単位：mg/L)	備 考 (主 な 用 途)
揮発性 有機化合物	クロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	0.002以下 0.002以下 0.004以下 0.1以下 0.04以下 0.002以下 0.02以下 0.01以下 1以下 0.006以下 0.01以下 0.01以下	ポリ塩化ビニルの原料 原料・溶剤（オゾン層保護のため製造・使用禁止） 樹脂原料、塩化ビニルモノマーの原料 ポリ塩化ビニリデンの原料 溶剤、香料、有機合成 土壌燻蒸剤、殺線虫剤 脱脂洗浄、冷媒、発泡剤 ドライクリーニング溶剤、脱脂 金属洗浄剤（オゾン層保護のため製造・使用禁止） 溶剤、塩化ビニリデンの原料 脱脂洗浄溶剤 染料、溶剤、合成ゴム等の原料、ガソリン成分
重金属等	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 うちアルキル水銀 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	0.003以下 0.05以下 検出されないこと 0.0005以下 検出されないこと 0.01以下 0.01以下 0.01以下 0.8以下 1以下	メッキ、合金、電池、ブラウン管 合金材料、メッキ、皮なめし アクリル樹脂、染料、殺菌剤の原料 体温計、農薬、アマルガム 農薬（製造中止）、防腐剤 整流器、太陽電池、複写機感光剤 鉛管、蓄電池、ハンダ、活字 半導体、合金、防腐剤、顔料 アルミ精錬、ガラス製造、鉄鋼 医薬品、電気メッキ、釉薬
農薬等	シマジン チオベンカルブ チウラム PCB 有機りん化合物	0.003以下 0.02以下 0.006以下 検出されないこと 検出されないこと	除草剤 除草剤 硫黄殺菌剤、ゴム製造 トランス油・コンデンサー（製造・使用禁止） 殺虫剤

（参考資料）「騒音規制のしおり」

令和8年4月 石川県

「PRTR制度に基づく届出のしおり」

令和8年4月 石川県

「土砂埋立て等における特定有害物質規制のしおり」

令和8年4月 石川県

（問合せ先） 石川県環境政策課

電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

5 環境影響評価の手續

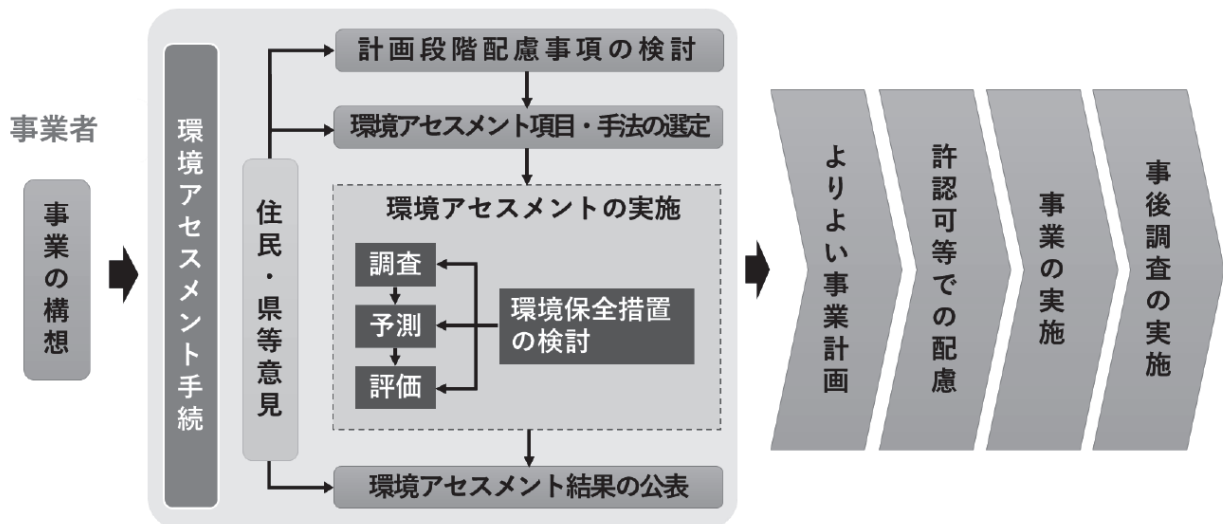
豊かで快適な暮らしをするためには、交通の便をよくするために道路や空港を作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ることなどはいずれも大切なことですが、このような開発事業の実施に当たっては、環境に適切に配慮する必要があります。

このため開発事業の内容を決めるにあたって、環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる環境影響評価（環境アセスメント）制度を設けています。

石川県では、平成11年6月から「石川県環境影響評価条例」、また、平成16年4月からは「ふるさと環境条例」によって、一定規模以上の事業を対象に環境影響評価を行うよう規定しています。

また、環境影響評価の対象とならない規模の開発事業についても、同条例で事業者自らが事業の実施に係る環境への配慮に努めることとしており、石川県では「石川県開発事業等環境配慮指針」を作成し、事業者への配慮を促すための措置を推進しています。

〈環境影響評価の考え方と進め方フロー〉



〈環境影響評価の項目〉

調査・予測・評価の対象となる項目は、次のとおりです。

環境の構成要素の良好な状態の保持	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、地形・地質、土壌、水利用、樹林地、雨水排水、日照
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物、動物、生態系
快適環境の保全・創造	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財
環境への負荷の低減	廃棄物等、温室効果ガス等

注) 詳細は、「石川県環境影響評価技術指針」をご覧ください。

〈環境影響評価手続きが必要な対象事業及び規模要件一覧〉
 (「環境影響評価法」と「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」との比較)

対象事業の種類	環境影響評価法		ふるさと石川の環境を守り育てる条例	
	第1種事業	第2種事業	第1区分事業	第2区分事業
1 道路				
・高速自動車国道	すべて	—	すべて	—
・首都高速道路など	4車線以上	—	—	—
・一般国道	4車線以上、10km以上	4車線以上、7.5km以上10km未満	4車線以上、10km以上	4車線以上、7.5km以上10km未満
・林道	幅員6.5m以上、20km以上	幅員6.5m以上、15km以上20km未満	幅員6.5m以上、20km以上	幅員6.5m以上、15km以上20km未満
2 河川				
・ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
・堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
・湖沼水位調節施設	湖沼開発面積100ha以上	湖沼開発面積75ha以上100ha未満	湖沼開発面積100ha以上	湖沼開発面積75ha以上100ha未満
・放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道				
・新幹線鉄道	すべて	—	すべて	—
・普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満	10km以上	7.5km以上10km未満
・軌道(普通鉄道相当)	10km以上	7.5km以上10km未満	10km以上	7.5km以上10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所				
・水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万kw以上3万kw未満	出力3万kw以上	出力2.25万kw以上3万kw未満
・火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万kw以上15万kw未満	出力15万kw以上	出力11.25万kw以上15万kw未満
・地熱発電所	出力1万kw以上	出力7,500kw以上1万kw未満	出力1万kw以上	出力7,500kw以上1万kw未満
・風力発電所	出力5万kw以上	出力3.75万kw以上5万kw未満	出力1万kw以上	出力7,500kw以上1万kw未満
・太陽電池発電所	出力4万kw以上	出力3万kw以上4万kw未満	—	—
・原子力発電所	すべて	—	すべて	—
6 廃棄物処理施設等				
・廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満	面積5ha以上	—
・焼却施設	—	—	処理能力100トン/日以上	—
・し尿処理施設(コミュニティプラント除く。)	—	—	処理能力100kL/日以上	—
7 公有水面埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積50ha以上(工業地域、工業専用地域は100ha以上)	—
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地造成の事業				
・宅地造成の事業(工場用地等含む。)	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
・住宅団地造成事業	—	—	面積100ha以上	—
14 工場又は事業場	—	—	燃料使用量15kL/時以上	—
	—	—	排出水量1万m ³ /日以上	—
15 畜産施設				
・牛	—	—	1,000頭以上	—
・豚	—	—	10,000頭以上	—
16 レクリエーション施設等				
・ゴルフ場	—	—	18ホール以上平均100m以上 9ホール以上平均150m以上	自然公園等の区域面積15ha以上
・スキー場	—	—	面積3ha以上	—
・別荘団地等	—	—	面積50ha以上	自然公園等の区域面積15ha以上
・大規模レクリエーション施設	—	—	面積50ha以上	面積15ha以上

注1) 〇で囲った部分は、石川県独自の対象事業・規模要件に該当するもの。

注2) 詳細は、「環境影響評価法施行令別表第一」及び「ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則別表第5」を参照のこと。

(参考資料) 「環境アセスメント制度のあらまし」 令和5年 8月 環境省

「環境アセスメント制度のあらまし」 令和4年10月 石川県

(問合せ先) 石川県環境政策課

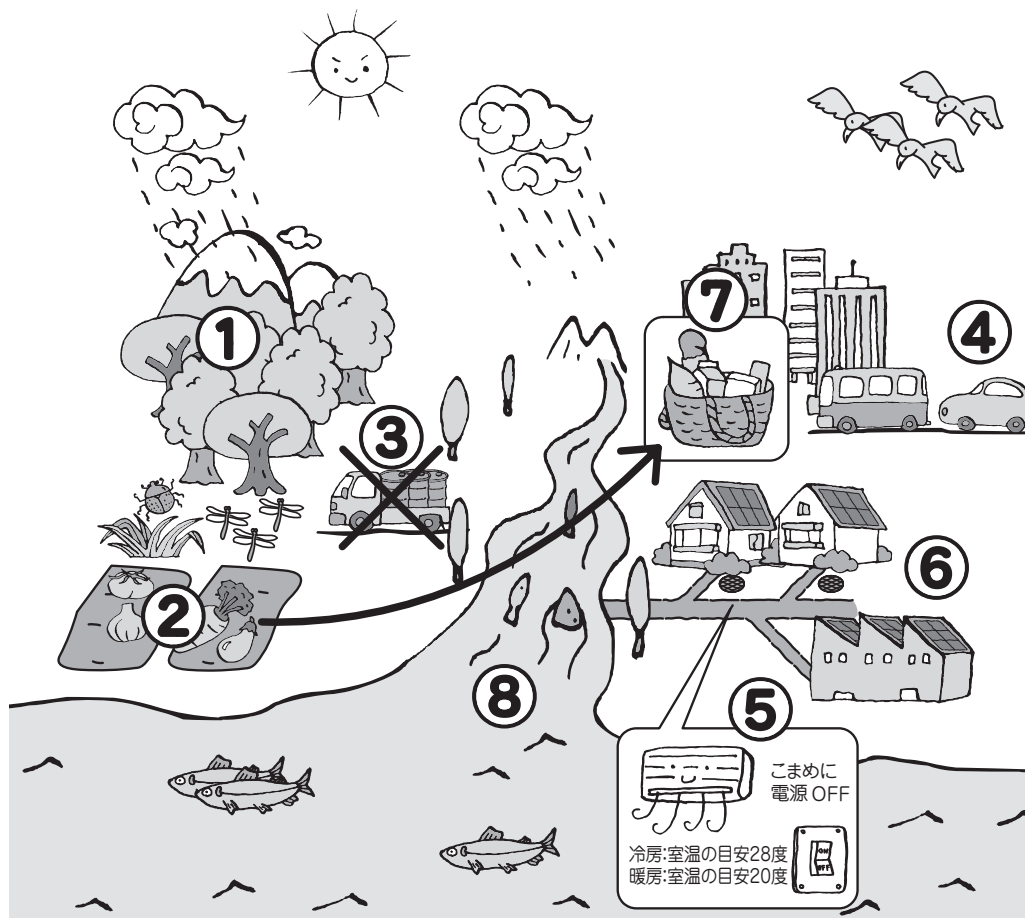
電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

6 地球環境の保全と循環型社会の形成

21世紀の社会経済の在り方として、環境と経済を統合し、持続可能な社会を志向するという考え方が提起されています。

そのため、「地球温暖化防止」と「循環型社会」というキーワードにより、事業者、県民、行政あげて環境に配慮した事業活動やライフスタイルに転換し、環境負荷の継続的な低減を図っていく必要があります。

〈事業者、県民、行政あげて環境保全に取り組んだ将来の環境のイメージ〉



- ①里山：手入れが行き届かなかった山林を里山ワーキングホリデーなどで管理
- ②グリーンツーリズム：田んぼから地下にしみ込む水も大切。耕作放棄された田畑を活用して農山漁村と都市の共存
- ③産業廃棄物の不法投棄撲滅：産業廃棄物のないきれいな山林や谷を実現
- ④自動車の使用合理化：自転車やバスを利用して車の使用を控え、エコカーの導入で地球温暖化防止
- ⑤家庭・工場での省エネ：家庭の省エネ行動、工場の省エネ工事（ESCO）などで地球温暖化防止
- ⑥家庭・工場での再生可能エネルギー導入：太陽光発電システム、風力発電機などの導入
- ⑦買い物で地球温暖化防止：マイバッグ持参で、旬の野菜や果物、地元産のものを購入（地産地消）
- ⑧良質な水質：事業場では、地下水を有効利用し、廃水で川や海を汚さない

ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (平成16年3月23日 条例第16号)
地球環境の保全と循環型社会の形成のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 地球温暖化対策の推進に係る基本理念 (条例1239の2)	○ 地球温暖化対策は、県民並びに県、国、市町、事業者及び民間団体等が密接に連携しながら、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指して行うこと。
2 温室効果ガスの排出削減 (条例240) ☆温室効果ガス	○ 何人も、地球温暖化の防止に資するため、その日常生活において、照明機器、冷暖房機器その他のエネルギーを消費する機械器具の効率的な使用、省エネルギーに資する機械器具の導入、フロン類の回収の推進等に積極的に取り組み、温室効果ガスの排出の削減に努めること。
3 地球温暖化対策計画書等の作成・提出 (条例242、242の2) ☆地球温暖化対策計画書 ☆地球温暖化対策実施状況報告書	○ 燃料・電気等のエネルギー使用量の多い工場・事業所は、温室効果ガスの排出の削減に関する措置等を定めた計画書を作成し、知事に提出すること。 ○ 知事は、計画書の提出があったときは、その内容を公表することができる。 対象：省エネ法に規定する第1種及び第2種エネルギー管理指定工場等
4 事業活動における廃棄物等の発生抑制等 (条例248)	○ 事業者は、原材料等が廃棄物等となることを抑制するように努めること。また、排出する廃棄物等のうち、有用な廃棄物等については、再使用、再生利用等循環的に利用されるように、そうでないものについては、適正な処分がなされるよう努めること。
5 環境に配慮した産業活動の推進 (条例252)	○ 産業活動に従事する者は、環境に配慮した次の活動に努めること。 (1) 廃棄物の排出抑制や循環資源の積極的利用 (2) 資源やエネルギー利用の効率化 (3) 自らの事業活動によって生じる環境負荷の程度の評価

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく地球温暖化対策計画書等の作成・提出について

地球温暖化対策計画書の記載事項

- ①地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 ②温室効果ガスの排出の状況 ③温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置

地球温暖化対策実施状況報告書の提出について

計画書提出後、地球温暖化対策実施状況報告書を提出願います。

詳しくは、当制度のホームページに掲載してある「地球温暖化対策計画・実施状況報告書作成の手引き」をご参照ください。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/on_keikaku/index.html

提出スケジュール

- ①エネルギー管理指定工場等に指定された年の7月末日までに3カ年計画を石川県カーボンニュートラル推進課に提出
 ②計画書提出の翌年から、毎年7月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書を提出
 ③計画期間が終了する年の7月末日までに新たな3カ年計画を提出

(問合せ先) 石川県カーボンニュートラル推進課
 石川県資源循環推進課

電話 076-225-1462 FAX 076-225-1479
 電話 076-225-1471 FAX 076-225-1473

第4章 石川県環境総合計画

県では、平成16年3月に「ふるさと環境条例」を制定し、その中で、今後の目指すべきビジョンと各主体のとるべき行動を示すとともに、令和2年3月には条例の目指すところを具体化した新たな「石川県環境総合計画」を策定しました。

令和4年9月には、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた国の地球温暖化対策計画の改定等、本県の環境保全に関する状況の大きな変化を踏まえ、「石川県環境総合計画」を一部改定しました。

企業にとってはこういった行政計画の内容を把握しておくことにより、スムーズに環境保全活動に取り組むことができ、企業内の省エネやリサイクルを推進し、経済効率を上げ、さらには、新たな環境関連産業へ進出する足がかりにもなります。

第2章と第3章で環境保全に関する主な法令と条例について概説してきましたが、本章では、「石川県環境総合計画」の中で、主に企業活動に関係する、

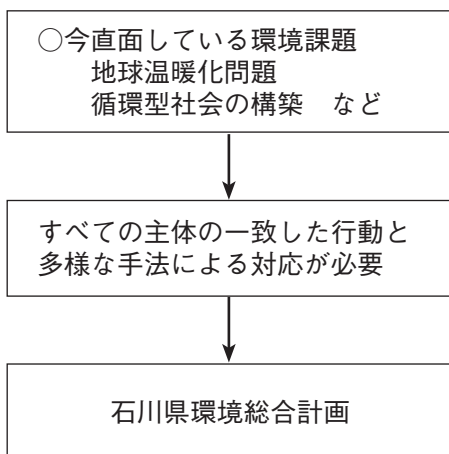
- ・ 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減（第1章（1）①）
- ・ 循環型社会の形成（第2章）
- ・ 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進（第5章）

について、「目指す環境の姿」、「行動目標」及び「事業者の取組」を中心に概説しています。

1 石川県環境総合計画とは？

「石川県環境総合計画」は、「ふるさと環境条例」に基づく、県民、事業者、民間団体、行政等が協働して石川の環境を守り育てていくための行動指針としての役割を果たす計画です。

この計画は、地球温暖化防止、循環型社会の構築、自然と人との共生など、本県を取り巻く環境全般について、目指すべき環境の姿、その実現のための道すじ、具体的な行動目標及び各主体ごとの取組内容をできるだけ分かりやすく盛り込んだものです。



環境総合計画推進キャラクター
“エコッピー”

計画は、2編から構成されています（以下に計画の構成図を掲げます）。

第1編は、「計画の基本的事項」で、「計画策定の趣旨」、「計画期間と目標年次」、「計画の構成」、「計画の推進と進行管理」、「条例や法律との関係」について示しています。

第2編は、「計画推進のための取組み」で、6つの柱を立て、それぞれの柱ごとにその目的に沿った環境施策項目を設定しています（全体で26項目）。

そして、各項目ごとに、「現状」「課題」「目指すべき環境の姿」「取組の方向性」「行動目標」を示しています。

行動目標は、県民、事業者、行政が協働して取り組むことを基本にして設定し、全体で87項目あります。

図 環境総合計画の構成（概要）



(問合せ先) 石川県環境政策課

電話076-225-1463 FAX 076-225-1466

2 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

(石川県環境総合計画 第1章(1)①)

カーボンニュートラルの推進については、世界的な課題であると同時に、県民全てに関わる身近な問題でもあります。県では、令和4年9月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を行うとともに、ふるさと環境条例に、県民、事業者、行政等が密接に連携しながら、その実現を目指すことを規定しました。

カーボンニュートラル実現に向けて、県民の理解と実践を促進していくことや、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を進めます。さらには、全国に比べて家庭部門や運輸部門の温室効果ガスの排出割合が高いという本県の特徴を踏まえた実効性のある取組を推進します。

● 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

【目指すべき環境の姿】

長期目標：2050年までに県内の温室効果ガス排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指します。

中期目標：2030年度の温室効果ガス排出量を50%削減します。（2013年度比）。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
家庭版環境ISO認定家庭（エコファミリー）数	120,000家庭
地域版環境ISO認定地域数	120地域
学校版環境ISO認定学校数	県内全校
エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定数	全園の7割
新築住宅に占めるZEH（ZEH Nearly,ZEH Orientedを含む）の割合	24%
ゼロエネ住宅アドバイザー認定者数	200人
事業者版環境ISO、工場・施設版環境ISO登録事業所数	1,000事業所
乗用車における環境配慮型自動車（EV,PHV,FCV,HV）が占める割合	26%
EV,PHV,FCVの普及台数	6,400台



3 循環型社会の形成（石川県環境総合計画 第2章）

廃棄物の排出量は横ばいまたはゆるやかな減少傾向であり、廃棄物の排出抑制と循環的利用のさらなる促進が課題となっています。

今後は全ての消費者や事業者が、自ら排出量を削減したり、製品をできる限り長く利用したり、副産物等を新たな原材料として再生利用したりすることが求められています。

その上で、現状の技術をもってしても循環資源として利用できない性状のものだけを、適正に埋立処分して管理していくことが必要です。また、廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管などの不適正処理の防止策の強化や原状回復の仕組みづくりが課題となっています。

(1) 廃棄物等の排出抑制

【目指すべき環境の姿】

- ・廃棄物等の排出抑制や分別排出が徹底され、循環資源の再使用や再生利用・熱回収、廃棄物の適正な処分の確保とあいまって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が極力低減されています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
事業者版環境ISO、工場・施設版環境ISO登録事業者数	1,000事業所

(2) 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

【目指すべき環境の姿】

- ・循環資源の再使用、再生利用、熱回収の徹底により、貴重な資源やエネルギーとして有効利用されています

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
産業廃棄物の最終処分量	72千トン
下水汚泥の有効利用率	73%
美味しいいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,650店舗

(3) 適正な処分

【目指すべき環境の姿】

- ・廃棄物が適正に処理されるとともに、非常災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理されることにより、生活環境が保全され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
産業廃棄物の最終処分量（再掲）	72千トン
電子マニフェストの普及率	70%
PCB廃棄物の保管事業者数	0事業場

(4) 不適正処理の防止

【目指すべき環境の姿】

- ・廃棄物の不法投棄などの不適正処理による環境汚染や景観破壊が生じることなく、安全・安心な暮らしが確保されています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
電子マニフェストの普及率（再掲）	70%

4 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

(石川県環境総合計画 第5章)

本県には、環境ビジネスに結びつくすぐれた環境があり、また、環境マネジメント活動に取り組む事業者が多く存在するなど環境ビジネスが発展する潜在力があると考えられます。さらに、エコ農業者の増大やグリーン・ツーリズム、地産地消の推進など第1次産業が持つ環境保全機能を維持・発揮する取組が進んでいます。

こうした取組を進め、質の高い環境の形成に資する産業活動を推進するためには、環境マネジメント活動に取り組む事業者の更なる増大、環境ビジネスの実態把握、第1次産業が持つ環境保全機能の維持・発揮への取組の成熟の必要性、さらには、これらに対する支援のあり方といった課題があります。

(1) 環境に配慮した産業活動の推進

【目指すべき環境の姿】

- ・あらゆる事業活動において、環境に配慮した取組が浸透することにより、産業と環境との調和が保たれています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
事業者版環境ISO、工場・施設版環境ISO登録事業者数（再掲）	1,000事業所
産業廃棄物の最終処分量（再掲）	72千トン

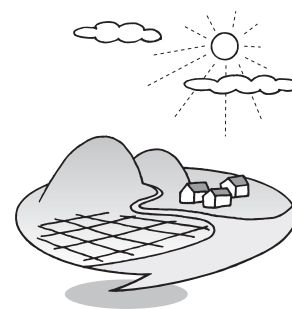
(2) 環境ビジネスの推進

【目指すべき環境の姿】

- ・本県の地域資源を活用した環境ビジネスの創出・育成が図られ、環境と経済の好循環が形成されています。

【行動目標（抜粋）】

指標名	目標値
いしかわエコデザイン賞の受賞件数	200件



〈参考資料〉

環境にやさしい企業活動のための支援措置要覧

企業が環境にやさしい製品開発や公害防止・リサイクル施設整備等に取り組む際に、その支援措置として、各種補助金制度、融資制度、税制優遇措置などがありますが、今回その代表的なものを掲載しました。

(1) 補助金制度等

① 電気自動車等購入促進事業費補助金

対象：1. 県内に居住する個人（個人事業主を含む）
2. 県内に事業所、事務所等を有する法人

対象車両：（一社）次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（国補助金）」の対象車両のうち、「電気自動車」「プラグインハイブリッド自動車」「燃料電池自動車」の区分に該当するもの

※ 対象車両は（一社）次世代自動車振興センターのホームページ参照

補助要件：・「電気自動車」「プラグインハイブリッド自動車」にあっては、太陽光発電設備を設置もしくは再エネ100%電力を契約していること
・国補助金の交付を受けること等

補助金額：・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 15万円/台
・燃料電池自動車 30万円/台

（問合せ先）石川県カーボンニュートラル推進課 電話 076-225-1462 FAX 076-225-1479

(2) 融資制度

① 石川県の制度融資

ア 環境保全資金融資制度

対象：石川県内に事業所を有する中小企業者及びその団体

事業：公害防止施設等の整備事業（工場移転に伴う用地取得費を含む。）

産業廃棄物の処理施設の整備事業

循環型社会づくりのための施設整備事業（産業廃棄物再生利用施設、地下水使用合理化施設、緑地整備等）

地球環境保全のための施設整備事業（フロン回収設備）

ISO14001の導入事業

限度額：5,000万円（一部の事業 1億円）

利率：一般2.40%以内、特利2.40%以内（令和8年3月現在）

（問合せ先）石川県環境政策課 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

イ 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度

対象：石川県内に事業所を有する中小企業者及びその団体

事業：(1) 産業廃棄物最終処分場の整備事業

(2) 産業廃棄物焼却施設の整備事業（ただし両事業とも廃棄物処理法上の設置許可を要する施設に限る。）

限度額：(1) 5億円

(2) 1億円

利率：1.60%以内（令和7年3月現在）

（問合せ先）石川県資源循環推進課 電話 076-225-1471 FAX 076-225-1473

ウ 経営革新等支援融資制度

対象：法の規定に基づき、経営革新計画を作成し、知事又は大臣の承認を受けた者

事業：経営革新計画に基づいた新商品・新役務の開発・導入等、事業活動の向上に資する事業

限度額：2億円（運転資金は5,000万円）

利率：2.40%以内等（令和8年3月現在）

（問合せ先）石川県経営支援課 電話 076-225-1522 FAX 076-225-1523

エ 省エネ投資促進支援融資

事業：省エネ設備へ更新、又は省エネ機能を付加する事業

限度額：2億円（運転資金は2,000万円）

利率：2.40%以内等（令和8年3月現在）

（問合せ先）石川県経営支援課 電話 076-225-1522 FAX 076-225-1523

② その他の金融制度

ア 日本政策金融公庫 国民生活事業

融資の種類：環境・エネルギー対策貸付（環境・エネルギー対策資金）

（問合せ先）日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 電話 0570-045202 FAX 076-224-0754

日本政策金融公庫小松支店 国民生活事業 電話 0570-045445 FAX 0761-23-2129

イ 日本政策金融公庫 中小企業事業

融資の種類：環境・エネルギー対策貸付（環境・エネルギー対策資金）

（問合せ先）日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 電話 076-231-4275 FAX 076-262-2384

ウ 独立行政法人中小企業基盤整備機構

対 象：複数の中小企業が共同で取り組む事業に対して、都道府県と協力して資金貸付

利 率：1.00%（令和7年度貸付決定分。特別な場合は無利子）

（問合せ先）高度化事業部 高度化事業企画課 電話03-5470-1528 FAX 03-5470-1532

(3) 税制優遇措置

① 国税

法人税

- 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合の特別償却

※令和4年7月1日から令和8年3月31日までに事業の用に供した資産に限り適用可能

- 基盤確立事業用資産の取得等をした場合の特別償却

※令和4年7月1日から令和8年3月31日までに事業の用に供した資産に限り適用可能

- 生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）

※令和3年8月2日から令和8年3月31日までに認定を受け、かつ、その認定を受けた日以後3年以内に事業の用に供した資産に限り適用可能

② 地方税

ア 固定資産税

下記に対する課税標準の特例 ※適用期間及び終了年度はそれぞれ異なります

- 公害防止用施設

①水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律による以下の施設

ア ごみ処理施設 イ 一般廃棄物最終処分場 ウ 産業廃棄物処理施設

③下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設

- 一定の低公害自動車に燃料を充てんするための設備

- バイオ燃料製造事業者が取得するバイオ燃料製造施設

- 再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス）

イ 事業所税

下記に対する課税標準の特例

- 公害の防止又は資源の有効な利用のための施設（汚水処理施設、ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設等）

- 産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業（浄化槽清掃事業又は廃油処理事業）の用に供する事務所以外の施設

(4) その他

① 脱炭素総合サポート窓口

ワンストップで相談対応を実施

（問合せ先）石川県カーボンニュートラル推進課 電話 076-225-1469 FAX 076-225-1479

H P : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/index.html>

※詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

② いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO取得・更新セミナー

日時・場所：未定（令和8年度は3回開催予定）

内容（予定）：いしかわ版環境ISOの概要、取得メリット

申請書（環境行動計画書等）の作成レクチャー

個別相談

（問合せ先）石川県カーボンニュートラル推進課 電話 076-225-1469 FAX 076-225-1479

H P : https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/syutoku.html

※詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○ 環境関連ホームページアドレス

機 関 名	ホームページアドレス (主な内容)
石川県生活環境部環境政策課	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/ (環境保全のための条例、計画等、環境情報全般)
いしかわ環境情報サイト	https://ishikawa-ecoweb.pref.ishikawa.lg.jp/ (環境情報全般)
県民エコステーション (（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議)	https://www.eco-partner.net/ (環境情報全般)
環境省	https://www.env.go.jp/ (環境法令等、環境情報全般)
(国研) 国立環境研究所	https://adaptation-platform.nies.go.jp (気候変動適応に関する情報)
中部経済産業局	https://www.chubu.meti.go.jp/ (資源・エネルギー・環境政策全般)
EICネット (（一財）環境イノベーション情報機構)	https://www.eic.or.jp/ (環境情報全般)
(公財) 日本環境協会	https://www.jeas.or.jp/ (環境保全に関する講演会・シンポジウム等の目録データベース)
全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)	https://www.jccca.org/ (地球温暖化に関する情報)
(一財) 省エネルギーセンター	https://www.eccj.or.jp/ (省エネルギーに関する情報、調査結果)
グリーン購入ネットワーク	https://www.gpn.jp/ (エコ商品リスト、他)
エコマーク事務局 ((公財) 日本環境協会)	https://www.ecomark.jp/ (エコマーク商品情報)
エコアクション21中央事務局 (（一財）持続性推進機構)	https://www.ea21.jp/ (エコアクション21に関する情報、他)
(公財) 石川県産業創出支援機構	https://www.isico.or.jp (企業支援情報、セミナー開催案内、他)



石川県環境総合計画
推進キャラクター



石川県エコ・リサイクルシンボルマーク



石川県生活環境部

〒920-8580 金沢市鞍月1-1
TEL076-225-1463 FAX076-225-1466
E-mail : e170100@pref.ishikawa.lg.jp
URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html>